

今後の文化施設の在り方について ～文化施設をハブとした「創造的循環」の形成～ (論点整理 (案))

参考資料集



令和8年3月10日

目次

○文化施設部会での議論の範囲（P.3～P.9）

- ・第1期からの議論の発展
- ・文化施設と文化的活動
- ・これまでの委員の意見整理

○文化施設を取り巻く背景・課題（P.8～P.35）

- ・文化施設の展開
- ・文化施設が直面する変化
- ・インバウンドの状況（旅行者数）
- ・日本のコンテンツ産業の海外展開の市場規模（推移）
- ・博物館・劇場・音楽堂等数に係る基礎データ
- ・文化施設の課題
- ・劇場・音楽堂等の展開
- ・博物館の基本的運営方針と検討経緯
- ・博物館の目的・使命の策定・公表の状況

○文化施設の可能性（P.34～P.54）

- ・文化施設が直面する変化
- ・文化施設における多角的取組

○文化施設が今後目指すべき姿（P.52～P.63）

- ・文化施設の未来像について
- ・社会変容と文化施設の必要な機能
- ・文化施設の機能とアセット
- ・文化施設と地方創生
- ・文化施設における2030年～2060年（課題）
- ・利用者目線から見て文化施設が提供する価値
- ・（参考）博物館に求められる役割・機能

○今後求められる施策の方向性（P.64～P.117）

- ・文化施設におけるネットワーク連携について
- ・第2期第1回の議論を踏まえたネットワーク連携の類型
- ・効果的と考えられる連携モデル（案）
- ・「地域構想推進プラットフォーム」の構築（イメージ）
- ・＜参考＞地域の高等教育へのアクセス確保を図るための仕組み（イメージ）
- ・「知の総和」答申を踏まえた地域大学振興の推進
- ・ウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進
- ・「地域の学びと実践プラットフォーム」のねらいと効果
- ・地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：地域づくりに役立つ社会教育）
- ・博物館における広報活動の実施状況
- ・人口減少下におけるコンパクトシティ化の可能性
- ・公共施設等総合管理計画について
- ・重点支援地方交付金等を活用した文化施設への支援について
- ・地域未来交付金（地域未来推進型交付金）の活用について

- ・文化施設によるインバウンド振興支援事業
- ・障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長及び拡充
- ・文化芸術へ資金が流れる方法～税控除（参考）寄附金に係る税制優遇の概要
- ・寄付・ファンディングの普及に向けた文化庁の取組
- ・博物館法における博物館の入館料に係る規定について
- ・博物館の入館料に係る国際的な状況について
- ・指定管理者制度の概要
- ・指定管理者制度の運用に関する通知
- ・文化施設の指定管理者制度導入状況（令和3年10月現在）
- ・文化施設における指定管理者制度のメリット
- ・文化施設における指定管理者制度のデメリット
- ・文化施設におけるPPP・PFIの活用
- ・文化施設におけるコンセッションについて
- ・博物館資料に係る電磁的記録の作成・公開に関する規定
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化の目的・状況について
- ・博物館機能強化推進事業
- ・人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援
- ・外部人材の活用（例）
- ・デジタルアーカイブの実施館は4分の1
- ・自治体戦略2040構想
- ・専門人材の育成や適切な人材配置
- ・博物館の職員、人材育成について
- ・第4期文化経済部会アート振興ワーキンググループの報告書（抄）
- ・外部人材の活用（例）
- ・新制度施行を踏まえた体制強化等を目指す館への専門的人材派遣
- ・博物館機能推進事業（専門的人材派遣）活用事例
- ・令和7年度ミュージアム専門職員等在外派遣事業
- ・文化庁、独立行政法人で実施している博物館関係研修
- ・文化庁で実施している劇場・音楽堂等関係研修
- ・クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業

○更に検討を深めるべき事項（P.118～P.139）

- ・【参考】各ワーキンググループでの検討内容
- ・博物館におけるコレクション・マネジメント
- ・博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案について
- ・博物館登録事務の所管に係る検討について
- ・劇場・音楽堂等に関する制度
- ・劇場・音楽堂等WGにおける主な意見
- ・改正後の指針の在り方及び構成について
- ・劇場・音楽堂等の機能モデルについて（案）
- ・劇場・音楽堂等のタイプ
- ・劇場・音楽堂等における人材の確保について
- ・現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進

文化施設部会での議論の範囲

第1期からの議論の進展

第1期、第2期を通じて、提示された論点を整理すると以下のような流れで構成できるのではないかと。また、十分に意見交換できていないテーマについて、さらに議論を深めたり、ヒアリングを行うことが考えられるのではないかと。

テーマ 2030～2060年における文化施設（文化的活動が行われうる施設）の在り方

社会背景

- ・人口減少
- ・税収減少
- ・社会インフラの老朽化
- ・グローバル化
- ・デジタル化
- ・ニーズの多様化と外部化

文化施設の 未来像

- ・文化施設が果たすべき機能
- ・文化施設の理想的な姿
- ・果たすべき機能・理想的な姿の実現に向けて想定される課題

課題の解決に 向けた手段

ネットワーク連携

人材育成

評価・広報

コンテンツの充実

役割分担

施設運営 ……

- これまで、文化庁は、博物館法や劇場・音楽堂等法の対象施設を「文化施設」として政策運営や支援を推進。
- 実際の人々の文化的活動を見ると、公共性や社会性の高い施設（社会教育施設〔例：図書館、公民館〕）や、生活性や事業性が高いものの、同時に我が国の歴史・文化を体現している施設〔例：古民家、酒蔵〕などにおいても、活動が行われ、「場」として活用されているケースも少なくないのではないか。

⇒ 文化施設部会での議論においては、**広く文化的活動が行われる「場」**を、必要に応じて議論のスコープに入れて考えるべきではないか。



必要に応じて議論のスコープに

- 議論のスコープを広くとらえることで、これまでの活動をさらに充実し、互いの強みを活用するヒントが得られる可能性。
- さらに、これまでの利用者層を超えたユーザー層にリーチすることが可能となるのではないか。

いわゆる「文化施設」



(博物館、劇場・音楽堂等)

強み

- ・知識欲や関心等に対して、総合的に提示・表現・発信が可能
- ・専門人材による高度な知識の提供
- ・街の中心にあり、利便性が高い
- ・地域性の体現、市民からの期待

課題

- ・文化活動の多様化・多角化への対応力
- ・予算・運営資金の確保
- ・物理的なキャパシティ不足
- ・専門人材不足（外部人材の登用）
- ・デジタル化への対応
- ・関係機関との連携

文化的活動も行われうる施設



【類型①】

公共性や社会性が高い施設
(図書館、公民館、体育館、アリーナ等)

- ・誰もが気軽にアクセス・利用可能
- ・学習・文化的な活動の拠点
- ・地域の拠り所
- ・コミュニティの形成

- ・予算・運営資金の確保
- ・専門人材不足（外部人材の登用）
- ・デジタル化への対応
- ・関係機関との連携



【類型②】

生活性や事業性が高く、
歴史・文化を体現する施設
(古民家・酒蔵等の伝統的建築物等)

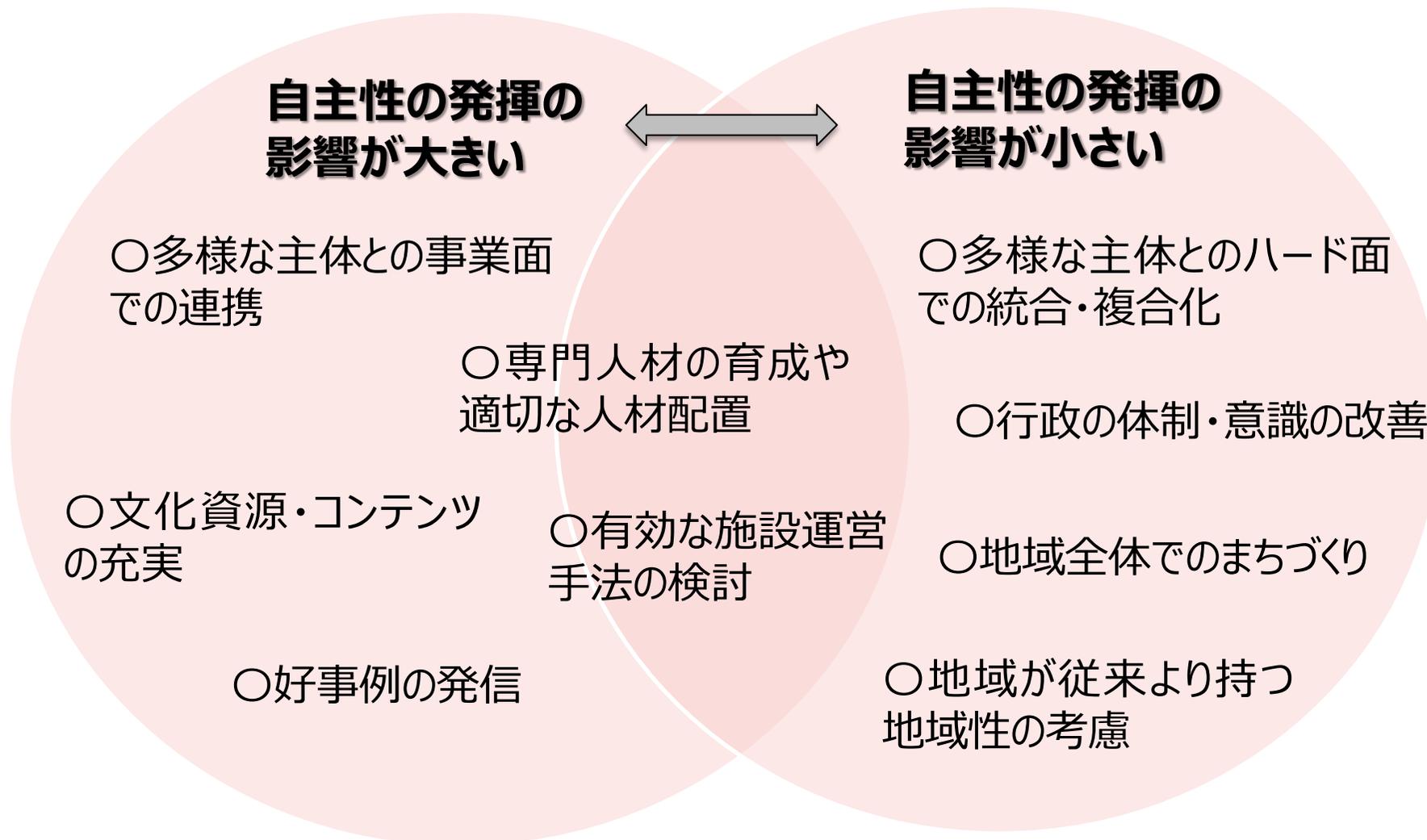
- ・地域の誇りや心の拠り所、安心感
- ・伝統的な建築や活動が持つ歴史的/文化的価値との共存
- ・地域文化の拠点としての機能
- ・地域の伝統的行事の継承拠点

- ・後継者問題（高齢化問題）
- ・メンテナンスコスト（維持費）
- ・デジタル化含めて時代が求める新たな機能や利便性とのバランス確保

これまでの委員の意見整理①

以下のとおり、文化施設の自主性の発揮が大きく影響を与えられる領域と、文化施設と他の主体との協働が欠かせない領域があると考えられる。

本部会での議論は当面、各文化施設の自主性の発揮が効果的に作用する領域を中心に取り扱ってはどうか。



これまでの委員の意見整理②

【ネットワーク連携】

- ・館の特徴としても、文化だけでなく健康や教育等、他分野と連携することは今や当然。そういう特徴のあるハブ館が展開していけるか。
- ・地域に必要な場所になるために地域課題を解決する→解決には博物館の人材だけでは十分でない→他の施設との融合、多機能化と言ったことも必要ではないか。
- ・文化的価値を持つコミュニティの数を減らしてはいけな。それを残しながらいかにネットワーク化するか、総合的に検討できるプラットフォームが必要。
- ・アートフェア等が行われると一度に複数館が集まるのでネットワーク連携できるが、一度一緒にやるだけでは意味が無い。それをきっかけに本質的なネットワーク形成まですべき。
- ・連携には、リスクを減じてメリットを高める効果があり、収入増や品質向上、施設の資源の相互補完が期待できる。
- ・汎用性があるネットワークの姿を仕組み化して示すことが必要。ネットワークの類型も整理できるのではないか。
- ・様々なレイヤーの個人的なつながりによるネットワークの存在も念頭に置くことが必要。
- ・連携にあたっては、中核となる主体をどのように考えるかが重要。

【地域振興・まちづくり】

- ・地域に行けば行くほど、歴史系の博物館等、その立地に価値や意味がある施設があり、簡単に都市部に統合という訳にはいかない。
- ・博物館が地元の誇りを生み出す可能性は大きい。
- ・その地域の有名人や作品等と文化施設のコンセプトを合わせた町おこしも。
- ・コンパクトシティは施設によって良し悪しが変わる。施設が地域の中心だけに集まってしまった場合、人が逆に郊外に出てしまうパターンもあるので、十分な分析が必要。
- ・住民にとって良い施設を考えるためには、施設を超えた都市デザイン、まちづくり的な発想が重要。
- ・観光客にとって良いもの、住民にとって良いもの、その関係性も要確認。
- ・文化施設に行くための交通手段の問題あり、行政縦割りでは無く、地域全体として盛り上げ必要。
- ・今後の人口減少では、行政の積極性によって栄える町と廃れる町の差が開くのではないか。
- ・まちづくりの中で、住民とファンが交流する場として博物館や美術館も重要。
- ・文化施設のほうからまちづくりを用意させることは難しい、理想の全体最適を描きながら部分最適していくのでは。

【文化資源・コンテンツ】

- ・ファッション、マンガ、アニメ、建築など、日本の強いコンテンツを体系的に見せることのできる文化施設を作るべき。
- ・コンテンツの中身によって、どういう施設や運営形態にするか検討すべき。
- ・文化施設の持続可能性は、本来文化施設が持つべきコンテンツの力が必要。
- ・ザンビアでは村丸ごと博物館、のようなコミュニティミュージアムの事例あり。
- ・文化芸術がビジネスとして成り立たない地方でどういうコンテンツを支援しなければいけないかが見えてくると、将来的にどういう文化施設を維持していく必要があるかないかも見えてくる。

【人材】

- ・プロデュースできる人材が重要。そういう人は既にいるが、もっと顔が見える形で活躍していくべき。
- ・人材それぞれの専門性をどうとらえて配置するか。
- ・優れたプロデューサーが各施設をつなぎながら地域に根づいて、自治体と教委とも連携して、地域全体をプロデュースする人が育つかどうか。
- ・芸術は人が作るものなので、人に焦点を当てる必要がある。
- ・非正規雇用が多い現代への対応。
- ・公立施設は現在でも苦しい中で、各館の規模や内容に応じて、人とお金をどう組み合わせるか。
- ・行政と一般の方々を巻き込むことが必要。商工会議所等、文化関係だけでなく町おこし等に貢献できる人材も重要。
- ・現場職員から経営側になる際の研修が必要。研修の一覧があれば共有して欲しい。
- ・若い人たちをどう議論に巻き込むか。
- ・学校教育との繋がりが重要。幼少期から文化施設を馴染の場所にするにはどういう繋がりが良いのか、若い世代に考えてもらうのも良い。
- ・行政マンのスペシャリストも必要。地方公共施設でも経営という観点を持つべき。
- ・文化施設内部の専門人材だけでなく、外部人材も人的リソースとして考えていくべき。その際、副業人材や退職した人材の活用という観点も重要。
- ・デジタルやマーケティングの専門人材を現場より上位のレベルで横串で活用することが重要。
- ・文化芸術の業界の方向性に合うような人材を大学段階から育成することが重要
- ・音楽マネジメント学科を出た人が劇場に就職しないという現実があり、知識のある人材をどう確保していくか課題。
- ・就職先として魅力ある文化施設にするためには雇用形態の改善や人生設計を見通せるようなキャリアの提示が必要。

【施設運営】

- ・指定管理者制度の功罪は考えるべき。
- ・指定管理の評価は一斉に行うが、長期的な視点で評価すべき。
- ・指定管理期間のなかで学芸員や職員の専門性をどう受け継ぎ育成できるのか。
- ・コンセッションも民間の理論だけで進むのは危険あり、文化政策上の検討が行われるべき。
- ・スポーツでは球団が球場ももって一体運営⇔文化では施設管理者と現場職員やコンテンツを作る側が全く別になっているのでは。
- ・民間委託が良いかは大規模・小規模で違いがあるので区別して考えるべき。
- ・指定管理者制度の効率化偏重の運用が若手人材の雇用にしわ寄せを生じさせている状況は排除すべき。
- ・指定管理者制度の適正運用を自治体に対して届くメッセージとして伝える必要がある。
- ・指定管理者制度に代わる運営の在り方にどういうものがあり得るかを考える段階にきている。市立の劇場でも、複数の市や県、国が関わって、1人にしない形を考えていく必要がある。
- ・自治体が指定管理者を評価する主体になってしまっているが、自治体と指定管理者が知恵を出し合って地域にとってどういう施設が必要かを考えていく必要がある。
- ・経済性ではなく有効性を志向していく必要がある。

【経営改善・収益性】

- ・常設の施設としてどのように人を集めるのか、収益を上げる方策の改善が必要。
- ・各地域や地域の状況に応じて、施設が成り立つ要件定義を行う。
- ・「将来世代に残したい」「もう一度来たい」という思いから、入館料が上がっても良い、寄附するという人も多い。
- ・行政はコストダウンを考えるが、それでは良い人も来ず、劇場も発展しないので、安ければ良いという発想は転換すべき。
- ・チームラボやイマーシブミュージアムなどの流行に対して、どうやって自分たちの館が特色を出していくのかを広報、経営視点で考えていく必要がある。
- ・経営の多角化や自己収入源の多角化も大事だが、公的資金が責任を負うべきところも明快にすべき。

【その他】

- ・施設に限らず、芸術祭やアートフェア等テンポラリーなイベントも重要。
- ・結局、劇場法、博物館法、図書館法と、それぞれの法律に縛られてしまうので簡単に連携できない。横串を通して欲しい。そのための具体的な技法を検討すべし。
- ・新しい施設を作るのは夢を描きやすいが、既存施設をどうするかは難しい。
- ・好事例の周知の場（サミット、アワード等）を設置すべき。
- ・好事例が上手くいった要因（属人的なのか、仕組みの工夫か等）を共有できれば良いのでは。
- ・あくまで専門性があっての多角化であるため、全ての施設・分野で多角化をする必要は無いのでは。
- ・文化施設の複合化が今後求められていく中で、「何をやらないのか」を決めることも大事。
- ・文化施設の閉館・休館を自然減と捉えるのか、防ぐべき・防げる事態と捉えるのか。館が果たしている役割が何かを問いかける時期に来ている。
- ・ハブとしての館を位置づけ、行政区域を超えた活動や広域自治体内での活動を届ける拠点となっていく必要がある。
- ・支援のパラダイムシフトのため、行政区域を超えた大胆な活動の想定や、劇場と団体との協働を明確に打ち出すという相応の改革が必要となる。
- ・全国的な文化のインフラである文化施設がどのように傷んでいて失われつつあるのかの総ざらいをしたうえで、日本の未来を描くためにどういう形があるべきなのかを示していく必要がある。
- ・施設が閉館している間に子供たちの芸術経験が奪われてしまうと、大人になって文化芸術への寄付という発想が起こらなくなる。
- ・文化施設の現状を可能な限り数値で見える化して把握していく必要がある。
- ・世界標準を目指す施設、地域を活性化する施設など、大きく機能分けをしてメリハリをつけていく必要がある。
- ・個々人のウェルビーイングを超えた、文化施設が提供できる普遍的な価値を示すべき。

文化施設を取り巻く背景・課題

文化施設の展開 ～博物館の歴史

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料



- ・明治 4 (1871) 年 文部省を設置し、「博物局」が置かれる
- ・明治 5 (1872) 年 湯島聖堂で博覧会開催、東京国立博物館の誕生
- ・明治10 (1877) 年 教育博物館設置 (国立科学博物館)
- ・昭和 3 (1928) 年 博物館事業促進会 (日本博物館協会の前身) 設立
- ・昭和24 (1949) 年 社会教育法制定
- ・昭和25 (1950) 年 文化財保護法制定 (法隆寺の火災がきっかけ)、図書館法制定
- ・昭和26 (1951) 年 博物館法制定 (博物館数 国立33, 公立71, 私立97)
- ・昭和40 (1965) 年～ 公立博物館の急増：明治百年、市町村制百年の記念事業
各地に博物館が作られる 多彩な私立・企業博物館も誕生
- ・平成13 (2001) 年 国立博物館の独立行政法人化
- ・平成15 (2003) 年 公立博物館への指定管理者制度の導入
- ・平成20 (2008) 年 公益法人改革による私立博物館の再編
- ・平成26 (2014) 年 地方独立行政法人による公立博物館運営
- ・令和 5 (2023) 年 約70年ぶりに博物館法大改正、施行



国立科学博物館



東京国立博物館

文化施設の展開 ～劇場・音楽堂等の歴史

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料



- ・江戸時代～ 歌舞伎小屋や芝居小屋等の専用施設
- ・明治23(1890)年 東京音楽学校奏楽堂 (日本初と言われる西洋文化対応施設)
- ・明治44(1911)年 帝国劇場 (日本初と言われる本格的西洋様式ホール)
- ・大正17(1918)年 大阪中央公会堂 (日本初と言われる公会堂)

** 戦後～1960年代頃まで全国各地で公会堂の建設が進む*

- ・昭和28(1953)年 愛媛県民会館 (公共ホールの皮切り)
- ・昭和29(1954)年 重要無形文化財指定制度 施行
神奈川県立音楽堂 (日本初と言われる音楽専用ホール)
- ・昭和36(1961)年 東京文化会館 (コンサート、オペラ公演を目的とした施設)

** 高度経済成長期に文化会館・公共ホールの建設が進む*

- ・昭和41(1966)年 国立劇場

** 1980年前後から多目的から専用ホールへ、1990年以降に創造型劇場(自ら作品制作を行う劇場)への流れ*

- ・平成 2(1990)年 水戸芸術館 (創造型劇場の先駆け)
- ・平成 9(1997)年 世田谷パブリックシアター (創造型劇場を牽引)、新国立劇場
- ・平成10(1998)年 新潟市民芸術文化会館りゅーとぴあ (専属舞踊団を併設)
- ・平成15(2003)年 指定管理者制度 (地方自治法改正) 導入
- ・平成24(2012)年 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 施行

(文化庁調べ ※建設・開場順)



現在の旧東京音楽学校奏楽堂
(出典：台東区HP)



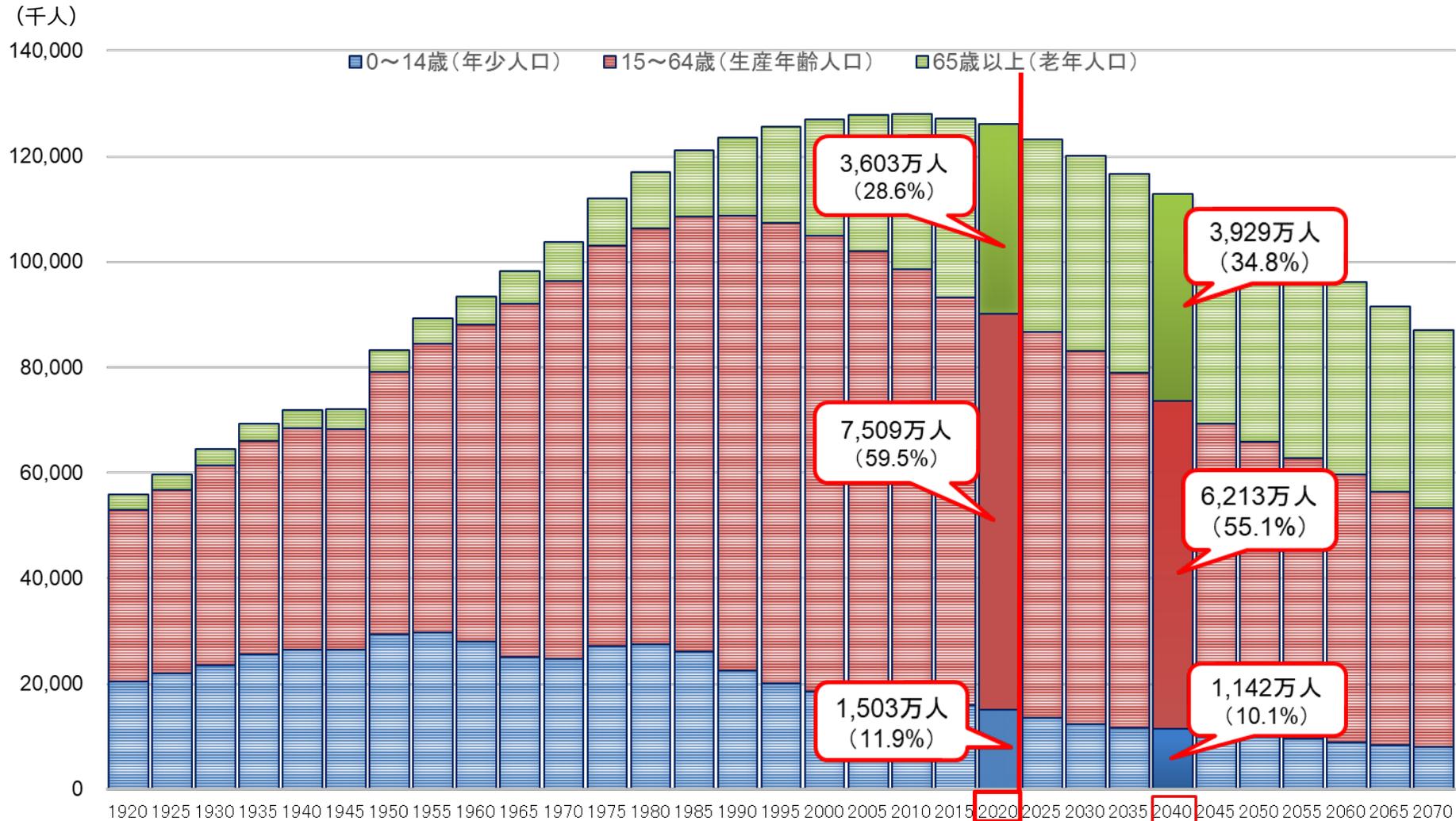
大阪市中央公会堂
(出典：OSAKAINFO
大阪公式観光情報 HP)



新国立劇場・オペラパレス
(出典：新国立劇場HP)

文化施設が直面する変化 ～人口減少

- 少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少。
- 我が国の総人口の三分の一以上は65歳以上となる。 [国立社会保障・人口問題研究所]



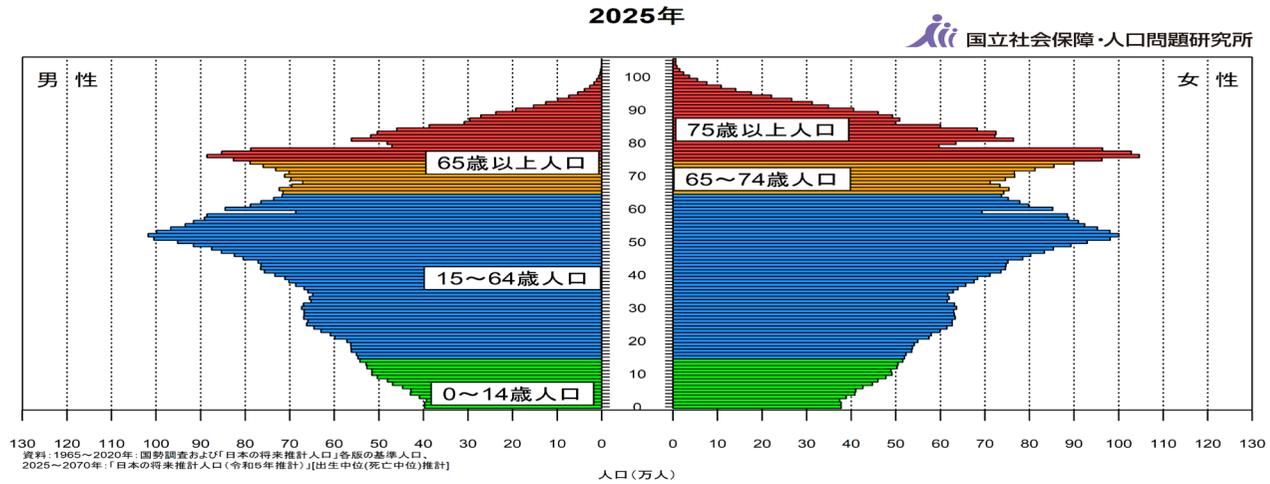
※推計値は出生中位（死亡中位）推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

推計値

(出典) 1920年～2020年：「人口推計」（総務省）、2025年～2070年：「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

我が国における2030年～2060年の社会情勢（人口）

2025年の人口推計
123,262



2030年の人口推計 → 2040年の人口推計 → 2050年の人口推計 → 2060年の人口推計

120,116 **112,837** **104,686** **96,148**

※いずれも出生中位(死亡中位)推計 単位：千人
国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集(2023)改訂版 より引用

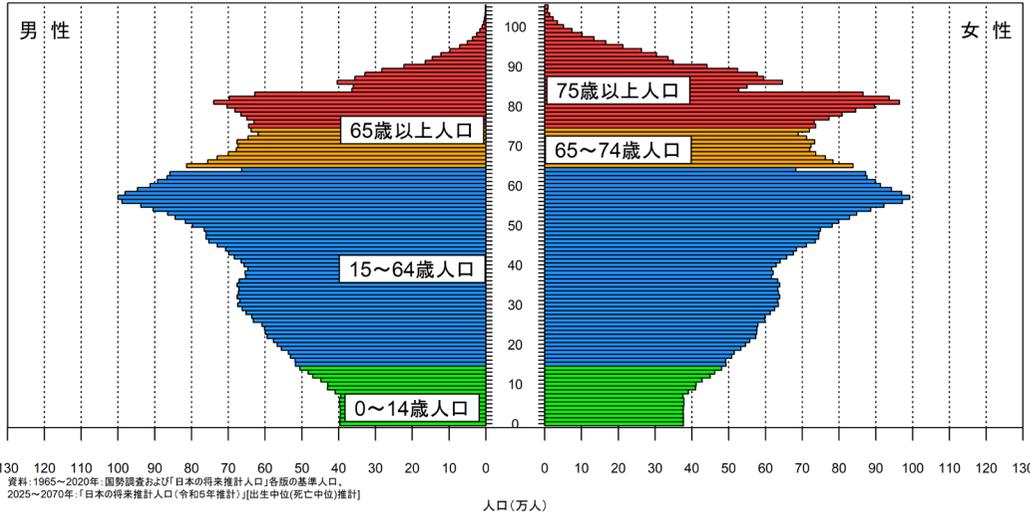
| | 0～14歳人口比率 | 15～64歳人口比率 | 65才以上人口比率 |
|-------|-----------|------------|-----------|
| 2030年 | 10.3% | 58.9% | 30.8% |
| 2040年 | 10.1% | 55.1% | 34.8% |
| 2050年 | 9.9% | 52.9% | 37.1% |
| 2060年 | 9.3% | 52.8% | 37.9% |

国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（令和5年推計）[出生中位(死亡中位)]推計値による。

我が国における2030年～2060年の社会情勢（人口）

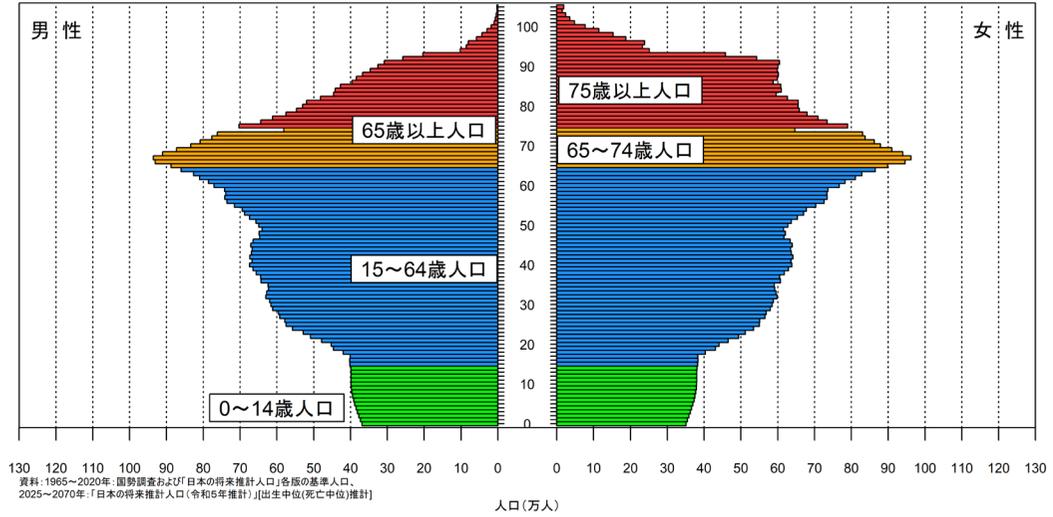
2030年

国立社会保障・人口問題研究所



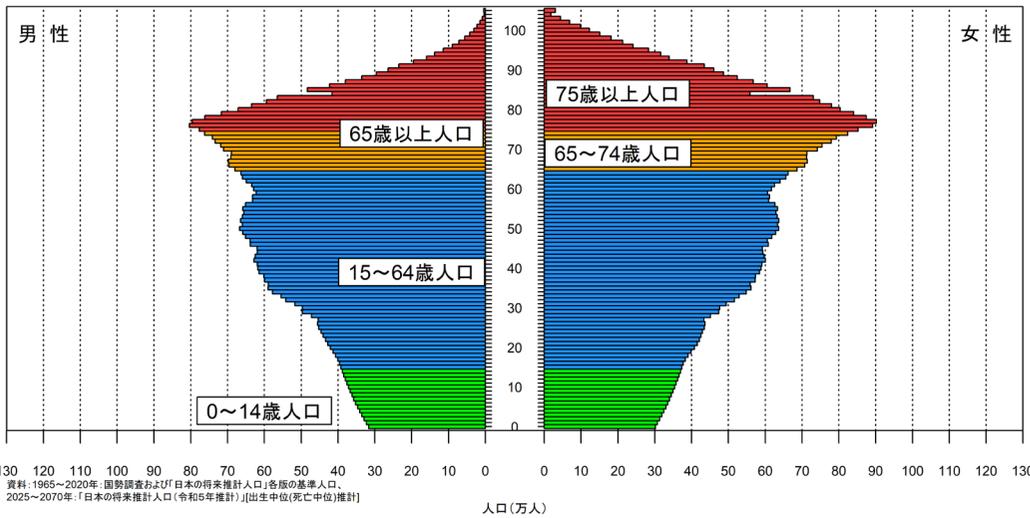
2040年

国立社会保障・人口問題研究所



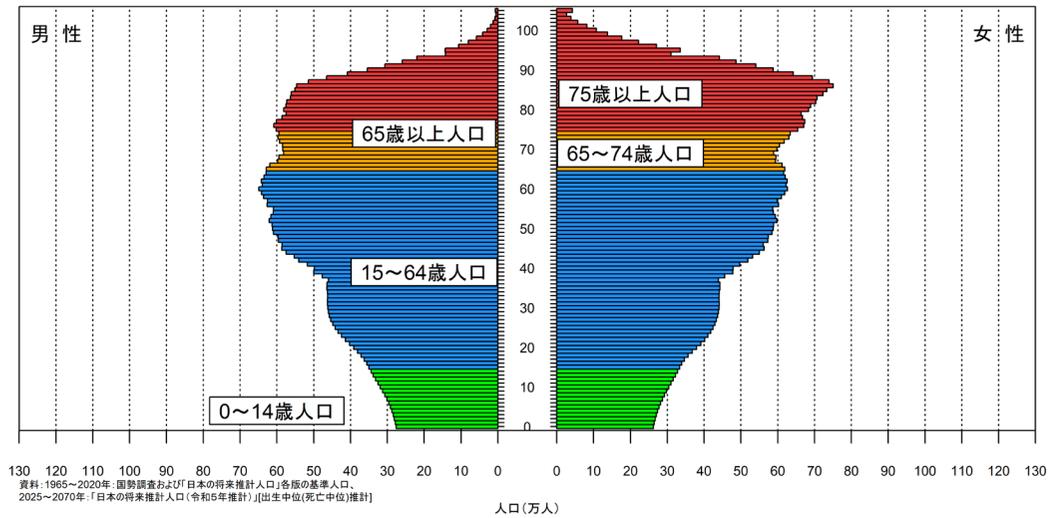
2050年

国立社会保障・人口問題研究所



2060年

国立社会保障・人口問題研究所

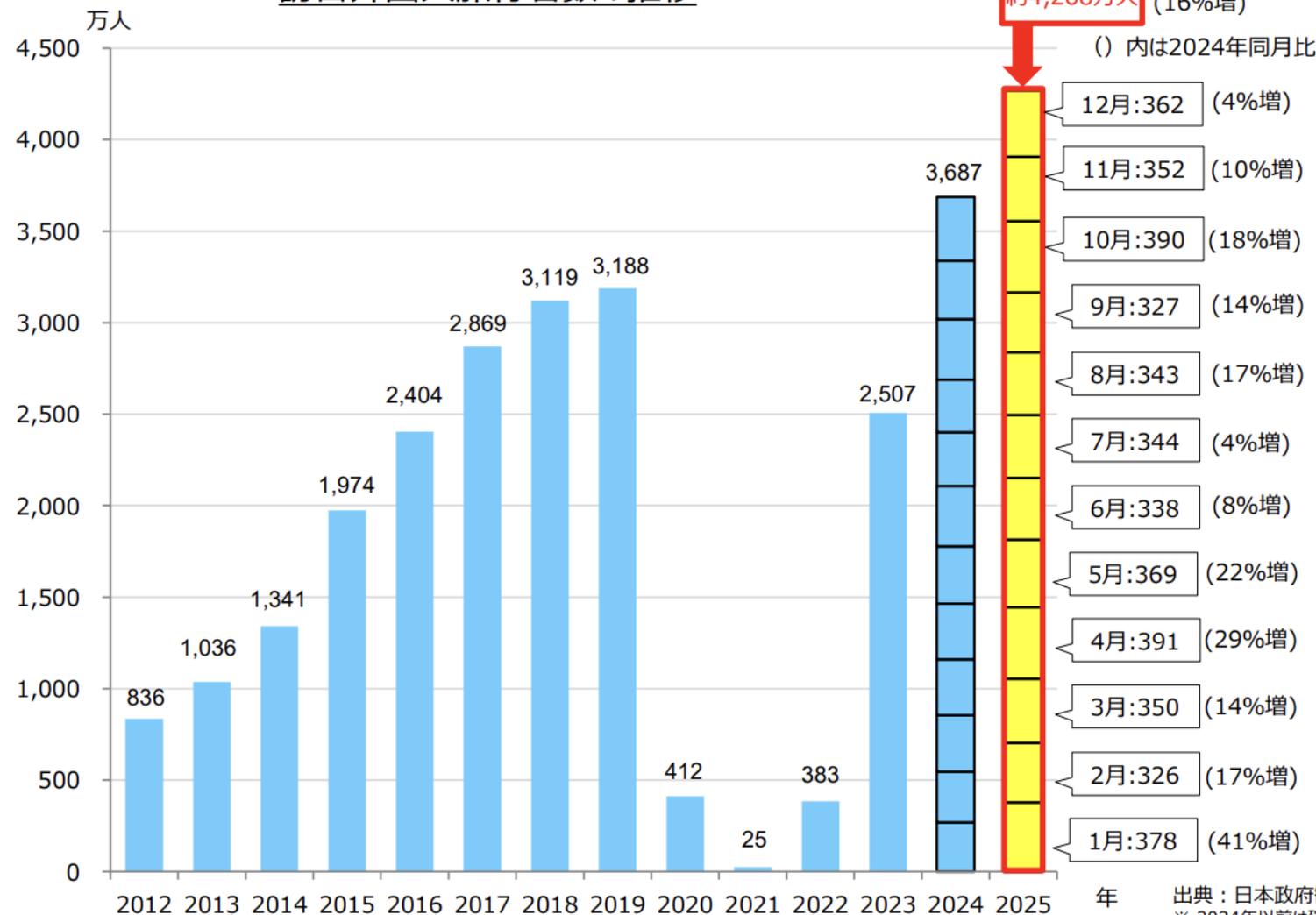


出典: 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ (<https://www.ipss.go.jp/>)

インバウンドの状況(旅行者数)

- 2025年12月の訪日外国人旅行者数は**約362万人** (2024年比3.7%増) となり、**12月として過去最高**となった。
- 2025年12月の訪日中国人旅行者数は**約33万人** (2024年比**45.3%減**) となった。
- 2025年1月～12月の総数は**約4,268万人** (2024年比15.8%増) となり、**暦年として過去最高**となった。

訪日外国人旅行者数の推移



国・地域別訪日者数上位

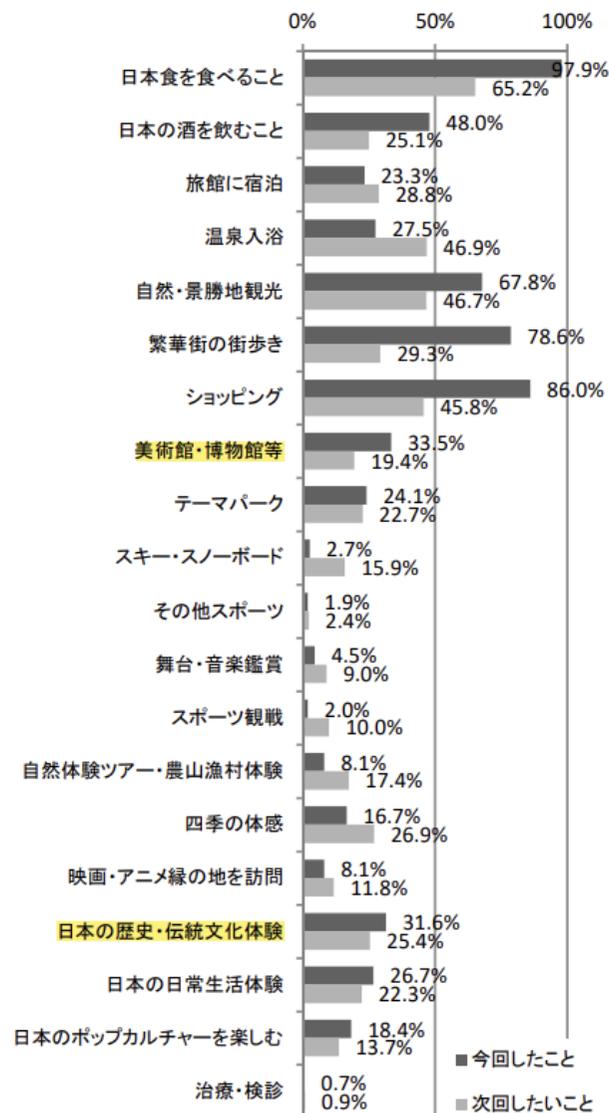
| 国・地域 | 2025年12月 (2024年同月比) |
|------|------------------------|
| ①韓国 | 97万人 (12%増) |
| ②台湾 | 59万人 (20%増) |
| ③中国 | 33万人 (45%減) |
| ④香港 | 29万人 (2%増) |
| ⑤米国 | 27万人 (14%増) |

出典：日本政府観光局 (JNTO)
 ※ 2024年以前は確定値, 2025年1～10月の値は暫定値, 2025年11～12月の値は推計値

文化施設が直面する変化 ～グローバル化

- 一定の割合の外国人観光客が、日本の文化体験や文化施設への訪問を経験し、又はしたいと思っている。

図表 6-3 今回したことと次回したいこと
(全国籍・地域、複数回答)

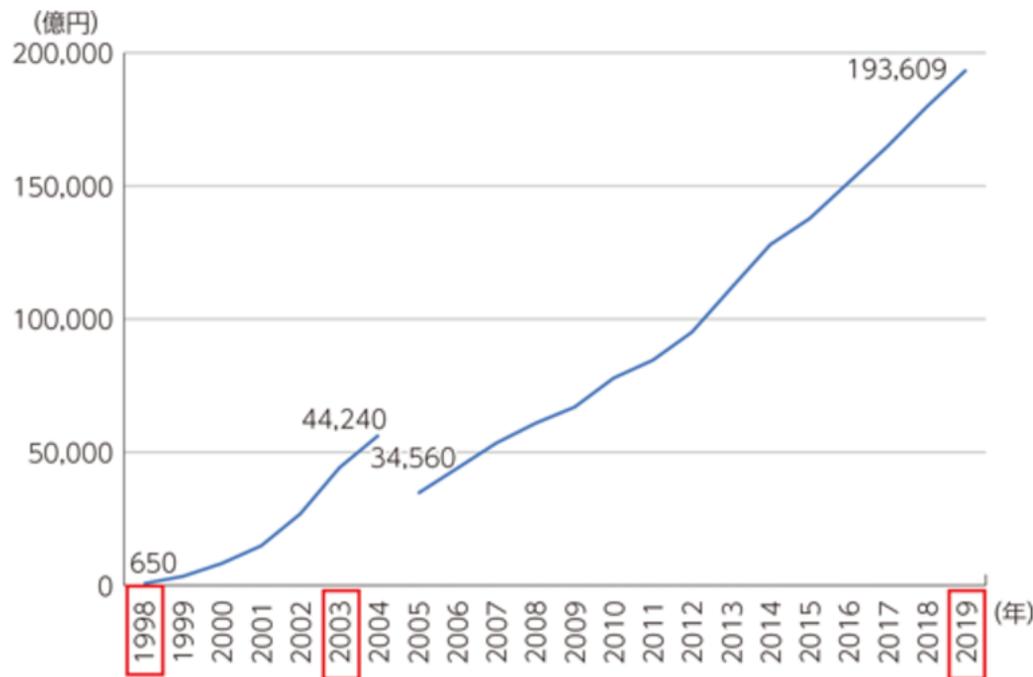


(出典)
訪日外国人の消費動向
インバウンド消費動向調査結果及び分析
2024年 年次報告書

文化施設が直面する変化 ～デジタル化

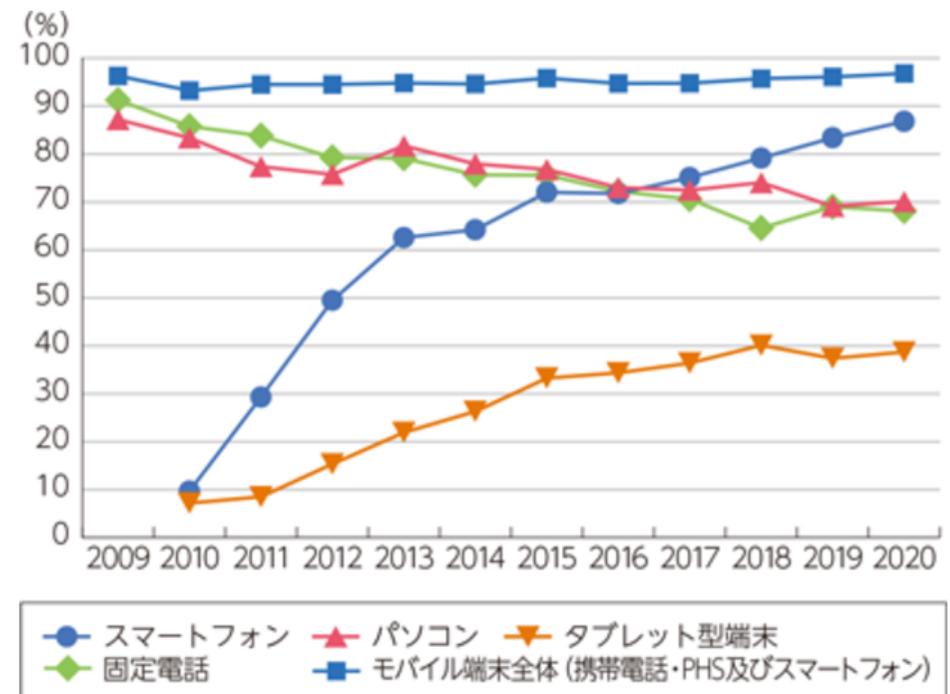
- デジタルでの商取引の市場規模は右肩上がり。
- 行政サービスにおいてもデジタル化が導入されるなど市民生活のデジタル化が進展している。

図表0-1-2-8 国内電子商取引(BtoC)市場規模²²



(出典) 経済産業省「電子商取引実態調査」各年版を基に作成

図表1-1-1-1 情報通信機器の世帯保有率

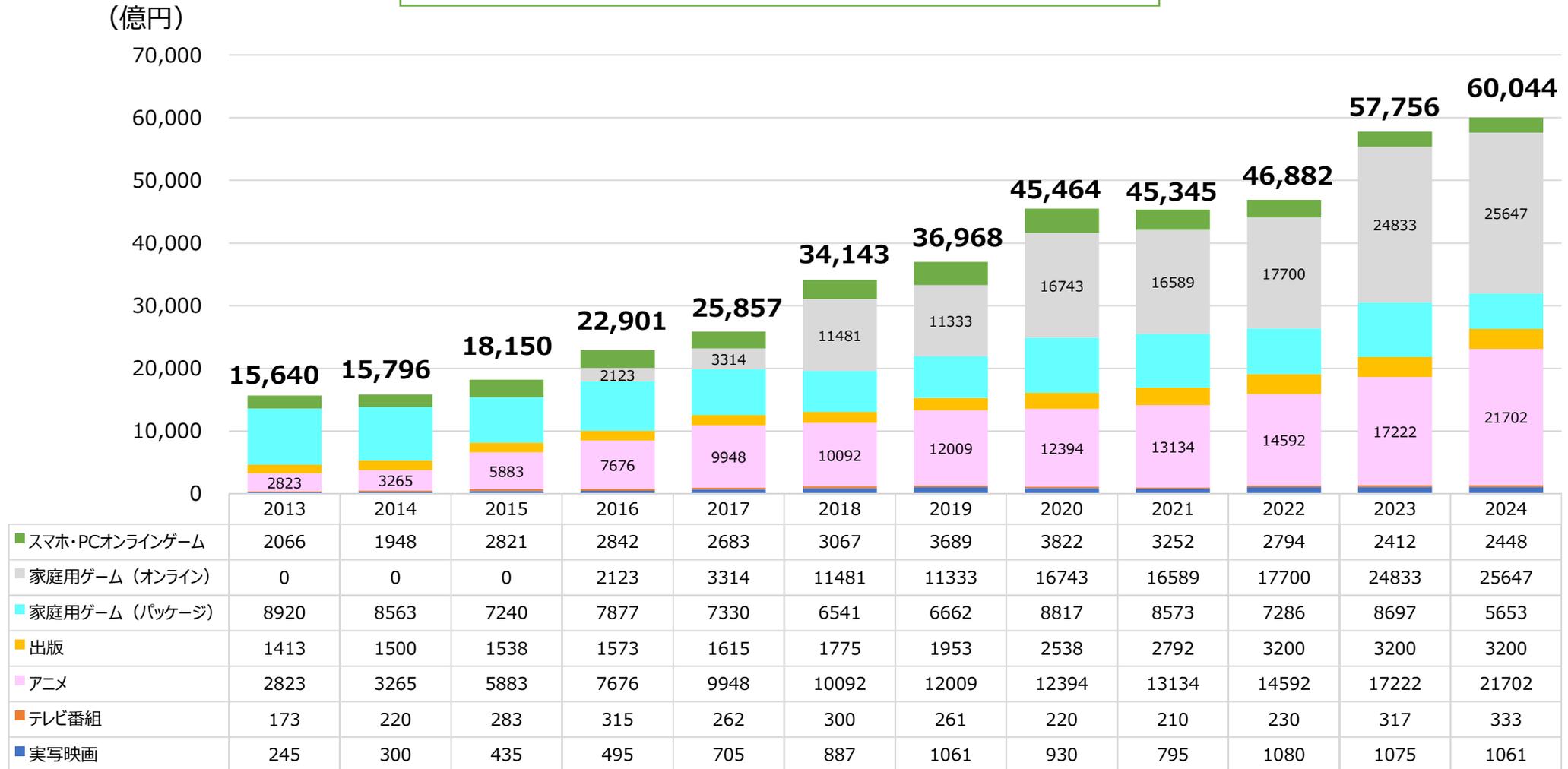


(出典) 総務省「通信利用動向調査」各年版を基に作成

日本のコンテンツ産業の海外展開の市場規模（推移）

- 2024年の日本のコンテンツの海外市場の規模は合計**6.0兆円**と推計。
- 特に**家庭用ゲーム（オンライン）**、**アニメ**が伸び、全体として前年と比べ増加となった。

日本のコンテンツの海外市場規模の推移と分野別内訳



設置者別の博物館、劇場・音楽堂等の数について

| | | 博物館 | | 劇場・ 音楽堂等 |
|----|----------------------------|-------|------|-------------|
| | | 登録博物館 | 指定施設 | |
| 全数 | | 1,344 | | 1,800 |
| | | 969 | 375 | |
| 国立 | 国 | 1 | | 0 |
| | 独立行政法人 ※国立大学法人立も含む。 | 35 | | 6 |
| | | 0 | 35 | |
| 公立 | 都道府県 | 176 | | 94 |
| | | 131 | 45 | |
| | 市区町村 ※組合含む | 651 | | 1,609 |
| | | 519 | 132 | |
| | 地方独立行政法人 | 2 | | 0 |
| 0 | | 2 | | |
| 私立 | 民間等 ※公益法人、株式会社、個人・任意団体等 | 479 | | 91 |
| | | 319 | 160 | |

各統括団体に加盟する施設数について

| | | 全国公立文化 施設協会 (劇場、音楽堂、文化会館、市 民会館、文化センター等) | 日本博物館 協会 | 日本動物園 水族館協会 | 全国美術館 会議 | 全国科学 博物館協議会 |
|-----|----|--------------------------------------------------|-------------|----------------|-------------|----------------|
| 全数 | | 2,104*1 | 5,766*4 | 306*6 | 1,062*7 | 453*9 |
| 加盟数 | 計 | 1,303*2 | 1,169 | 140 | 419 | 215 |
| | 国立 | 3*3 | 16*5 | 0 | 14*8 | 1 |
| | 公立 | 1,300 | - | - | 261 | - |
| | 私立 | 0 | - | - | 144 | - |

※数字は各協会のHPから入手。-はHPからは入手できなかったもの。

*1 本資料の全数についての根拠は令和6年度社会教育調査であるが、本件のみ公文協が把握している施設数を全数としている。

【参考】社会教育調査の調査対象

地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で
座席数300以上のホールを有するもの。（令和6年度時点では1800館）

*2 正会員数のみを計上。準会員は38、賛助会員は81。

*3 国立劇場、新国立劇場、国立京都国際会館

*4 博物館（1,344）と博物館類似施設（4,422）の合計。

*5 国立歴史民俗博物館、国立音楽大学楽器学資料館、国立科学博物館、国立新美術館、国立ハンセン病資料館、国立西洋美術館、東京国立近代美術館、
東京国立博物館、京都国立近代美術館、京都国立博物館、国立国際美術館、国立民族学博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館
国立アイヌ民族博物館、国立工芸館

*6 博物館：動物園（35）、植物園（13）、動植物園（7）、水族館（39）の合計（94）

類似施設：動物園（58）、植物園（91）、動植物園（17）、水族館（46）の合計（212）

*7 美術博物館（469）と美術博物館類似施設（593）の合計。

*8 国立アイヌ民族博物館、国立アトリサーチセンター、国立新美術館、国立西洋美術館、東京国立近代美術館、東京国立博物館、国立工芸館、
京都国立近代美術館、京都国立博物館、奈良国立博物館、国立国際美術館、九州国立博物館

*9 科学博物館（108）と科学博物館類似施設（345）の合計。

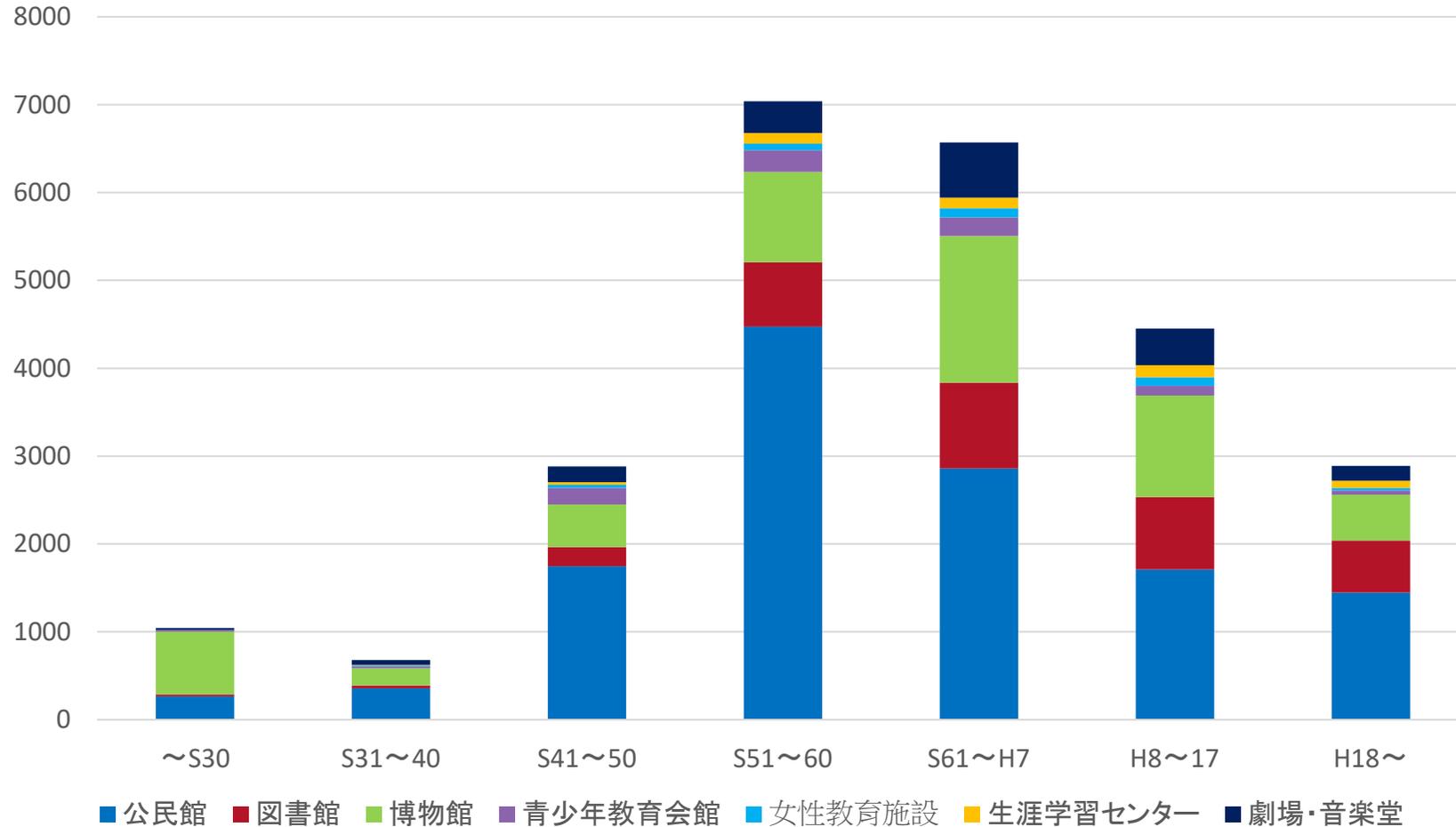
文化施設の展開 ～建築年別施設数

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料
(一部更新)



●博物館、劇場・音楽堂等は、高度経済成長期を経て、1970年代～90年代に多くが設置されている。

各種施設の建築年別施設数



※博物館、劇場・音楽堂、女性教育施設は国公立。
青少年教育会館は国公立。公民館は公私立。
図書館、生涯学習センターは公立のみ。

(出典) 社会教育調査 (令和3年度) に基づき作成

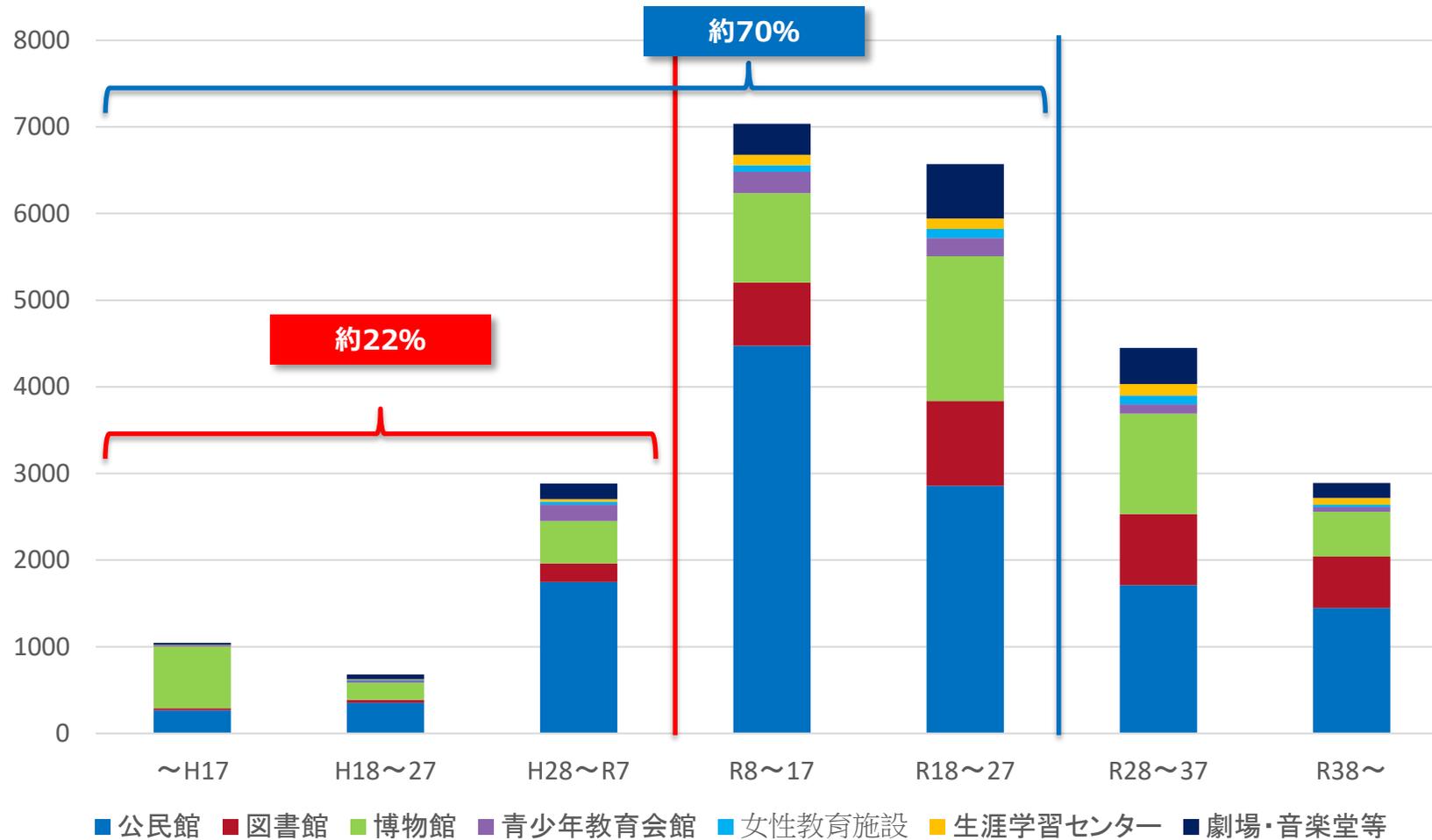
文化施設の展開 ～施設の建て替え時期予測

第2期文化施設部会
(第4回)(R7.11.27)資料
(一部更新)



●前ページのグラフに耐用年数を足すことで、施設のおおよその建て替え時期を示す。
鉄筋コンクリート造（耐用年数50年）の場合、単純計算で、令和7年度時点で博物館、劇場・音楽堂等の約22%が建て替え時期を迎えていることになる。20年後には約70%が建て替え時期を迎えると考えられる。

各種施設の建て替え時期別施設数（予測）



※博物館、劇場・音楽堂、女性教育施設は国公立。
青少年教育会館は国公立。公民館は公私立。
図書館、生涯学習センターは公立のみ。

(出典) 社会教育調査（令和3年度）
国税庁「主な減価償却資産の耐用年数表」に基づき作成

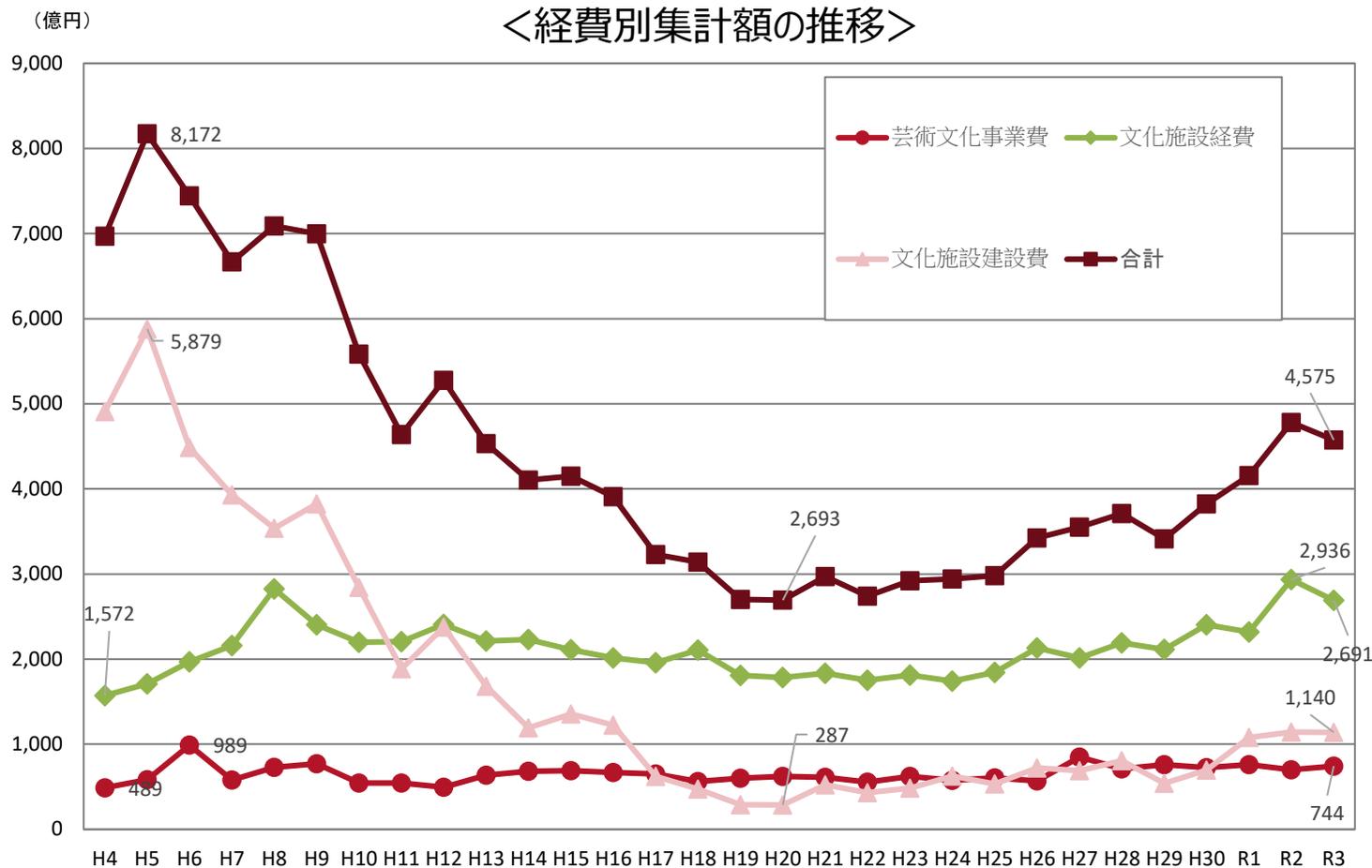
文化施設の課題 ～予算・運営資金の制約

第1期文化施設部会
(第1回) (R7.1.9) 資料



- 「文化施設」に係るいずれの経費も近年は概ね横ばい～漸増傾向（※コロナ要因は除く）の中で、今後、「文化施設」の老朽化による「建設費（▲）」増を施設運営主体が負担できるか不透明。

⇒ 慢性的な予算・運営資金の制約に、施設の老朽化が重い負担になるのではとの不安

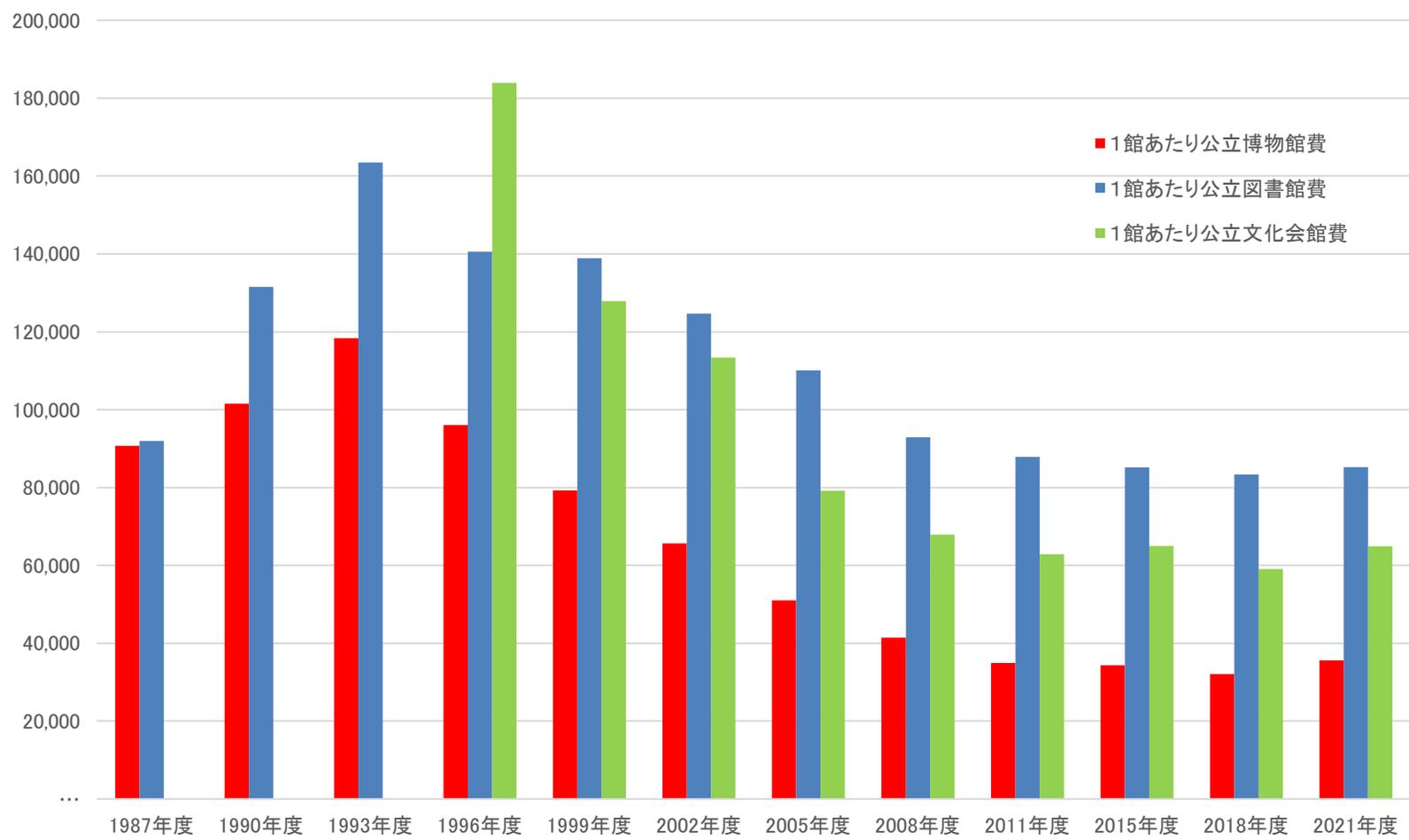


（出典）文化庁「地方文化行政状況調査」

文化施設の展開 ～文化施設費の推移

✓ いずれの施設においても費用削減されているが、公立図書館費に比べて公立博物館・公立文化会館の削減率は大きい。

1館あたり公立博物館・公立図書館費・公立文化会館費の推移(平成以降)



公立博物館費は
ピーク(1993) から
30.1%に

公立図書館費は
ピーク(1993) から
52.2%に

公立文化会館費は
ピーク(1996) から
35.3%に

1館あたり公立博物館費: 地方教育費調査の公立博物館費を、社会教育調査の公立博物館数(登録・指定・類似)で割り戻して算出
 1館あたり公立図書館費: 地方教育費調査の公立図書館費を、社会教育調査の公立図書館数で割り戻して算出
 1館あたり公立文化会館費: 地方教育費調査の公立文化会館(※)費を、社会教育調査の公立劇場・音楽堂等施設数で割り戻して算出

※劇場、音楽堂等(劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等)で、座席数300席以上のホールを有するもの



文化施設の展開 ～現在の施設数・職員数

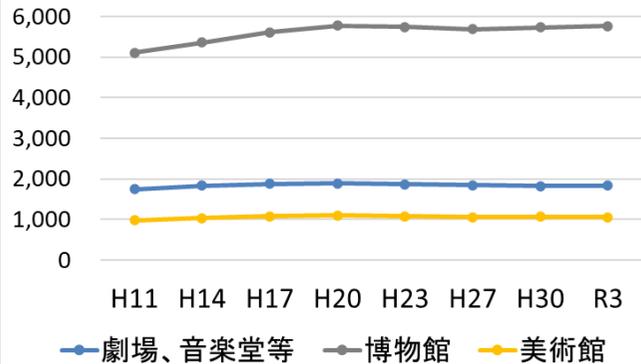
- ✓ 施設数は増加しているが、増加率は減少している（概ね頭打ち）。職員数（専任、兼任、非常勤の合計）は、いずれの施設とも増加（微増）している。
- ✓ 利用者数は博物館が伸びているが、コロナの影響から令和2年度調査では一律に大きく減少している。

※博物館は、登録博物館、博物館指定施設、博物館類似施設を全て含む。

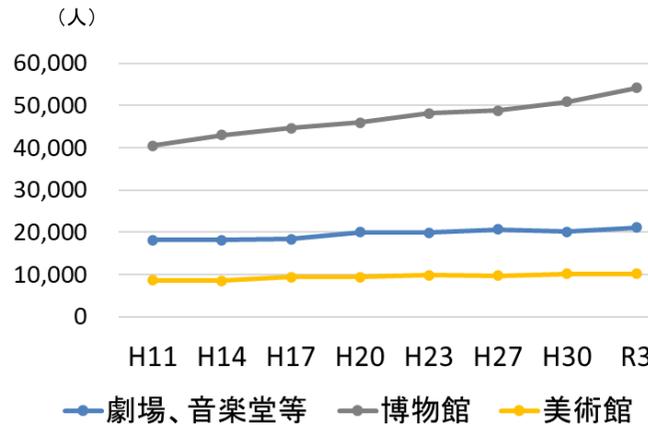
※劇場、音楽堂等は、地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂、文化センター等で座席数300以上のホールを有するもの。

※劇場、音楽堂等の入館者数は、ホールにおける「舞台芸術・芸術公演」「講演会、講習会、試写会等」及びホール外における「学級・講座」の合計で約710万人（令和3年度社会教育調査）。また、全国公立文化施設協会「令和6年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査」に回答した劇場・音楽堂等（1,259施設）が持つ全てのホール（1,416ホール）の入場者数・参加者数の合計は約5,720万人となる。

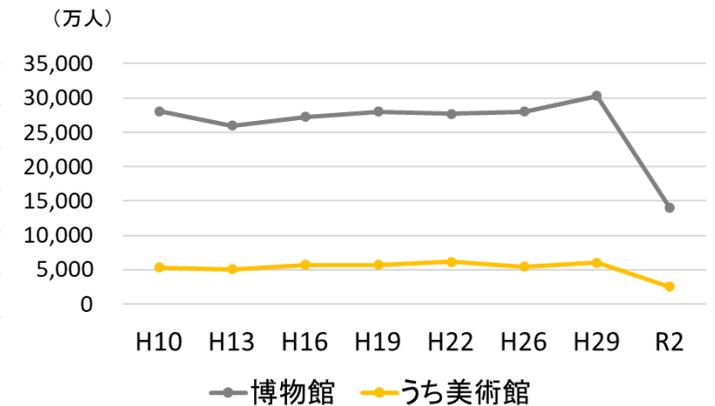
施設数



職員数



利用者数



| | 劇場、音楽堂等 | 博物館 | うち美術館 |
|-----|------------------|------------------|------------------|
| H11 | 1751 (113.0%) | 5109 (113.3%) | 987 (116.8%) |
| H14 | 1832 (104.6%) | 5363 (105.0%) | 1034 (104.8%) |
| H17 | 1885 (102.9%) | 5614 (104.7%) | 1087 (105.1%) |
| H20 | 1893 (100.4%) | 5775 (102.9%) | 1101 (101.3%) |
| H23 | 1866 (98.6%) | 5747 (99.5%) | 1087 (98.7%) |
| H27 | 1851 (99.2%) | 5690 (99.0%) | 1064 (97.9%) |
| H30 | 1827 (98.7%) | 5738 (100.8%) | 1069 (100.5%) |
| R3 | 1832 (100.3%) | 5771 (100.6%) | 1061 (99.3%) |

※ () 内は前回比

| | 劇場、音楽堂等 | 博物館 | うち美術館 |
|-----|-------------------|------------------|------------------|
| H11 | 18170 (10.38人) | 40462 (7.92人) | 8577 (8.69人) |
| H14 | 18198 (9.93人) | 43054 (8.03人) | 8483 (8.20人) |
| H17 | 18388 (9.75人) | 44619 (7.95人) | 9437 (8.68人) |
| H20 | 20027 (10.58人) | 45979 (7.96人) | 9434 (8.57人) |
| H23 | 19892 (10.66人) | 48199 (8.39人) | 9881 (9.09人) |
| H27 | 20624 (11.14人) | 48763 (8.57人) | 9715 (9.13人) |
| H30 | 20171 (11.04人) | 50920 (8.87人) | 10182 (9.52人) |
| R3 | 21080 (11.51人) | 54159 (9.38人) | 10193 (9.61人) |

※ () 内は1施設当たりの職員数

出典：文部科学省「社会教育統計：社会教育調査報告書」(各年度版)
 全国公立文化施設協会「劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」(令和6年度版)

● 常勤職員が少ない、また施設運営や活動の中心を担う専門人材が配置されていない施設が多数存在。

⇒ 人的リソース不足、(専門人材を確保できていないことによる) ノウハウ不足

○博物館

日本の博物館の典型的な姿
(参考資料：令和元年度 日本の博物館総合調査研究報告書
日本博物館協会)

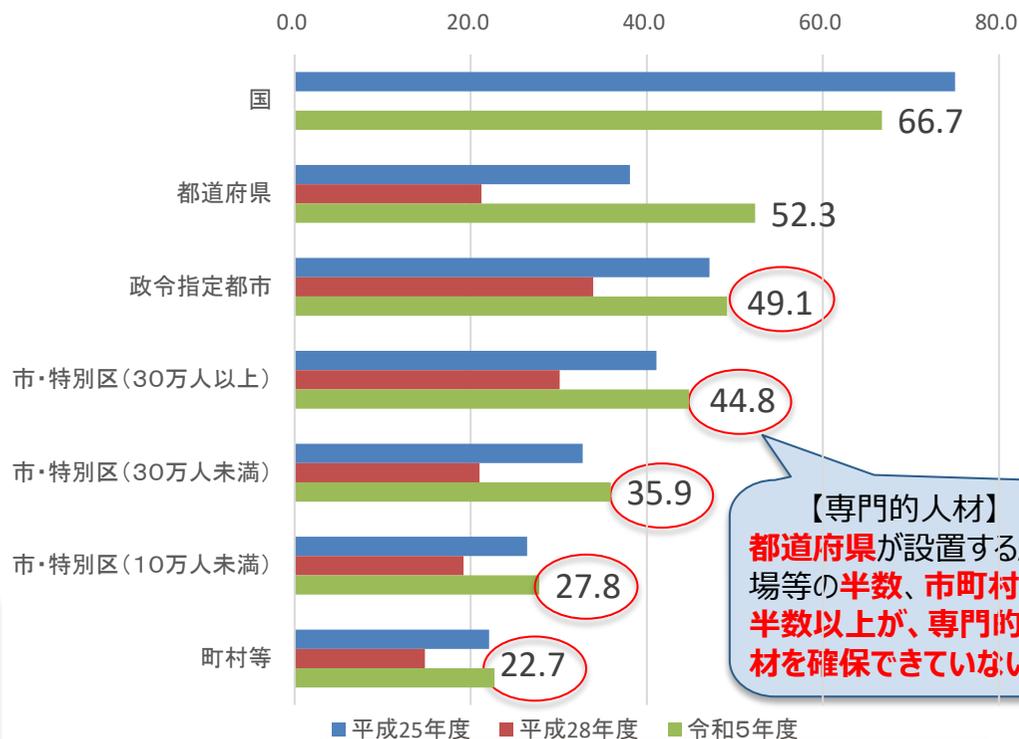
| | |
|---------------|------------------------|
| 開館からの年数 | 30年 |
| 敷地総面積 | 4,075m ² |
| 建物延べ床面積 | 1,337m ² |
| 常勤職員数 | 3人 |
| 非常勤職員数 | 1人 |
| 学芸員資格保有者常勤職員数 | 1人 |
| 資料(人文系資料) | 2,778点 |
| 資料(自然系資料) | 500件 |
| 開館日数 | 300~324日 |
| 入館者数 | 5,000人未満 (平均値は7万人強) |

【常勤職員数】
5人以下 65.1%
6~10人 17.9%
**10人以下の博物館が
83.0%**

【学芸員】
活動の中心を担う学芸員を配置していない博物館も多い。

○劇場・音楽堂等(公立)

専門的人材確保できている館の割合(設置者別)



【専門的人材】
都道府県が設置する劇場等の半数、市町村の半数以上が、専門的人材を確保できていない。

【劇場における非正規職員割合】
平成30年度 55.8%
令和4年度 58.5%
非正規職員の割合は6割弱で推移

(出典) 公益社団法人全国公立文化施設協会
「劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査」報告書(各年度版)より

文化施設の課題 ～地域間の格差

第1期文化施設部会
(第1回) (R7.1.9) 資料

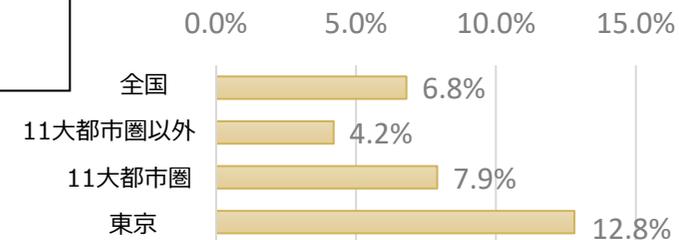


● 大都市圏とそれ以外を比較すると、文化芸術の鑑賞機会、劇場・音楽堂等における主催文化事業の実施割合等に差がある。

● 施設稼働率にも大きな違い。

⇒ **大都市圏以外における施設活用のあり方は大きな課題ではないか**

令和3年度における演芸・演劇・舞踊鑑賞を行った行動者率

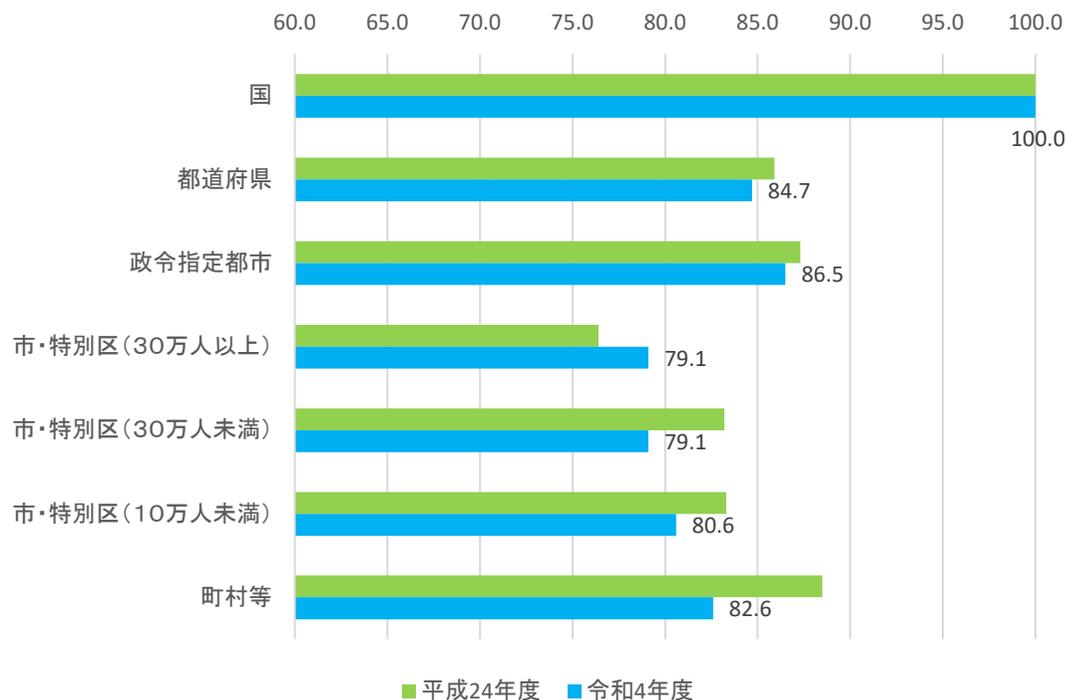


出典：社会生活基本調査（令和3年度）

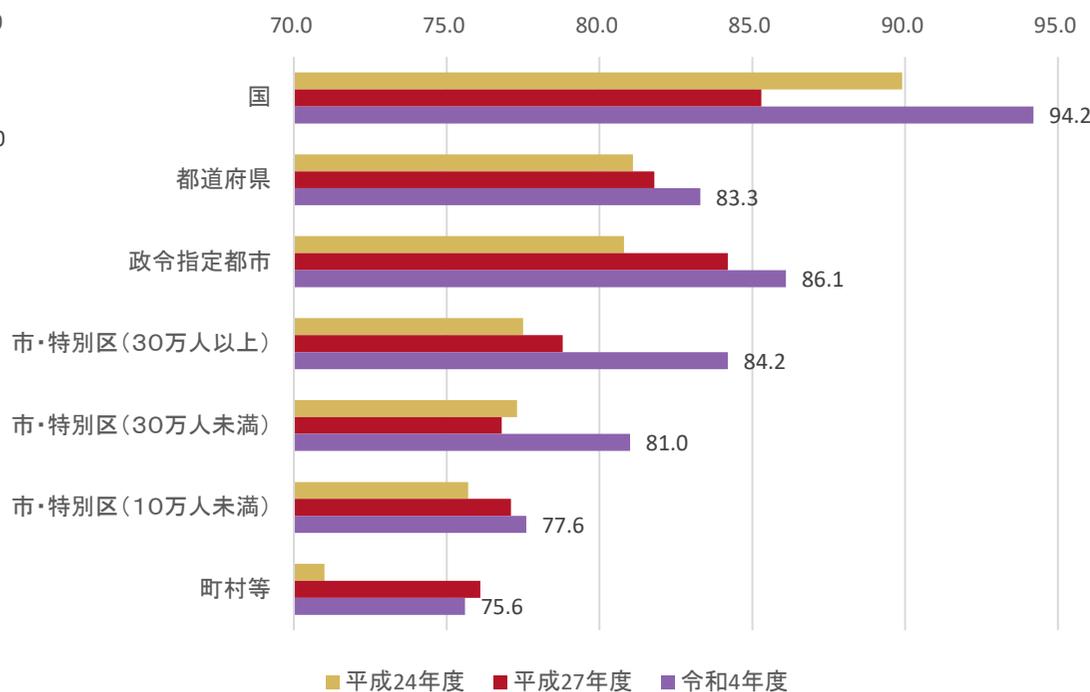
○劇場・音楽堂等（公立）

(出典) 公益社団法人全国公立文化施設協会
「劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査」報告書（各年度版）より

主催文化事業実施割合



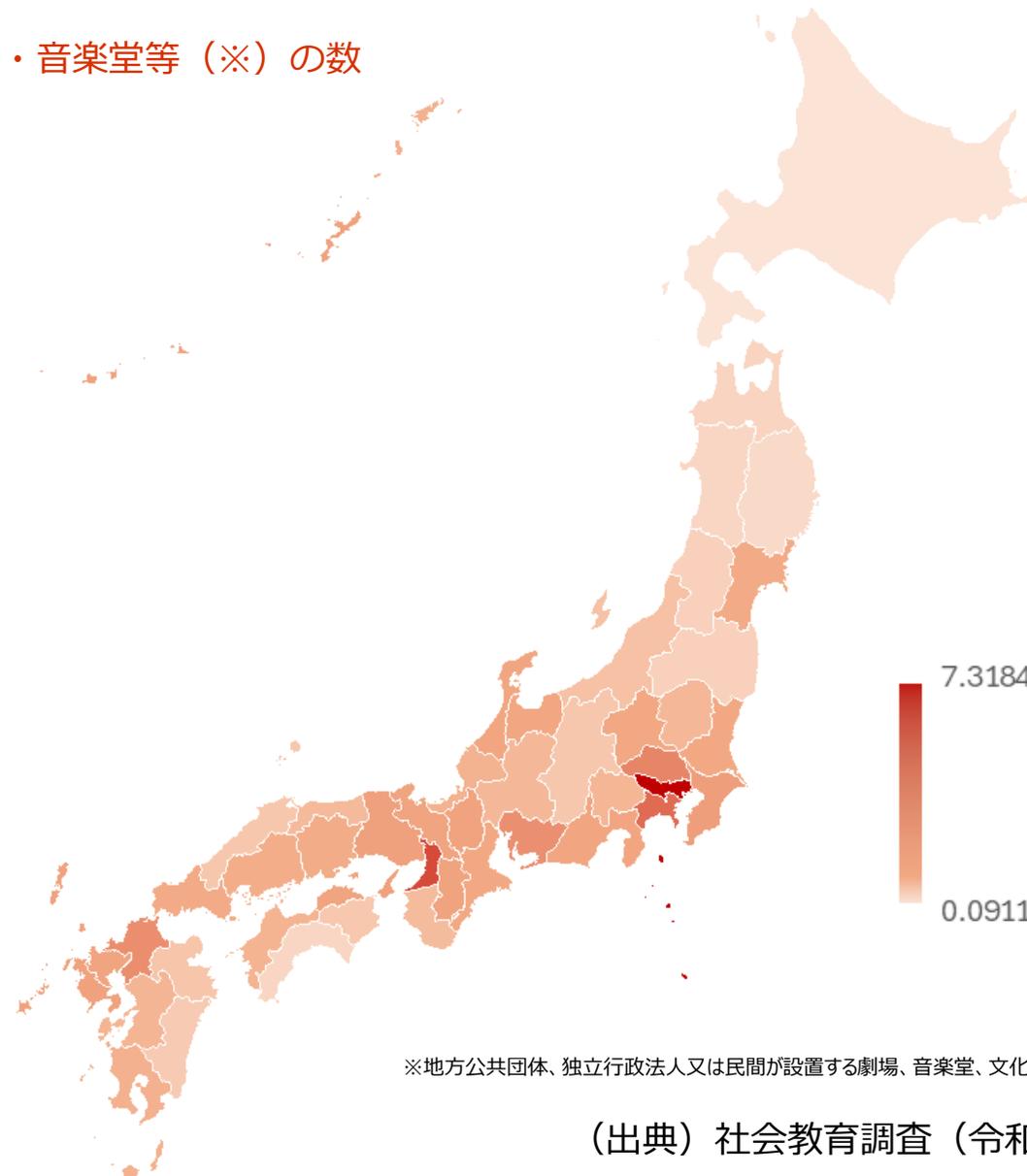
施設稼働率



劇場・音楽堂等の展開① ～全国の劇場・音楽堂等の分布(面積比)

✓ 都道府県ごとの単位面積(100km²)あたりの劇場・音楽堂等の数は、最大で7.32個、最小で0.09個と、大きな差がある。

単位面積(100km²)あたりの劇場・音楽堂等(※)の数

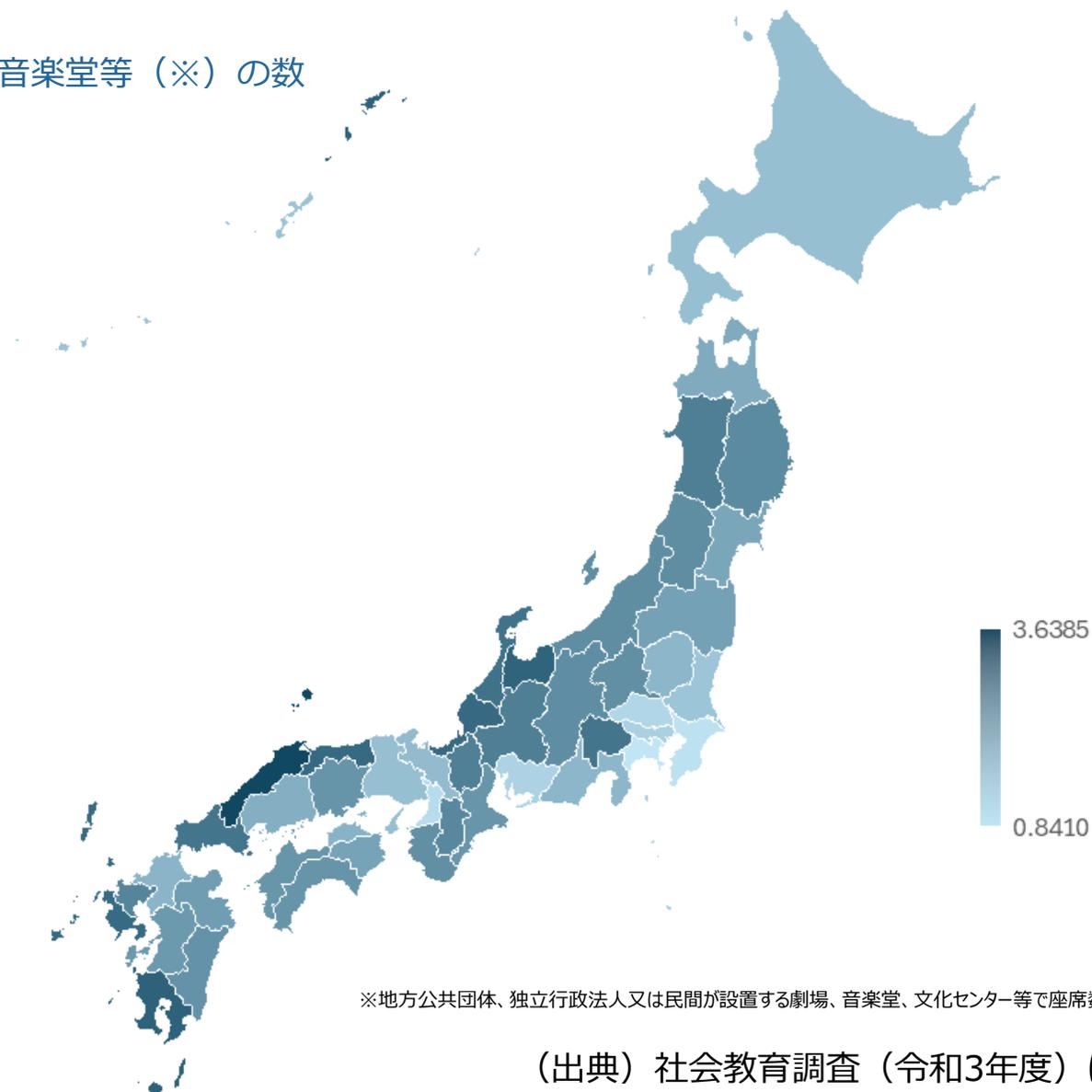


※地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂、文化センター等で座席数300以上のホールを有するもの。

劇場・音楽堂等の展開② ～全国の劇場・音楽堂等の分布(人口比)

- ✓ 都道府県ごとの単位人口（10万人）あたりの劇場・音楽堂等の数は、最大で3.64個、最小で0.84個と、差がある。
- ✓ 単位面積（100km²）あたりの劇場・音楽堂等の数が多い都道府県とは必ずしも一致しない。

単位人口（10万人）あたりの劇場・音楽堂等（※）の数



劇場・音楽堂等の展開③ ～事業の実施状況

- ✓ 劇場・音楽堂等においては、ホールでは舞台芸術・芸術公演や講演会、講習会、試写会等、ホール以外では学級・講座や展覧会、講演会、講習会、実習会等が行われている。
- ✓ 貸し館事業での稼働日数は、100日未満が多くの割合を占める。

劇場・音楽堂等（※）における事業の実施状況

| | ホール | | ホール以外 | | | 計（開館数） |
|---------------|-----------|------------------|---------|-------|------------------|--------|
| | 舞台芸術・芸術公演 | 講演会，講習会， 映写会等 | 学級・講座 | 展覧会 | 講演会，講習会， 実習会等 | |
| 実施館数 | 1,141 | 783 | 479 | 350 | 382 | 1,783 |
| 実施件数 | 15,492 | 6,094 | 26,336 | 1,605 | 15,430 | |
| 入館者数 /参加者数 | 5,891,647 | 607,125 | 600,332 | — | — | |

劇場・音楽堂等（※）の稼働日数別ホール数（貸館事業）

| | 0日 | 50日未満 | 50日以上 100日未満 | 100日以上 150日未満 | 150日以上 200日未満 | 200日以上 250日未満 | 250日以上 300日未満 | 計 |
|----------------------|-----|-------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------|
| 稼働ホール数 | 134 | 780 | 698 | 275 | 90 | 60 | 38 | 2112 |
| 300席以上 500席未満 | 31 | 240 | 188 | 115 | 41 | 30 | 15 | 672 |
| 500席以上 750席未満 | 33 | 208 | 175 | 66 | 21 | 9 | 8 | 532 |
| 750席以上 1,000席未満 | 14 | 108 | 81 | 28 | 10 | 4 | 5 | 255 |
| 1,000席以上 1,250席未満 | 18 | 116 | 102 | 22 | 5 | 5 | 2 | 272 |
| 1,250席以上 1,500席未満 | 6 | 35 | 43 | 12 | 3 | 3 | 2 | 104 |
| 1,500席以上 1,750席未満 | 1 | 19 | 30 | 3 | 2 | 3 | - | 58 |
| 1,750席以上 2,000席未満 | - | 7 | 23 | 10 | 3 | 2 | - | 46 |
| 2,000席以上 | 4 | 13 | 23 | 5 | 1 | - | 2 | 49 |

※地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂、文化センター等で座席数300以上のホールを有するもの。

博物館の基本的運営方針の検討経緯

平成19年6月 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議による報告書
「新しい時代の博物館制度の在り方について」で、登録基準に博物館の使命を加えるべきという議論

p10 ③共通の基準を定めることで、博物館の多様性を奪うものであってはならず、各博物館が各館の使命・目的に応じて目標とすべき博物館像を設定し、それに向けた努力を後押しできるような基準とすること。

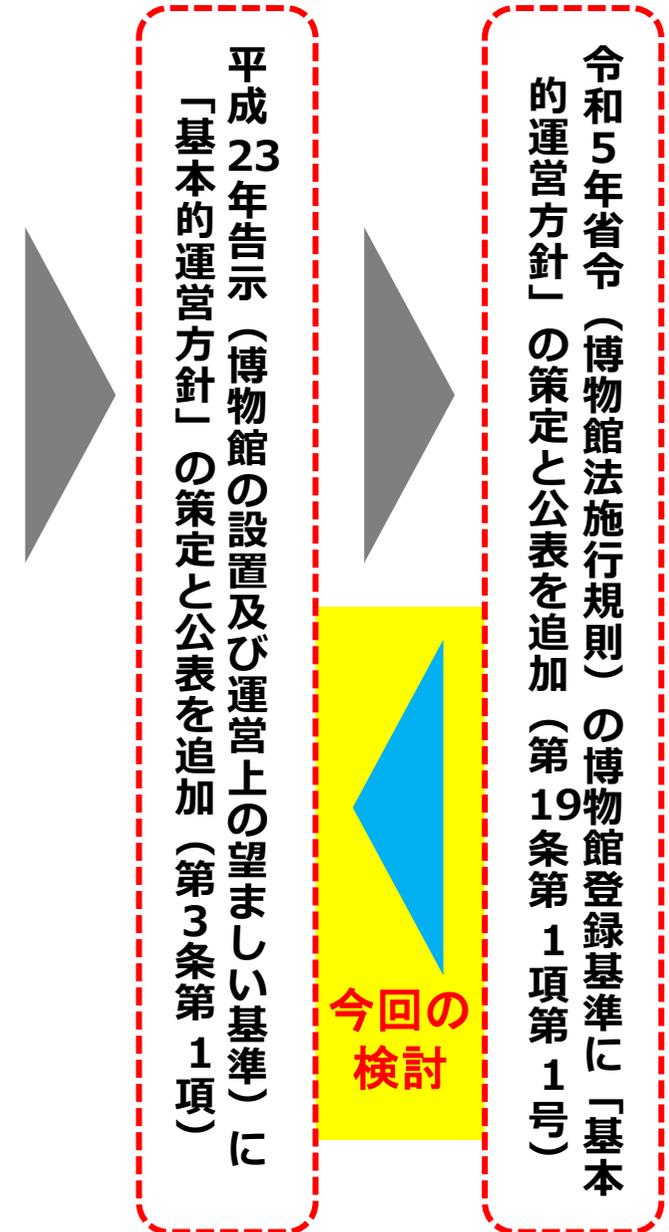
p13 ① 経営 (マネージメント)
博物館の最も基本の部分である「博物館が何のために存在しているのか」という、社会的使命を明確にして、その使命を達成するために、中長期的な見通しを持って計画を立て、事業を行い、その達成状況を確認、人々の要望や意見、社会的な要請を反映させながら次の計画につなげていくという、一連の機能を持っているか確認することが必要である。 「新しい時代の博物館制度の在り方について」

平成22年3月 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議による報告書
「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」で、望ましい基準に「基本的運営方針」についての記載を加えるべきという議論

p11 博物館経営の視点から見ると、博物館の存在意義や地域において果たすことが期待されている役割等の内容を含む基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)が明文化され、また、それが利用者に公開されていることが重要である。未だ基本的運営方針が明文化されていない博物館にあっては、設置者が博物館等とも協議のうえ、主導的に検討を進めるなど、速やかに基本的運営方針を決定することが望ましい。

博物館は、博物館の基本的運営方針の達成に向けた活動を実施し、博物館利用者や地域住民に同方針を広く周知していく責務がある。そのためには、博物館の基本的運営方針の達成に向けた具体的な事業計画を策定する必要がある。基本的運営方針は、資料収集、調査研究、展示、教育普及のほか、広報、地域連携、財務などに関する事項の基本的な方向性と到達点を明示したものであり、事業計画は個別の事業の実施等を通じていかにしてその基本的運営方針を実現するのかを示すものである。

「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」



博物館の基本的運営方針とは①

- 博物館の「基本的運営方針」は、博物館法施行規則に定めがあり、博物館の登録に当たり、策定・公表が求められる。
- 「基本的運営方針」は、資料の収集・保管・展示や調査研究含む館の運営の指針となる。
- 博物館の職員についても、「基本的運営方針」に基づいて配置されることが求められる。

博物館法施行規則 第19～21条（抜粋）

第十九条（博物館の体制に関する基準）

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四～七 （略）

第二十条（博物館の職員に関する基準）

- 一 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

博物館の基本的運営方針とは②

- 博物館の「基本的運営方針」は、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（告示）に記載があり、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書において、その内容が補足されている。
- 基本的運営方針は、「館の存在意義」、「役割」、「目的・使命」、「ミッション」等に言い換えられることもある。

告示「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」
(H23)

（基本的運営方針及び事業計画）

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

検討協力者会議報告書「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」

（基本的運営方針は）博物館の存在意義や地域において果たすことが期待されている役割等の内容を含む基本的な運営の方針が明文化され、また、それが利用者に公開されていることが重要（…）

資料収集、調査研究、展示、教育普及のほか、広報、地域連携、財務などに関する事項の基本的な方向性と到達点を明示したもの（…）

日本博物館協会
2021『令和元年度
日本の博物館総合
調査報告書』

ミッションは、博物館運営の基本方針を示すものである。博物館の社会的な役割や存在意義を明示することである。（中略）そして、ミッションの下に作られる中長期計画に、コレクション管理の問題解決を図るための計画を位置付けることが必要である。

博物館の目的・使命の策定・公表の状況

- 令和元年度の日本博物館協会の調査においては、目的・使命を策定している博物館の割合は約半数に留まり、目的・使命を公表している館はさらにその約半数となっている。

目的・使命を策定している博物館は

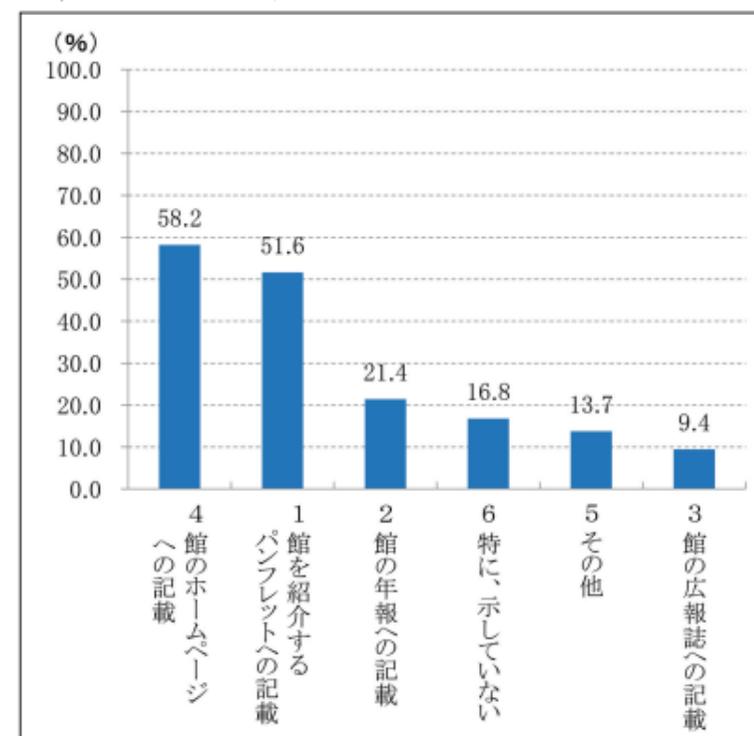
49.4%

約半数の博物館は策定していない。

| | | N= | 独自の目的・使命設定している (%) |
|-----|--------|-------|--------------------|
| 全体 | | 2,314 | 49.4 |
| 館種 | 総合 | 129 | 68.2 |
| | 郷土 | 248 | 29.8 |
| | 美術 | 497 | 57.1 |
| | 歴史 | 1,108 | 45.5 |
| | 自然史 | 101 | 47.5 |
| | 理工 | 102 | 66.7 |
| | 動物園 | 41 | 58.5 |
| | 水族館 | 44 | 63.6 |
| | 植物園 | 34 | 47.1 |
| | 動水植 | 10 | 90.0 |
| 設置者 | 国立 | 63 | 76.2 |
| | 県立 | 343 | 63.8 |
| | 市立 | 1,003 | 40.9 |
| | 町村立 | 312 | 37.2 |
| | 公益法人 | 425 | 61.6 |
| | 会社、個人等 | 168 | 52.4 |

策定している館においても広く公表されていない。

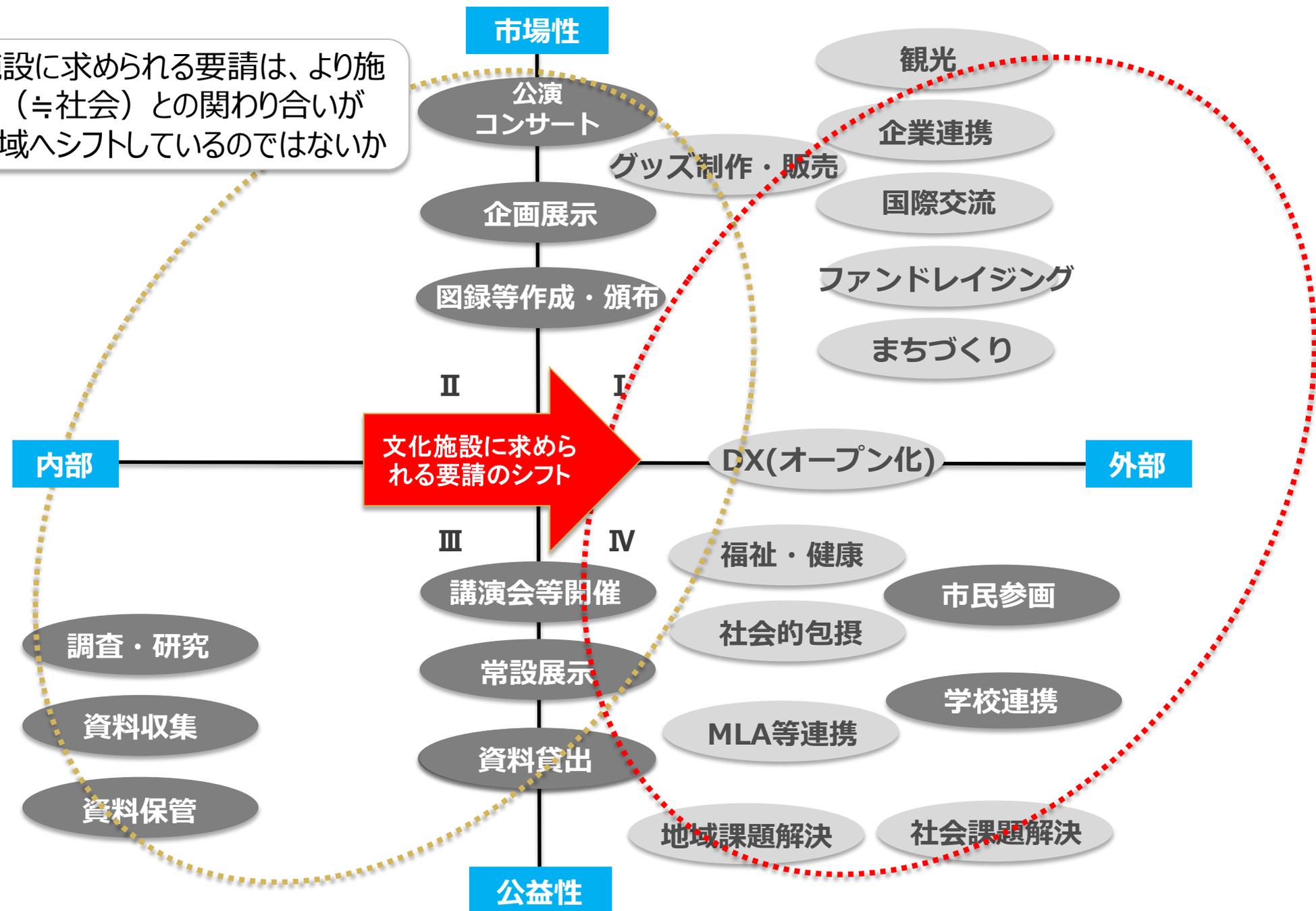
N=1,143、複数回答)「Q3-4-1」



文化施設の可能性

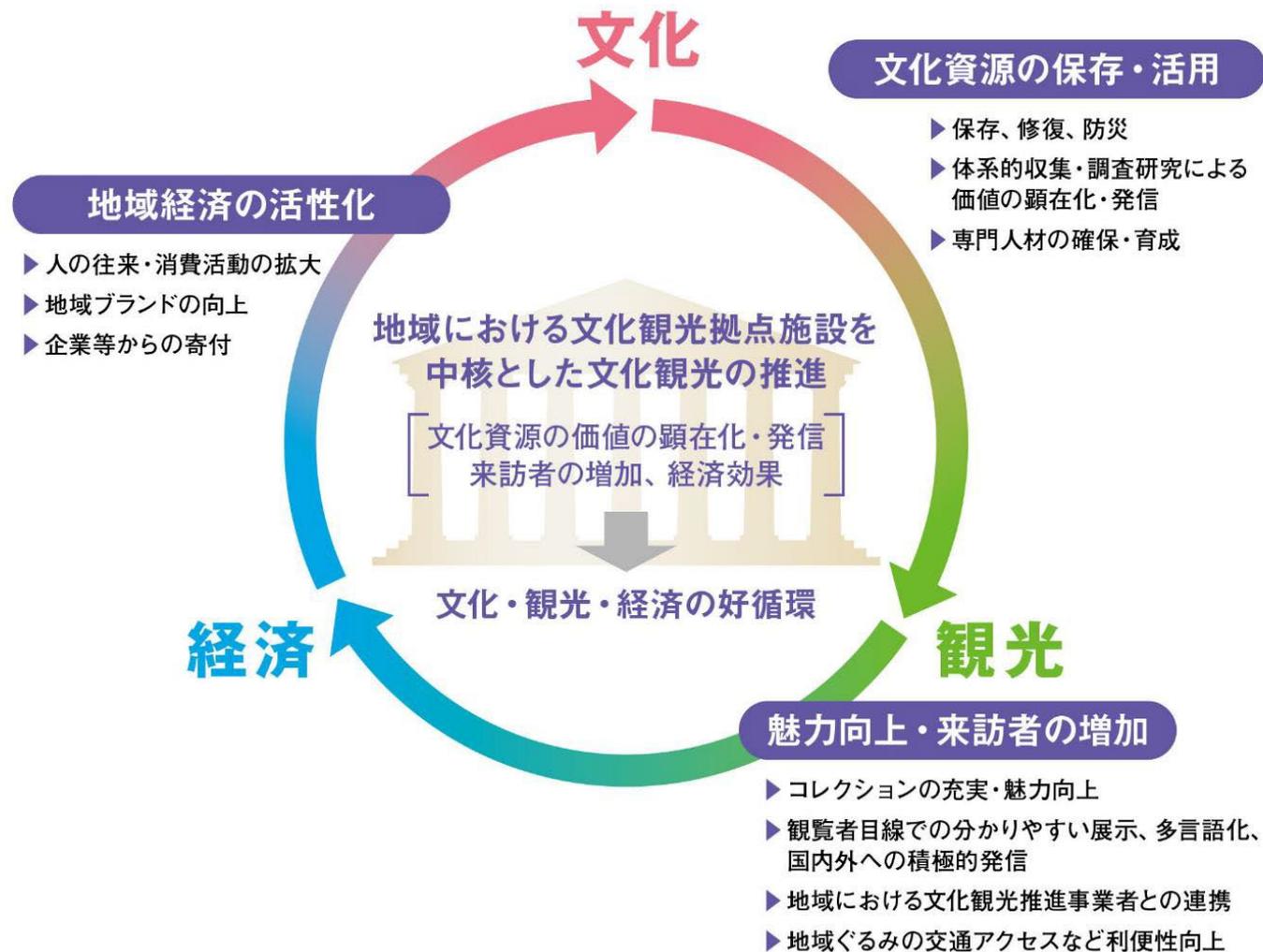
文化施設が直面する変化 ～ニーズの多様化と外部化

●文化施設に求められる要請は、より施設の外(≒社会)との関わり合いが深い領域へシフトしているのではないかと



文化施設が直面する変化 ～ニーズの多様化と外部化

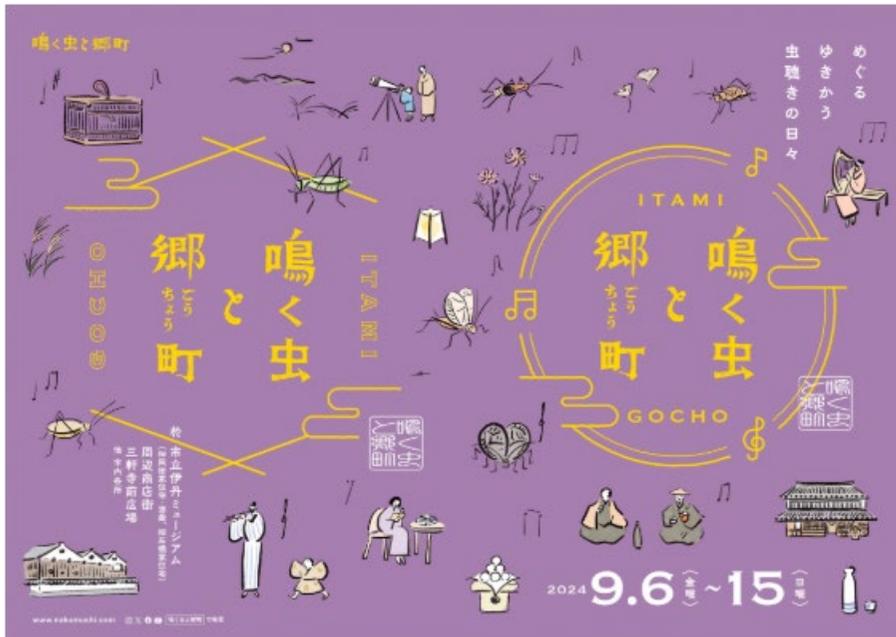
- 例えば、文化観光の文脈で見ても、文化資源自体であるとともに、文化資源を扱う「場」である「文化施設」を、文化観光拠点として中核に据えながら、文化、観光、そして経済の好循環に繋がる取組を推進することを目指している。



アクロス福岡

- 福岡県の財団組織
- 国際・文化・情報の交流拠点となる、福岡シンフォニーホールや国際会議場を備えた複合施設
- 建物内部には、本格的なクラシック専用の福岡シンフォニーホールをはじめ、国際会議場やイベントホール等の魅力あふれる施設を備えています
- 海外オーケストラ公演等の鑑賞事業のほか、新・福岡古楽音楽祭や人材育成事業(アクロスヴァイオリンセミナー、福岡ジュニアオーケストラ)地域・伝統文化の活性化に取り組んでいます





伊丹市昆虫館の例

《鳴く虫と郷町》企画による地域活性化

定番の企画展を館から市中心地へ移動して開催したところから企画がスタート。19年目となる2024年は、コンサート、ラジオ、歌会、茶会、星見会、古本市、飲食イベント、限定グッズの販売など、伊丹駅周辺で計78件の関連イベントが行われた。

関連イベントの一つ「むしむし☆ナイトフィーバー」では、市立演劇ホールと連携し、舞台照明を活かして懐中電灯で観察する昆虫展示を実施。

文化施設が自館の専門性・資料の特性を活かしながら、施設類型を超えて連携し、地域のコミュニケーションを促進しながら地域の活性化に貢献している好事例。



令和6年度ミュージアム・パブリックリレーションズ研修 伊丹市昆虫館資料より

<https://www.itakon.com/>

大阪市立自然史博物館の例

自然史デジタルミュージアム推進事業

特定非営利活動法人

西日本自然史系博物館ネットワーク

大阪市立自然史博物館

人材育成／国際ネットワーク／先進技術

05

DX化進展のための戦略の共有と国際連携を重視し、各種研究会を通じた情報の流通を行った。また、周辺をサポートできる拠点館に資料撮影スタジオ環境を整備、運用を開始するとともに、試験的な連携によるデジタル化を試みた。さらに、撮影した標本の

ラベル記載情報読み取り自動化のためのソフトウェア共有をはかり、各博物館が自力でも追求できるデジタル資源活用のための各種研究会や

研修を企画実施した。主要な情報は西日本自然史系博物館ネットワーク (<https://www.naturemuseum.net/>) から取得できる。



大阪中之島美術館の例

概要



施設外観

※ 大阪中之島美術館ホームページより引用

- 都心部の立地のメリットを活かし、運営段階からPFIコンセッション方式を日本の美術館として初めて導入
- 発注者 地方独立行政法人大阪市博物館機構
受注者 (株)大阪中之島ミュージアム
- 事業方式 設計・建設は公共(大阪市)が実施
運営は混合型コンセッションにより
受注者が実施
- 事業期間 令和2年度から17年間

コンセッション方式採用のメリット

- 美術館のみならず、周辺施設のレストランやホテルとも一体となって事業スキームを構築することで、にぎわいの創出や安定的な運営を期待できる。
- 事業者による自由度の高い運営(民間事業者の広報力を生かした集客の実現等)が可能となり、市民が低廉かつ良好なサービスを楽しむことができる。



可児市文化創造センター-alaの例

文化施設を活用した障がい者等も参加するディスコ

障がい者等も含めた誰もが同じ空間でダンスをすることで、共生社会の豊かさを感じることが出来る企画。

普段舞台芸術に触れる機会の少ない障がい者等と、プロダンサーや地元の高校ダンス部、シニア層の市民など多様な市民がディスコに参加し、誰もが自分を自由に表現できる企画。それぞれの違いを豊かさとして感じることができ、共生社会の実現に貢献。

ディスコと文化施設といった一見繋がりの無いような両者を融合させ、新しい「居場所」を提供することで、社会的孤立の社会課題にも対応。

文化施設における新たな可能性を創出する好事例。





「劇場が設置されている商業施設リバーウォーク北九州」



J:COM北九州芸術劇場の例

**劇場を中心として、多様な分野と連携しながら
地域の発展を目指す文化施設**

2003年に開館した北九州芸術劇場では、北九州に「劇場文化を育む」というミッションの下、「観る」「創る」「育つ」「支える」という4つのコンセプトに沿って、多様な事業を展開することにより、市民の文化活動を支援し、地域社会及び地域文化の発展に貢献している。

また、文化・観光・商工・教育・福祉・スポーツ・交通など多様な領域が連携することで街の課題を解決し、新しい価値や魅力の創出に努めており、舞台芸術の持つ創造的な力を活かした新たな街づくりに挑戦している。

文化施設が街の発展や諸課題解決に取り組むなど街と有機的に連携している好事例。

J:COM北九州芸術劇場HPより <https://q-geki.jp/>

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の例

★県市が連携した指定管理者制度の導入②

- 岐阜県と各務原市が共同で、平成30年4月に「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」をリニューアルオープン。県と市、それぞれで設置条例を設け、指定管理の手続を整備。
- 県と市の間で「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会」を設け、連携を確保。

〈県市が連携した指定管理者制度の導入：岐阜県・各務原市〉

【取組】

- ・平成30年3月に、岐阜県各務原市に「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」をリニューアルオープン。公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館が指定管理者として運営を行っている。
- ・指定管理者による魅力的な土産物開発やイベントの実施、県市が連携した国内外へのプロモーションを展開。
- ・県や市への企業版ふるさと納税を活用し、企画展や教育体験プログラムを実施



↑旧陸軍戦闘機「飛燕」の実機



↑海外の博物館との連携



↑水ロケット教室の様子



↑ミュージアムショップの様子

【効果】

- ・リニューアル後、約1年で来館者数50万人を突破。
- ・戦闘機「飛燕」の模型や、宇宙食など多彩なお土産品を取りそろえ、物販売上は開館後10ヶ月で約1億7千万円。
- ・米「スミソニアン航空宇宙博物館」との連携協定や仏「ル・ブルジェ航空宇宙博物館」とのパートナーシップ合意など、トップセールスにより世界に開かれた航空宇宙博物館に。
- ・航空宇宙ロボット教室や水ロケット教室等の教育企画、ル・ブルジェ航空宇宙博物館連携と連携した歴史文化企画、ご当地アニメの上映会などのエンターテインメント企画など、幅広い企画を実現。



九州産業大学美術館の例

高齢者をつなぐ美術館と医療・福祉施設、
行政機関、公民館、他の博物館との連携事業

学校法人中村産業学園

九州産業大学美術館



様々な連携を通じて地域資源を活かし地域の人々の健康寿命の増進につなげることを目的とした事業を展開した。認知症患者とその介護者を対象とした鑑賞プログラムの開発と実践等の地域の医療・福祉施設、行政機関との連携事業や、遠方への外出が困難な地域住民を主な対象とした、美術館と公民館を結んでのオンライン鑑賞会の開催を行った地域の公民館との連携事業、さらには高齢者を主な対象とした多様な博物館体験の機会を創出するアートバスツアー、ワークショップを開催し、他の博物館との連携を図った。

37

過疎・高齢化
社会包摂
その他の地域課題

京都府京都文化博物館の例

「京都文化次世代データセンター（仮称）」の
構築のためのプロジェクト

京都歴史文化施設クラスター実行委員会

京都府京都文化博物館

デジタル・アーカイブ化／人材育成

03

博物館ひいては地域社会に存在する多様な資料・作品のデジタル化およびその公開をおこなう拠点として京都文化次世代データセンター（仮称）構築を目指し、京都市内の博物館・資料館や文化施設、地域組織等 10 者^(*1)が結集し、事業を実施した。データセンターは 2025 年度に本格稼働を目指し、その重要なステップとして、次の 3 つを実施した。①最先端の技術や制度に習熟したデジタル人材を育成する技術研修会やワークショップを計 32 回開催した。②これを基に各者が所蔵資料群のデジタル化を実践し、またその過程ではデータストック作業における good practice モデルの構築をおこなった。今年度は実行委員会の資料館・文化施設などが中核館へ資料を持ち込み、デジタル化し、データ共有するという流れを構築し、実際にデジタル化

作業を効果的・効率的におこなうためのマニュアルを作成したなど、今後、資料をもつ各博物館や文化施設、寺社、学校、企業、地域の住民などといった博物館外の方々がデータセンターで資料のデジタル化作業をおこなうことを想定した事業であった。また、③蓄積さ



れたデータのアウトプットとして京都の「三条通」をテーマとしたデジタルマップ、コンテンツ等を制作しオープン化した。同時に、国のプラットフォームである文化遺産オンラインへ実行委員会各組織がデジタル化した資料をアップロードし、公開した。なお事業の前提となる機材は中核館が独自に揃えたが、この機材の検討や実際の構成は、デジタルアーカイブ整備に悩む博物館にモデルとして提示できるものである。実際、京都府内外の博物館関係者の視察をすでに受け入れている。

*1: 京都府京都文化博物館（中核館）、姉小路界限を考える会、公益財団法人京都古文化保存協会、京都市学校歴史博物館、京都市考古資料館、京都市生涯学習総合センター、京都市歴史資料館、京の三条まちづくり協議会、京都府、一般社団法人千總文化研究所

群馬県立 歴史博物館の例

行動観察により利用者の目線を取り込んだ展示の改善

Case Study

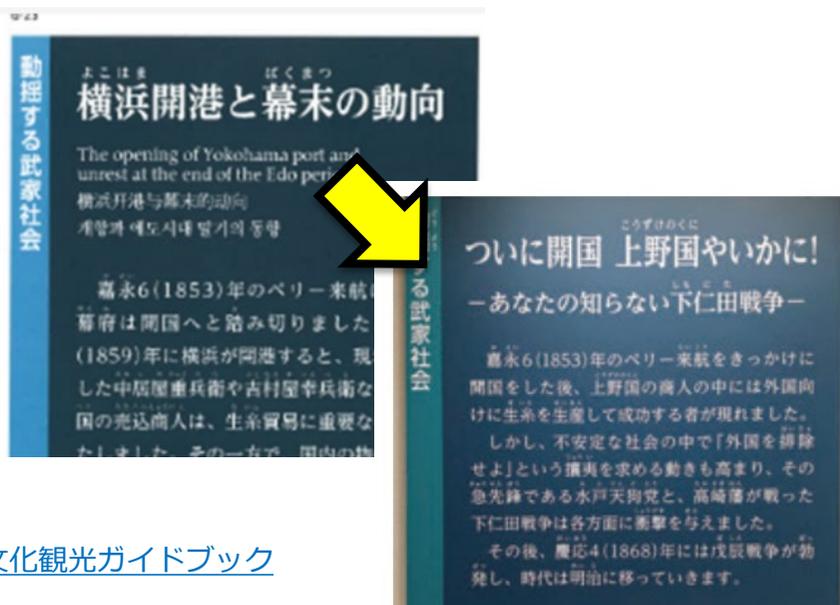
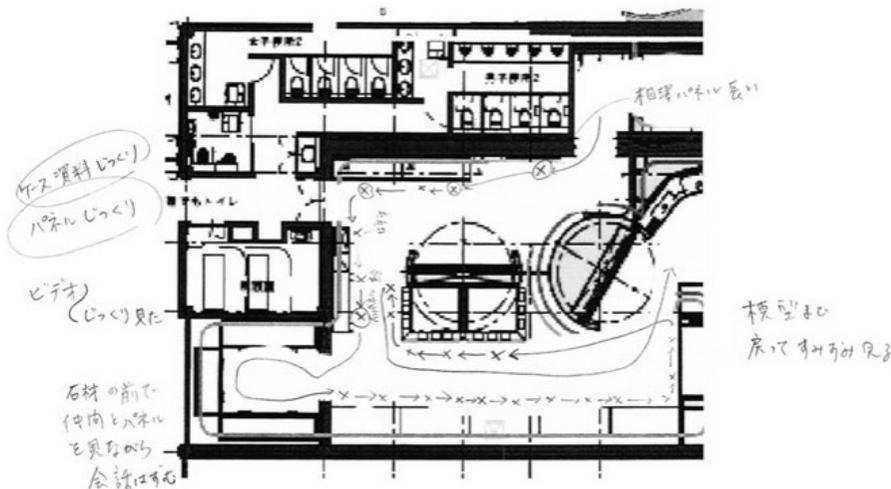
事例
1

来館者の行動観察を通じた、解説パネルの改善

群馬県立歴史博物館(群馬県高崎市)



群馬県立歴史博物館では、①中高生が読んだら分かる、②大人が読んで子供に説明できる、の2点を満たすよう、来館者の行動観察を通してパネルの解説文を改善してきた。また、来館者の興味を引き、内容の大枠が理解できるようにタイトルとサブタイトルにも工夫を凝らした。学芸員それぞれがパネルを作成したが、アカデミックな価値が失われないよう、タイトルには「時代性を反映させる」、サブタイトルは「十数文字以内で興味を引き、何が起こったか分かる」ものになるよう周知した上で、作成したパネルを学芸員同士で確認し合い、博物館として守りたいラインを探る議論を重ねた。加えて教育普及係の職員にも見てもらい、「分かりやすく」「歴史的背景」が伝わるパネル解説になっているかを確認することで、館全体での基準を統一した。



行動観察中は来館者の動線を線で書き記し、滞在時間の長い場所では「×」の印をつけた。
(提供:群馬県立歴史博物館)

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール



- 琵琶湖畔に位置し、西日本初の“四面舞台”を備えた本格的劇場
- 公共ホール初の専属声楽家**びわ湖ホール声楽アンサンブル**を擁する
- 芸術監督を置き、現在は**阪哲朗**が第3代目を務める
(1代目1996.10-2007.3:若杉弘、2代目2007.4-2023.3:沼尻竜典)
- 国際水準の舞台芸術を、最高の鑑賞環境で提供
- オペラ・コンサート・演劇・ダンス・古典芸能など多彩な公演を開催
- 「創造する劇場」として、特色ある自主制作に注力
- 青少年向けの公演や普及活動にも積極的に取り組む





宝塚ぼうさい劇場 2024

防災訓練と創造体験をみんなで体験しよう！
今年は、かえっこパズル（オモチャの交換会）も同時開催！！

イベント詳細は右の特設サイトをご覧ください
<https://takarazuka-c.jp/topics/t-bsk/bousai2024.html>

学んで体験して かえるポイント をゲット！
かえるポイントを集めてオモチャと交換してネ♪

いざという時のための避難訓練コンサート

イベント中に **火事だ！** **避難だ！**

演奏 宝塚アカデミー音楽団
時間 10:30～11:00 (10分前開場)
定員:100名 先着順

公演中に火事が起こりますので、一緒に避難訓練に是非ご参加ください。避難後の『ぼうさい上映会とお話』に併せてご参加いただいた方にはプレゼントがございます。

ぼうさい上映会とお話
『急な大雨・雷・雹巻から身を守ろう!』(映像提供:気象庁)
時間 11:20～11:50 (避難訓練に引き続き開始します)

人形劇『まてまて小僧』(人形劇団クラルテ)
時間 13:15～13:45 (10分前開場)
定員:120名 先着順

『防災王〇×クイズ』(宝塚市総合防災課)
時間 14:30～15:00 (10分前開場)
定員:80名 先着順

公園体験コーナー
時間 10:30～12:00 / 13:00～15:00
★子ども用防火服
★防災あそび(持ち出しゲーム)
★消防体験 ★消防車見学
★防災備品確認会

かえっこパズル
(あそびなくなったオモチャの交換会)
時間 10:30～12:00 / 13:00～15:00

時間: 10:30～15:00 (最終受付 14:30)
会場: 宝塚文化創造館 1階 講堂ホール
宝塚花のみち・さくら橋公園

2024 9/29(日) 参加無料

宝塚文化創造館 宝塚市武庫川町6-12

宝塚文化創造館の例

文化施設を使用した防災訓練を実施

音楽団によるコンサート公演中に模擬火災を発生させ、避難訓練を実施。

同時に、近隣自治会や市民団体などと協働して防災上映会、人形劇、防災クイズなども併せて実施するなど、文化施設が市民の防災意欲向上に広く貢献している。

日頃文化施設になじみのない市民も文化施設に触れ合うことで、まちの中心としての文化施設に理解を示し、市民との双方向の理解醸成に貢献。文化施設がまちの中心として機能する好事例。

主催：(公財)宝塚市文化財団・宝塚市花のみち自治会
協力：宝塚市消防局、「みんな元気にしよう・びっくり箱」実行委員会、宝塚・防災リーダーの会、Let'sむこきゃん実行委員会
後援：宝塚市・宝塚市教育委員会 イベントお問い合わせ 宝塚文化創造館 0797-87-1136

千葉県の例

この4年間に千葉県（文化振興課）が博物館に関連して取り組んだこと

【組織】

- ・ **スポーツ文化局の新設**（R4年度～）
- ・ 博物館の所管を教育庁から知事部局へ（R4年度～）
- ・ 美術館・博物館の専門家によるアドバイザーボードの設置
 - ※千葉県立美術館アドバイザー会議（R3年度～）
 - ※千葉県立中央博物館リニューアル検討懇談会（R4年度～）

トピックス

- ・ 博物館機能強化・魅力向上検討事業(R4～)
- ・ 博物館・美術館活性化事業(R4～)

【計画等の策定】

- ・ **千葉県文化芸術推進基本計画（第2次）の策定**（R7.3）
- ・ 県立中央博物館実施方針（R5.3）
- ・ 県立中央博物館みらい計画の策定（R6.3）
- ・ 県立美術館活性化基本構想の策定（R6.3）
- ・ 県立中央博物館・美術館実施計画の策定（R7.3）

- ・ 全国博物館大会の千葉県開催(R5)
- ・ 千葉県と国立歴史民俗博物館が包括連携協定を締結(R6)

【人事・研修】

- ・ 庁内公募制度を活用し活性化の仲間を募る（R3～）
- ・ 学芸員の採用を本格化、経験者採用を開始（R4～）
- ・ 短期海外研修制度等を活用し学芸員の海外への研修派遣（R4～）
- ・ 美術館の館長に外部人材を登用（R5～）
- ・ 副業人材制度を活用し広報やブランディングの専門人材を採用（R5～）
- ・ 地域創造補助金を活用し公立美術館地域展開型研修の実施（R5～）

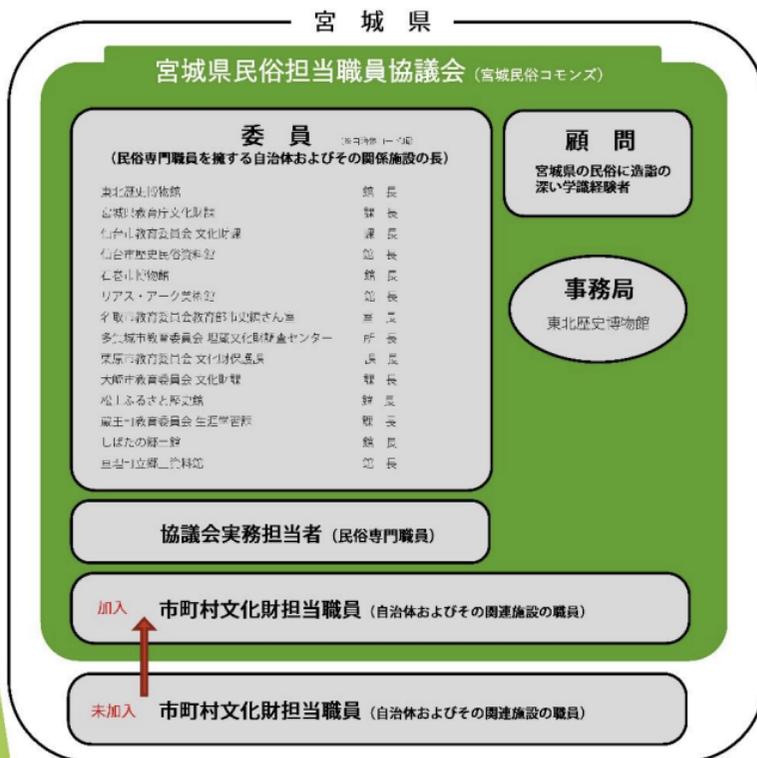
- ・ 議会常任委員会の博物館視察
 - ※県外3回・県内4回
- ・ 議会での博物館関連質問・要望
 - ※本会議60件・委員会33件

東北歴史博物館の例

宮城民俗コモンズの構成



宮城県民俗担当職員協議会の組織と活動



【目的】

宮城県内に存する民俗資料について、所属の枠を超えて調査研究することで新たな価値を発見し、その成果を広く社会に還元するもの。

【活動内容】



【活動内容】

- ・協議会会議（活動方針の協議）1回/年 ※委員、顧問のみ
 - ・共同調査会（県内展示室の見学、収蔵庫資料の調査）2回/年
 - ・オンライン情報交換（Microsoft Teams 専用ルーム）随時
- R7.8年度限定— ※希望自治体のみ参考
- ・資料整理とデジタルアーカイブ（県から会計年度任用職員・撮影機材を派遣）

【参画メリット】

- ・文化財担当職員の知識・技能が向上する
- ・所蔵資料の利活用が促進される
- ・外部資金獲得による職員の業務負担軽減（※経理事務は事務局が担う）

⇒ 民俗専門職員 (R6) → 県内文化財担当者 (R7) → スキームを県外へ輸出 (R8)



祝いを語る (ふれあい広場)
実りを祝う (にぎやか舞台)
旬を味わう (ごちそう屋台)

ふじみの大地の収穫祭

第七回

2024年
11 / 23
(土・祝)

午前10時～午後3時
入場無料

主催
ふじみ大地の収穫祭実行委員会
公認協賛 法人キラリふじみ

協力
富士見町、ふじみ町、
富士見町農工商会
富士見町商工会

富士見市民文化会館
キラリ☆ふじみ

祝う、味わう、語り合う！
今年の秋、キラリふじみで大地の恵みを
味わい尽くしてみませんか！



富士見市民文化会館キラリ☆ふじみの例

文化施設を使用した農業収穫祭等を実施

「公演（創造）事業」、「教育普及事業」、「市民交流・支援事業」を柱とした文化施設である富士見市民文化会館にて、地元富士見市産の農業収穫祭を実施。

旬を味わう「ごちそう屋台」や野菜などの販売、地元で伝わる伝統芸能の体験や上演企画など、広く市民が文化施設を通して交流し、地域の繋がり、発展に取り組む。

農と文化施設の融合により、地域農業のさらなる発展と理解醸成及び文化施設の効果的利用による相乗効果で地域文化の発展に寄与する好事例。



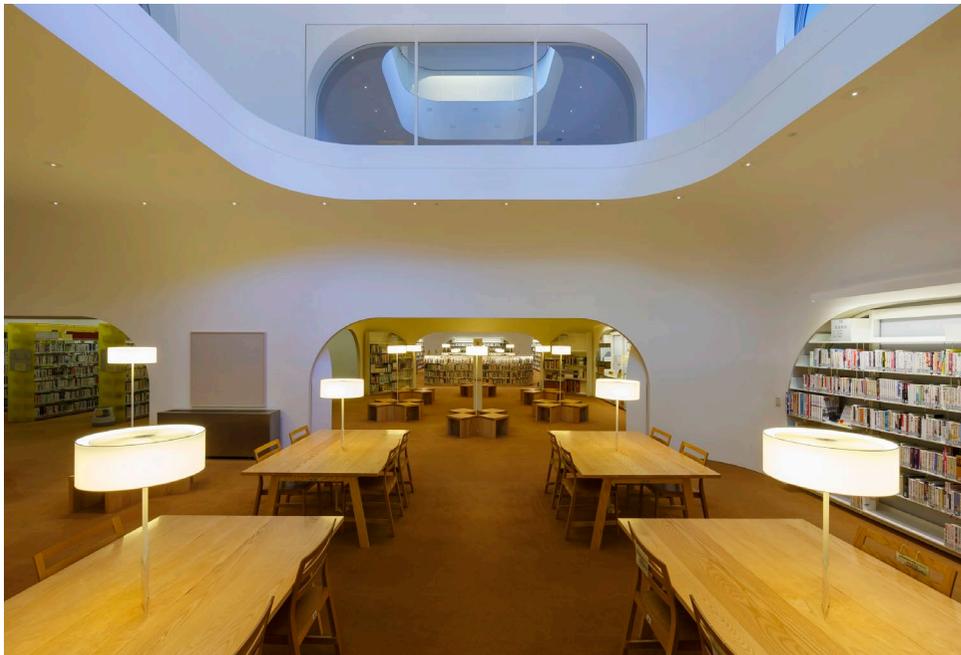


武蔵野プレイスの例

図書館を軸とした複数の文化施設機能を 融合した複合機能施設

図書館、生涯学習センター、市民活動センター、青少年センターなどといったこれまでの公共施設の類型を超えて、複数の機能を積極的に融合させ、図書や活動を通して、人とひとが出会い、それぞれが持っている情報（知識や経験）を共有・交換しながら、知的な創造や交流を生み出し、地域社会（まち）の活性化を深められるような活動支援型の公共施設となっている。

滞在型図書館、生涯学習支援機能、市民活動支援機能、青少年活動支援機能の四位一体で、交流ネットワークの活性化、地域社会の魅力向上、市民生活の向上に貢献。文化施設が街の発展に大きく貢献する好事例。



武蔵野プレイスHPより <https://www.musashino.or.jp/place/>
(写真提供) 武蔵野プレイス

文化施設が今後目指すべき姿

文化施設の未来像について

「社会背景」や「課題の解決に向けた手段」についてはある程度、議論が進んでいる一方、「文化施設の未来像」について、より具体的な姿を描くことができるのではないか。

(第1期第1回の資料より)

★人々の生きがいの創出

生きる力の源泉、個人の尊厳を守る「場」としての文化施設

★地域の活性化

魅力ある文化施設が吸引力となり、「ここに住みたい、暮らしてみたい」、と思える魅力の創出、経済的効果の実現

★文化観光拠点として機能

海外からの誘客、ツアーへの組込

★地域の諸課題の解決

課題解決や地域イノベーションの源泉

★文化施設自体による地域のシンボル化

地域の人々の暮らし全体の中核



＜議論の観点（例）＞

- このほかにも、文化施設が担うべきより本質的な機能や、理想的な在り方があるのではないか？
- より優先順位が高いものはどれか？
- 何をもって達成していると・成就していると判断できるか？
- 文化施設に本当に達成できるのか？
どのような条件が整えば可能になるか？
- 全ての文化施設が達成すべきことか？
- 現状においても、すでに足りていない部分があるか？

社会が様々に変容する中で、文化芸術・知識へのアクセスが人々の尊厳ある生活に欠かせない要素であることを踏まえつつ、文化施設に投入可能なリソースに限界がある中、将来を見越した合理化や最適化、付加価値（潜在力）の最大化を考えることも必要ではないか。

社会変容の主要素

以下のような要素が複合的に関与し、
社会変容へとつながる

- 人間知性の進歩
- テクノロジーの進化
- 価値の変容
- 人口規模

社会変容に対して考えられる 文化施設の対応

- 展示・公演・研究等の磨き上げ
- 文化的資源の付加価値の向上
- 時代のニーズに即した企画
→社会に認知される文化施設
- 人口規模に即した合理化・最適化

より高次で機能的な文化施設に

文化施設の持つ（持ち得る）機能を最大限に活用

- 資料や作品の収集、研究、制作、展示、公演、発表、教育（歴史・知見の発掘・蓄積）
- 社会的・文化的価値の発信・提示（キュレーション、インスタレーション等）
- 地域の核となり市民を結びつける場（地域維持、保安、地域の集合場所）
- 人間性を涵養、表現する場

文化施設の機能とアセット①



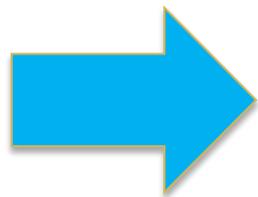
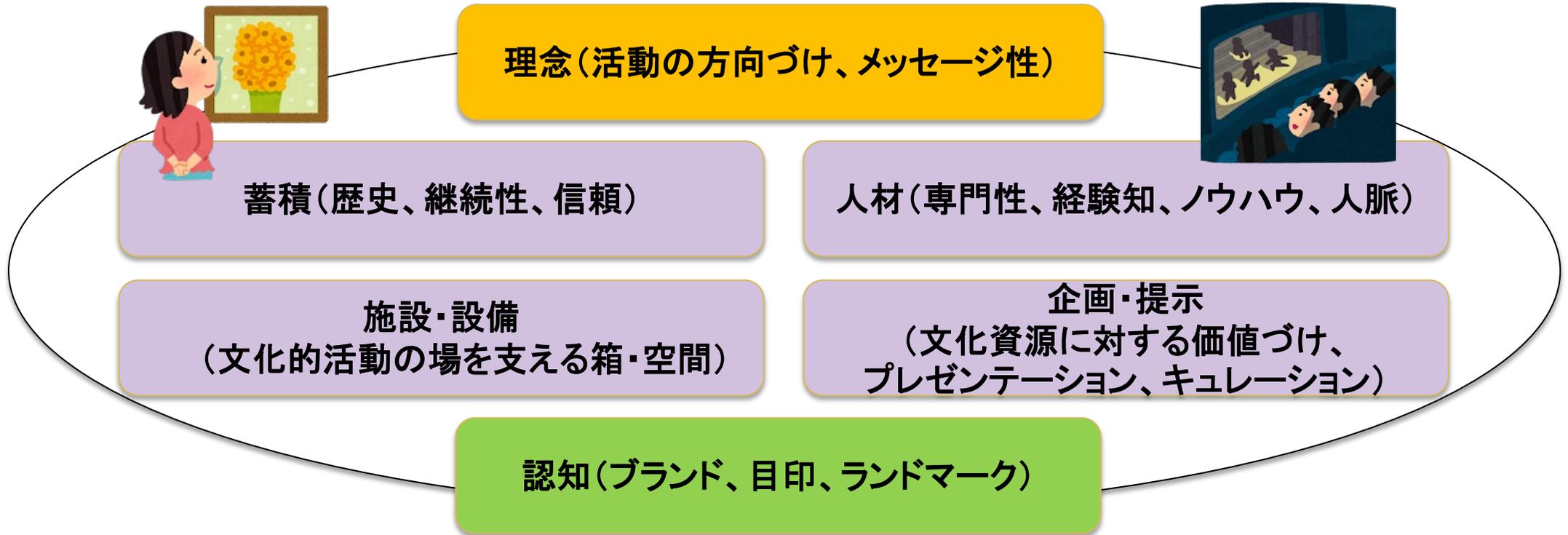
文化的活動が行われる場

都市・地域内の様々な場所で文化活動が行われている。
箱としての施設、資料や作品群、人材、市民を含め
全体で文化施設としての価値を発揮している。



文化施設の機能とアセット②

- ・文化的活動・体験は、館に限らず/留まらずに行われうる（デジタル、テンポラリーなものも含め）
- ・しかし、そこに館が定常的に存在することによって可能になる部分があるのではないか。
- ・例えば、以下の点に着目すると、単なる施設の管理・運営ではない文化施設の本質的な機能が明らかになるのではないか。



- ・これらは文化施設（館）が地域・他施設に対して提供できる価値とも言い換えられる。
- ・こうした文化施設の強み・アセットを柔軟に活用していくことで、さらに価値を発揮していく余地があるのではないか。

文化施設の置かれた状況・課題

- ①複雑化、高度化する社会からの要請への対応
- ②リソースの限界（人的、予算的側面等）
- ②将来を見通した合理化や最適化の模索

考えるべきリスク

- 「文化施設」の活動継続の困難化により、地域の人々にかげがえのない機会を提供出来なくなる恐れ（個人の尊厳へのリスク）
- 特に子どもの体験の機会を提供出来なくなる恐れ（将来の担い手・受け手育成上のリスク）
- 地域文化の核の喪失による、地域の衰退に繋がる恐れ（地域の歴史文化へのリスク）
- 地域における人のにぎわい等の消滅による地域の魅力の減退・地域経済への閉そく感の恐れ（地域社会経済上のリスク）

今後の方向性として、、

文化施設を時代の状況とニーズに即してアップデートや高度化を上手く図ることにより、以下のようなアウトカムを目指せないか。

★人々の生きがいの創出

生きる力の源泉、個人の尊厳を守る「場」としての文化施設

★地域の活性化

魅力ある文化施設が吸引力となり、「ここに住みたい、暮らしてみたい」、と思える魅力の創出、経済的効果の実現

★文化観光拠点として機能

海外からの誘客、ツアーへの組込

★地域の諸課題の解決

課題解決や地域イノベーションの源泉

★文化施設自体による地域のシンボル化

地域の人々の暮らし全体の中核

少子高齢化の一層の進展の中 人口減少下での文化施設における必要な視点

- ・各文化施設が広域に補完しあいながら流動的に連携を図る
- ・地域資源・地域人材の育成・充実・活用を図る
- ・地域経済、地域文化を、持続的な地域振興に繋がる仕組みを構築する
- ・各文化施設の持つパワーを最大限有効活用し、潜在力を発揮する
- ・新たな利用者層の開拓により、文化施設の利用を促進する



各文化施設が必要な視点に基づき取り組むことで、個々人の Well-being の向上、文化施設全体の発展・付加価値の向上、地域社会の活性化へとつながる

これまでの「文化施設」との一般的な関わり方から得られる提供価値



- ・初めて見る世界との出会い
- ・生涯忘れ得ない経験
- ・興味の芽生え

幼年期

- ・学びの場
- ・授業の一環としての訪問
- ・知的好奇心の芽生え

児童・少年期

- ・友人知人と訪問の場
- ・気分転換
- ・知的空間での思索

青年・壮年期

- ・余暇
- ・趣味

老年期

- ・余生の生きがい
- ・孫と一緒に

今後、さらに期待される提供価値

サークル等による自己実現、自己研鑽、サードプレイス、探究

放課後・休日の自分の居場所、娯楽、楽しみ、趣味、生きがい、時間的価値の共有

健康、幸福、社会包摂、社会的処方、地域課題解決

創造的活動の場、観光や産業への寄与による地域活性化

地域社会の活性化、地方創生に向けて大きなポテンシャル（裏腹として、実現できない場合は大きなリスク）

令和4年の博物館法改正の際、文化審議会博物館部会「法制度の在り方に関するワーキンググループ」において、「これからの博物館に求められる役割・機能（5つの方向性）」について整理を行っている。（以下、「審議のまとめ 概要」より一部抜粋）

● 博物館法制定時からの3つの基本的な使命

・資料の①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究

→ 現在においても、ICOMなど国際的に共有されているものであり、引き続き維持する必要

● 今後必要とされる役割・機能：

・「文化をつなぐミュージアム」（**Museum as Cultural Hub** ※ICOM京都大会で提唱）としての地域のまちづくりや産業活性化、社会包摂、人口減少・過疎化・高齢化、地球温暖化やSDGsなど社会的・地域的課題と向き合うための場

・実物（もの）に触れる感動など、文化芸術や自然科学の気付きや発見の共有の場

・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築、文化資源の魅力の発信の場



<これからの博物館に求められる役割・機能（5つの方向性）>

「守り、受け継ぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

「わかち合う」 資料の展示、情報の発信と文化の共有

「育む」 多世代への学びの提供

「つなぐ、向き合う」 社会や地域の課題への対応

「営む」 専門人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上

今後求められる施策の方向性

文化施設におけるネットワーク連携について

▶これまでの主な委員意見

(第1期第1回、第2回)

- ・ 館の特徴としても、文化だけでなく、健康や教育など他分野と連携することが今や当然となっている。そういった特徴があるハブ館が展開していけるかが重要。
- ・ 文化施設が地域に必要な場所となるために地域課題の解決に取り組む際、課題解決には博物館の人材だけでは十分でなく、他の施設との融合や多機能化といったことも必要ではないか。
- ・ 文化的価値を持つコミュニティは残しながら、いかにネットワーク化するか。総合的に検討できるプラットフォームが必要。
- ・ アートフェア等が行われると、一度に複数施設が集まるためネットワークはできるが、一度だけでは意味が無く、それをきっかけに本質的なネットワーク形成を行うべき。

(第2期第1回)

- ・ 連携には、リスクを減じてメリットを高める効果があり、収入増や品質向上、施設の資源の相互補完が期待できる。
- ・ 汎用性があるネットワークの姿を仕組み化して示すことが必要。ネットワークの種類も整理できるのではないか。
- ・ 様々なレイヤーの個人的なつながりによるネットワークの存在も念頭に置くことが必要。



- ✓ 今後、文化施設が人口減少等の社会の変化に対応しつつ、文化施設の取組を維持・高度化する上で、**文化施設間・他分野施設間でのネットワーク連携は有効な対応策であることが想定**される。
- ✓ これまで提示された好事例を分析することにより、**他の地域・分野・施設種でも適用可能な形で、ネットワーク連携の在り方を示す**ことができるのではないか。
- ✓ その際には、**都市部・地方部で機能するネットワークの違いや、施設間のフォーマルなネットワークと、個人間のインフォーマルなネットワークの区別**を念頭に置く必要があるのではないか。

第2期第1回の議論を踏まえたネットワーク連携の類型

ネットワークの必要性

- ・ 今後の社会の変化で加速する人材・ノウハウ・資金不足等に対応するためには、各館が単独で取り組むだけでなく、各要素を互いに補い合うよう、多様な主体と、様々な側面でネットワークを形成し連携することが効果的ではないか。
- ・ ネットワーク連携による効果として、
 - (1) 限られた資源を有効に活用することで、効率化やコスト削減を図ることができるという効果
 - (2) 相互に活動の質・水準や創造性を高め、新たな価値創出を図ることができるという効果の両面が考えられる。

▶ ネットワーク連携の要素

…連携の主体、地域、分野等の要素によってネットワーク連携の在り方を分析することが可能であると考えられる。

要素① 連携の形態

- ・ 中核施設－小規模施設型（都道府県立等の地域の中核となる施設が、小規模施設を巻き込んで連携する例など）
- ・ 中核施設－中核施設型（都道府県立等の地域の中核となる施設同士が連携する例など）
- ・ 実行委員会型（実行委員会等が中心となり多様な主体が連携する例など）
- ・ ゆるやかな連帯型（明確な中核主体は無いが自然と連携する例など）

要素② 活動圏域

- ・ 地域型（都道府県内、市内等の地域内の連携）
- ・ 圏域型（都道府県を超えた一定の圏域内の連携）
- ・ 全国点在型（日本全国に点在する施設間の連携）

要素③ 専門分野

- ・ 特定分野型（同一の特定分野に関する連携）
- ・ 分野横断型（特定分野に限らず、異なる分野をまたぐ形での連携）

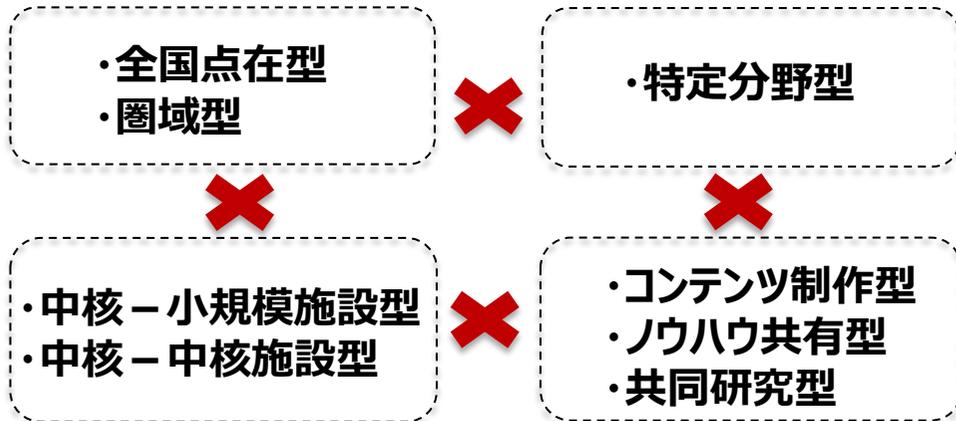
要素④ プラットフォームの有無

（連携の母体となる組織を有するか否か）

要素⑤ 機能面

- ・ コンテンツ制作型（舞台作品の共同制作や巡回展の企画をする例など）
- ・ ノウハウ共有型（専門性・知見のある施設が研修や普及を行う例など）
- ・ 共同利用型（施設・設備などを共同で利用できるようにする例など）
- ・ 共同研究型（舞台作品の共同制作や巡回展の企画をする例など）
- ・ エリア連携型（同一地域内で異なる種類の施設が協力する例など）
- ・ ピアサポート型（相互に経験を共有し、心理的に支え合う例など）

効果的と考えられる連携モデル (案)



施設が連携の中心となる

【具体例】

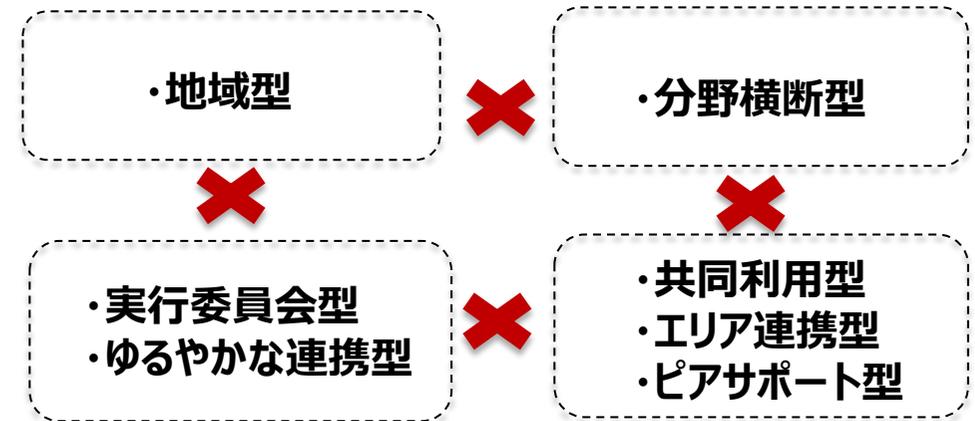
- ・劇場間の共同制作
- ・博物館間のDX推進

【メリット】

- ・フォーマルな枠組みのため定式化しやすい。
- ・連携が見えやすく、予算措置等、公的な支援も行いやすい。
- ・各要素を補完し合う事で、持続的・効率的に取り組める。
- ・より高度で水準の高い取組が可能。
- ・規模の拡大や、他地域・他分野への転用が可能。

【デメリット】

- ・分野間・施設種間の垣根を超えた連携が困難。
- ・既存路線の延長など、形式的な取組になる恐れがある。



個人が連携の中心となる

【具体例】

- ・地域イベントの企画、参画
- ・インフォーマルな情報共有

【メリット】

- ・分野間・施設種間の垣根を超えた連携が可能。
- ・分野横断による予想外のイノベーションが起こる可能性がある。
- ・相乗効果によるムーブメントを醸成する可能性がある。
- ・臨機応変な対応が可能。

【デメリット】

- ・属人化しやすく、連携の形が見えにくい。
- ・予算措置等、公的な支援に限界がある。
- ・必ずしも再現性がなく、他地域・他分野への転用が困難。

2040年を見据えた実効的なプラットフォームの構築

○大学進学者数の大幅減
(約63万人(2024)→約46万人(2040))
⇒各地域の高等教育へのアクセス
や、地域産業や社会・生活の基盤
に大きな影響のおそれ



○各地域の高等教育を取り巻く課題、将来の人材需要、国公立大学等が果たす役割等について地域全体で認識共有
○各地域の高等教育へのアクセス確保や地方創生のため、各地域の高等教育機関を中心とした実効的な産学官金等連携による人材育成の取組促進
⇒**各地域の「知の総和」向上に向けた取組を強力に支援**

【地域構想推進プラットフォームと取組展開例】

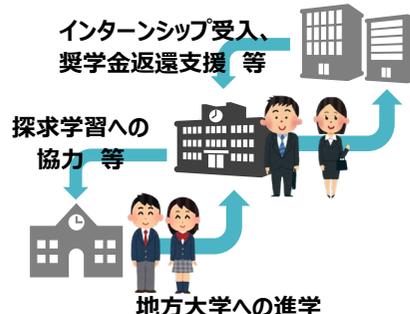
○地域の人材需給や産業界のニーズ等を踏まえた、**高校改革と連動した大学改革**(教育組織・カリキュラム改革等)



地域構想推進プラットフォーム



○高校段階からの**地域の高等教育機関への接続強化**や、自治体等による就職支援等を通じた**地域への人材定着の強化**



○地元企業や大学のリソース等の結集による**地域の新産業創出**



○地域アクセス確保のための**大学間の教育研究連携の一層の促進**



※その他、地域大学振興の観点から、都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進に関する取組(国内留学等)も展開

地域における協議体の実質化

従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、連携を行うための**地域連携プラットフォーム**の取組

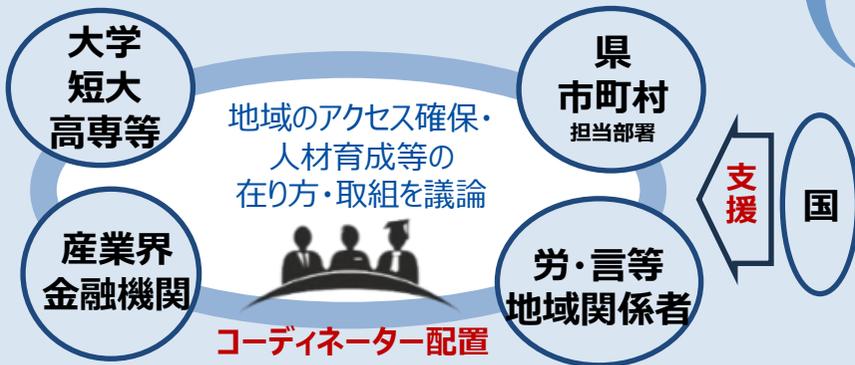
※国による「ガイドライン」策定

発展

今後

地域構想推進プラットフォーム（仮称）

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



連携強化

地域における大学等間の連携枠組みの強化

従来

連携開設科目を中心とした**大学等連携推進法人**(※)の取組

※文部科学大臣が認定

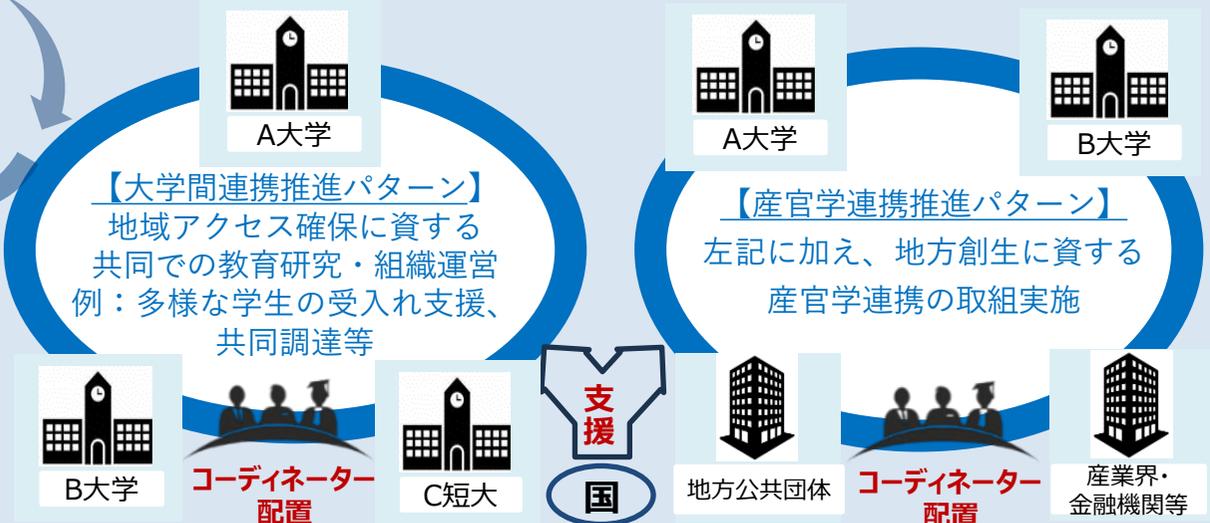
発展

今後

地域研究教育連携推進機構（仮称）

- ✓ 連携開設科目の開設に加え、地域構想推進プラットフォーム（仮称）等での議論を踏まえ、地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の連携（※）に取り組むことを推奨

※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



※支援対象となる地域研究教育連携推進機構（仮称）の位置付けを検討

文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化（「**地域大学振興室**」の新設）
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進

※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。

※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

「知の総和」答申を踏まえた地域大学振興の推進

● 背景・課題

- ✓ 急速な少子化が進行する中、各地域において高等教育へのアクセスや生活・産業基盤等に大きな影響が生じるおそれがあり、2040年の社会を見据え、各地域の「知の総和」の向上を図るため、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を踏まえた大学等における人材育成機能強化や地域の高校改革と連動した大学改革など、高校・大学・大学院の一体的な改革等に取り組み、質の高い高等教育機会を確保することが喫緊の課題。
- ✓ このため、各地域の大学間・産学官金等の連携基盤の構築や都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進など総合的な地域大学振興の取組の推進が必要。

地域の産業や社会、生活基盤を支える分野の人材育成、地域の高等教育へのアクセス確保や地方大学による人材育成機能強化など各地域の「知の総和」向上を図るための施策を展開

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

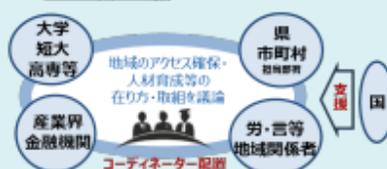
【令和8年度要求・要望額 15億円（新規）】

➢ 2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 協議体に配置される大学間・産学官金等連携の推進役となるコーディネーターを中心に、高大の一体的な改革を含め各地域の魅力的な高等教育機関づくりに関する取組を推進。

地域構想推進プラットフォーム

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1.5億円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。

都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進

【令和8年度要求・要望額 10億円（新規）】

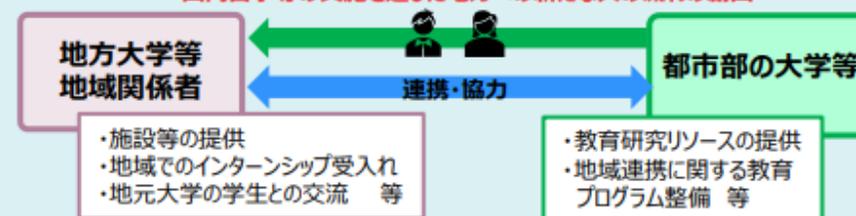
➢ 地方への人の流れの創出につながる取組を支援し、地方の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進

- 都市部の大学等において、地方での教育活動を通じて、学生が地域課題に対する理解を深め、課題解決に取り組む教育プログラムや推進体制を構築。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1億円程度

国内留学等の実施を通じた地方への新たな人の流れの創出



○大学等を核とした地方創生事例の普及・展開 【令和8年度要求・要望額 0.5億円（新規）】

➢ 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を実施。

○地域アクセス確保に向けた高等教育機関の在り方等に関する実証研究 【令和8年度要求・要望額 0.3億円（新規）】

➢ 地域アクセスの確保や地方創生に関する重点課題について、高等教育機関や民間企業の知見を活用し、課題解決に向けた方策等の調査・実証研究を実施。

（担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室）

ウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進
～これまでの議論を踏まえた施策の方向性～

中央教育審議会生涯学習分科会
社会教育の在り方に関する特別部会
(第11回)(R7.10.7)参考資料

教育振興基本計画の理念

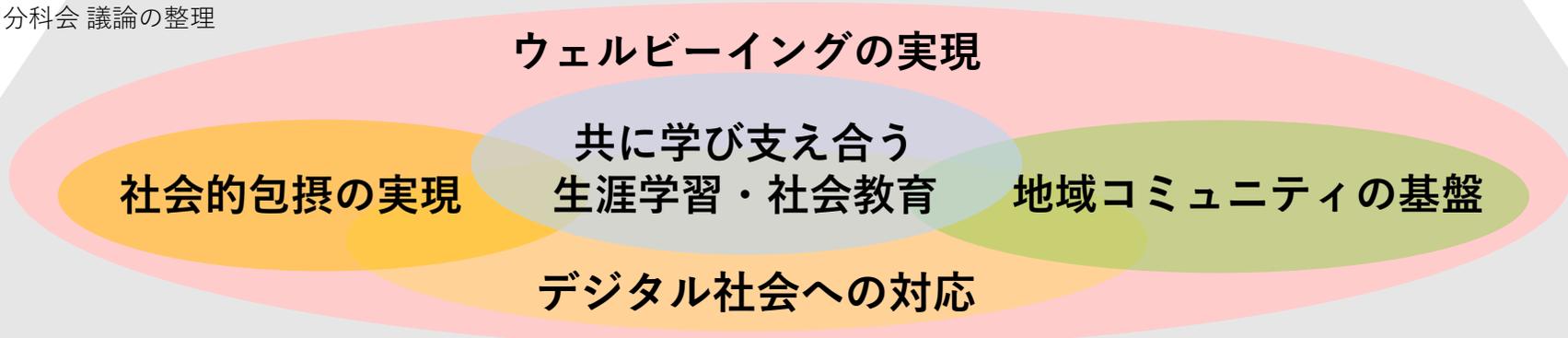


第9期生涯学習分科会答申
「社会教育の意義と果たすべき役割」



経済財政運営と改革の基本方針2022
「人への投資」
「デジタル田園都市国家構想」

第11期生涯学習分科会 議論の整理



次期教育振興基本計画（素案）の総括的基本方針

「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」 「持続可能な社会の創り手の育成」

生活を支えるリテラシーの向上
デジタルデバイドの解消
障害者・外国人等の学習ニーズへの対応等

地域づくりを支える社会教育の実現
様々な地域課題への取組・解決
持続可能な社会の創り手の育成等

一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する
「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・施設が連携して担う

生活を支えるリテラシーの向上

- デジタルリテラシーの学習機会を公民館で提供することで、オンラインでの学習やSNSでのつながり作りなどを可能に。
(デジタルのコンテンツ・ネットワーク等の活用に加え、仲間・地域とリアルに繋がる場(公民館等)も提供)
- 社会教育主事等のコーディネートにより、公民館等の社会教育施設において、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じた生活に必要な学び・学び合いを支援

地域づくりを支える社会教育の実現

- 公民館活動への地域住民の参加を促進し、コミュニティ施策や地域づくり部局とのタイアップを推進
- 社会教育士のネットワーク化や公民館等への配置を促進し、社会教育士の得意分野を活かして住民による地域づくりを組織的に支援
- 住民の主体的参画を重視し、他の地域活動との協働やコミュニティ・スクールとの連携等により、多世代の参画を推進。

「地域の学びと実践プラットフォーム」

一人一人の生活と地域づくりの双方を支える役割を、社会教育人材・施設がその専門性を生かし、連携して担う体制を構築

期待される効果

- ①：高齢者等を含め、日本に暮らす全ての人が当たり前にデジタルの恩恵(行政・民間サービス)を享受。
(肝心な時はリアルなつながりも大切)



- ②：子供・若者を含む主体的な住民参画とそれを支援する行政の相乗効果で、地域住民の健康・住みやすさ・住民満足度等のウェルビーイングが向上



- ③：まちづくりや福祉・防災等の地域課題に関する行政も、地域の協力あってこそ。行政の施策効果やコスト面でも好影響。

地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：地域づくりに役立つ社会教育）

生活を支えるリテラシーの向上



公民館のデジタル入門講座で学べますよ
講座受講者のA氏に地域のサポート役を依頼したので教えてもらえますよ

- ・市長のツイッターて何？
- ・マイナンバーカードってどう役立つの？



公民館で学習したことを活かしてSNS上でグループを作りましょう

- ・オンラインで学習したい
- ・SNSなどで仲間と繋がりたい



簡単な日本語をあなたの母語で学べるデジタルコンテンツがありますよ

- ・必要な情報にアクセスしたい
- ・地域の一員として参加したい



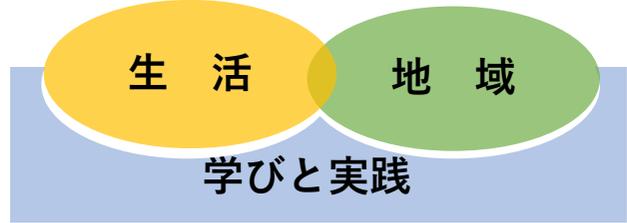
ネットスーパーでの買い物をスマホから試してみよう
スマホで病院までの距離や時間タクシーも調べられますよ

- ・車いすになって普段の買い物もひと苦労だ
- ・急な通院、診療時間に間に合うだろうか？

公民館所属〔社会教育士〕

生涯学習推進員〔社会教育主事OB〕

学生〔社会教育士養成課程〕



地域づくりを支える社会教育の実現



- ・地域を担う後継人材が育たない
- ・行政主導の地域振興イベントの効果は一時的なものになりがち

イベント運営参画を機に継続的な地域づくりに資する人材が育つよう、社会教育士研修で学んだ地域住民を巻き込むワークショップ的手法を社会教育担当の協力を得て取り入れてみよう



地域づくり担当部局〔社会教育士〕



防災訓練は、児童生徒に対する防災体験学習や非常食の試食も取り入れて、楽しく多世代で学べる場にしたら、参加率が上がるぞ



町内会メンバー〔社会教育士〕



地域学校協働活動、PTA、子ども会の活動に携わっていた方と社会教育士ネットワークの研修で知り合ったから協力を依頼してみよう



企業人〔社会教育士〕

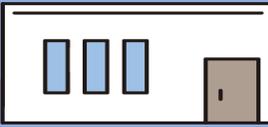
社会や地域に貢献したいと思っている知り合いの企業・団体にも、地域活動への協力を依頼できますよ

社会教育人材ネットワーク



社会教育主事・社会教育士
(地域における学びと実践のコーディネーター)

地域の学びと実践プラットフォーム



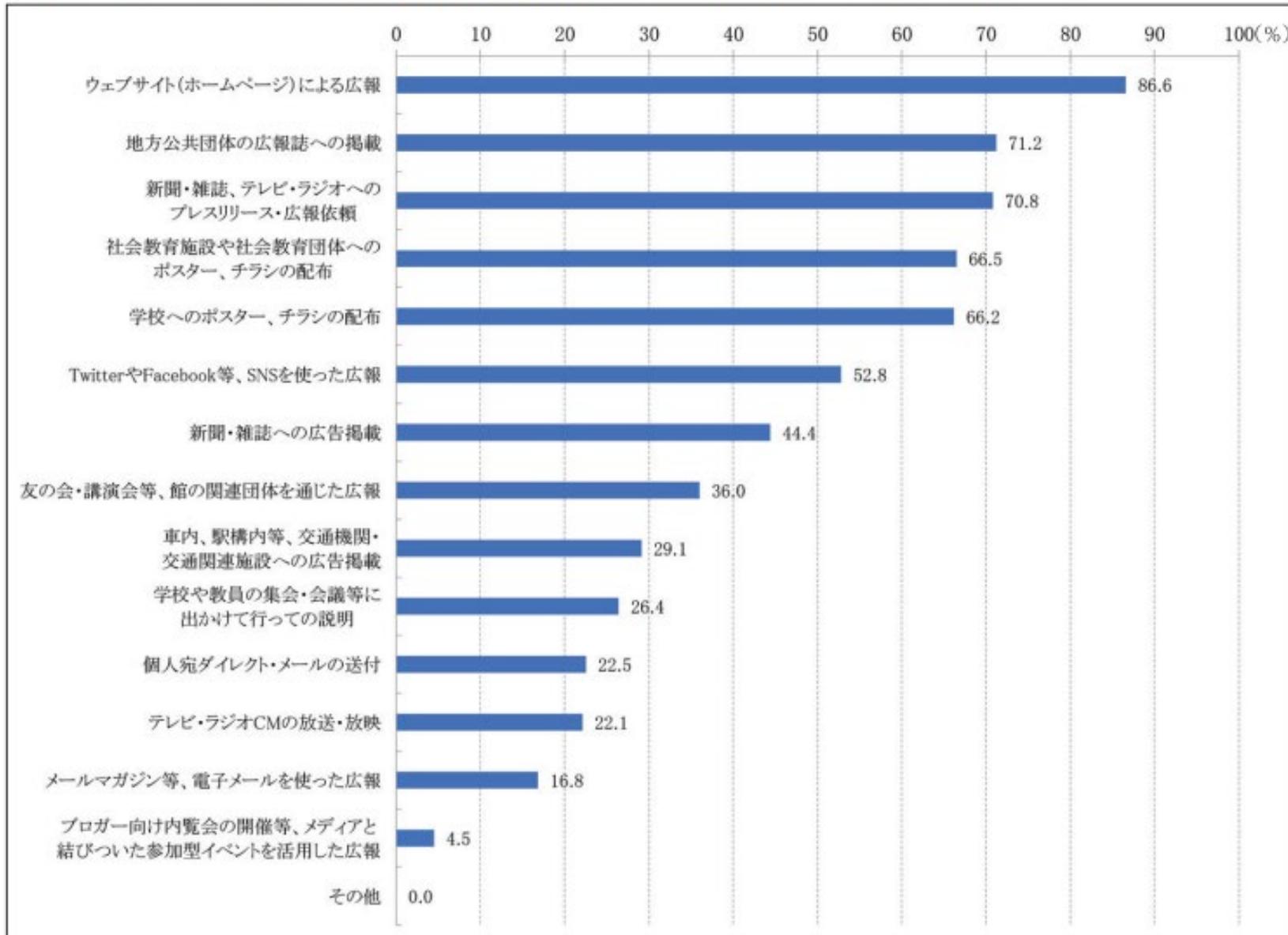
公民館等

- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルで繋がる場も提供
- デジタルの活用で多様な学び・学び合いの機会を充実
- 公民館の運営自体も住民の参画の場に

SNSを使った広報は**52.8%**

ブロガー向けの内覧会開催など、戦略的な広報は**4.5%**と低調

図3-16-1 広報活動の実施状況（している）[全体：N = 2314]「Q15-1」



人口減少下におけるコンパクトシティ化の可能性

コンパクトシティとは？

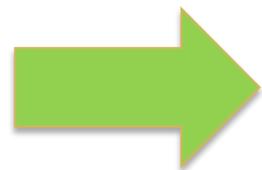
拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続可能性を確保する集約型都市構造



- 生活サービス機能(文化施設も含む)と居住を集約・誘導し、人口を集積。
- 居住や都市機能の集積による「密度の経済」による、生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減などが可能。
- 居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導し、人口集積を維持・増加させ居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、生活サービス施設の立地と経営を支え、市民の生活利便性を維持。

コンパクトシティ化が文化施設に与える好影響

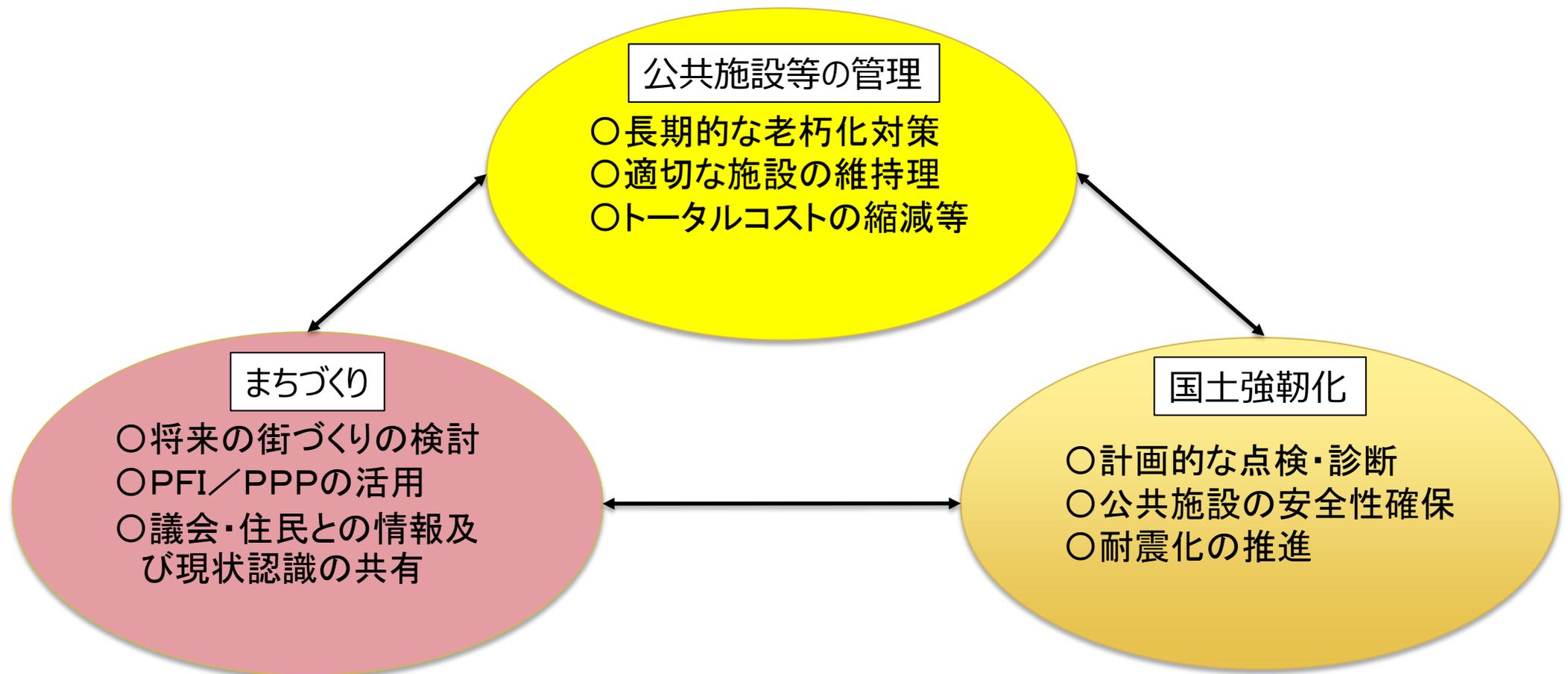
- 今まで「点」で存在していた各文化施設を「面」で捉えることにより、「面」内の網の中において高密度に連携し合うことにより、シナジー効果が得られる。
- 集約型都市の中に互いに近距離に文化施設が存在するため、各施設間の相互利用促進に繋がりがやすく、文化施設がより一層身近な存在になる。



人口減少下における文化施設発展の可能性

公共施設等総合管理計画について

- ・過去に建設された文化施設を含む公共施設が今後大量に更新時期を迎えるも、地方財政は厳しい
- ・人口減少下において今後の文化施設を含む公共施設の利用需要が変化
- ・過去に建設された文化施設を含む公共施設が今後大量に更新時期を迎える
- ・文化施設の集約化・複合化による機能集約・再構築





重点支援地方交付金等を活用した文化施設への支援について

重点支援地方交付金等を活用した文化施設への支援について（依頼）（抄）

（令和7年12月17日各都道府県・指定都市文化施設担当部局宛事務連絡（文化庁企画調整課））

博物館、劇場・音楽堂等の文化施設（以下単に「文化施設」という。）については、その多くが高度経済成長期を経て1970年代～90年代に設置されており、一般的に鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数は50年であることから、一部の文化施設は既に老朽化により建て替え時期を迎えているとともに、多くは2040年代までに建て替え時期を迎えると考えられることが、文化審議会第2期文化施設部会の資料1においても示されているところです。

このような中、文化施設に係る物価高騰への対応等に当たっての支援について活用可能な支援策を現時点で下記及び別添のとおりまとめましたので、他の自治体の事例も参考にしながら、自治体内の地方創生担当部局とも連携いただき、積極的な活用を御検討いただきますようお願いいたします。各都道府県におかれては、上記内容について十分の御了知のうえ、管内市町村（特別区を含む。）への周知及び積極的な活用をお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容につきましては、重点支援地方交付金を所管しております内閣府地方創生推進室等とも協議済みであることを申し添えます。

記

1. 重点支援地方交付金の活用について

今般、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和7年11月21日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金の更なる追加が盛り込まれたことを踏まえ、その拡充も含め、令和7年度補正予算が国会において令和7年12月16日に可決・成立しました。（別添1参照）

当該交付金については、地方公共団体が運営する直接住民の用に供する施設における活用も認められているところであり、この「直接住民の用に

供する施設」には、施設利用者が利用料金を払って利用する文化施設が含まれます。

また、総合経済対策において、「国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保するとともに、「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する」ことが盛り込まれていることを踏まえ、重点支援地方交付金については、入札時や契約変更時において、当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分の上乗せを行うなど、地方公共団体が発注する請負契約における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のために活用することが可能であることが示されております。

（別添2参照）

これらを踏まえ、貴部局におかれては、文化施設に係る物価高騰への対応をはじめとする文化施設の設置・運営者の負担軽減に向けて、他の自治体の事例も参考にしながら、本交付金の積極的な活用を御検討いただき、都道府県・市町村議会への予算案の提出等、可能な限り年内での予算化に向けた検討を進めてください。

また、事業を実施する際には、国の重点支援地方交付金が活用されていることを明示いただくようお願い申し上げます。今後、本交付金を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

別添1 令和7年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について（内閣府地方創生推進室事務連絡）

別添2 物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底及び重点支援地方交付金の活用について（総務省自治行政局通知）※一部抜粋

地域未来交付金（地域未来推進型）の活用について

文化芸術の振興を図る取組に係る地域未来交付金（地域未来推進型）の活用について（抄）

（令和8年1月29日各都道府県・指定都市文化行政担当部局宛事務連絡（文化庁政策課））

令和7年12月23日に閣議決定された「地方創生に関する総合戦略 ～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（以下「総合戦略」という。）においては、「地方の人口減少や消費縮小が進む中、「強い経済」を実現するためには、食、文化、芸術、自然、景観等の地域資源の活用により、既存産業の高付加価値化が図られるとともに、輸出を含めた地産外商や観光誘客を通じて、国内外の需要を地方に取り込むことが重要である。」「地域資源の活用促進については、我が国の食、文化、芸術、スポーツ、コンテンツ、自然環境等の多様な地域資源のポテンシャルを最大限にいかすことで、国内外の需要を取り込み、地方経済の稼ぐ力を強化する。」「2030年訪日外国人旅行者数6,000万人・消費額15兆円を目指し、インバウンドの地方誘客を促進するため、自然、歴史、文化、芸術、スポーツ、農山漁村、景観等の「多様な地域資源」をいかした観光コンテンツ造成や観光客向けの移動手段等の受入環境整備等に取り組む地域等を支援し、観光地の高付加価値化を進める。」とした上で、例えば以下のような取組について記載されており、**地方創生を進めるに当たって、文化芸術は極めて重要な要素となり得るものです。**

- ・文化庁と観光庁の連携等による文化観光の振興を通じた地方創生
- ・文化施設（博物館、劇場等）の振興
- ・「NEXT日本博」（仮称）を通じた地方創生
- ・地域コミュニティの持続の絆である文化財の維持管理・強靱化
- ・生活文化等の振興による地方創生
- ・地域における文化芸術活動の基盤強化による地方創生
- ・文字・活字文化の拠点整備等
- ・伝統行事等のこども・若者の担い手育成等による地方創生
- ・障がいの有無等に依らない文化芸術活動環境の実現

このような中で、総合戦略においては「地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく独自の取組を後押ししていくため、地域未来交付金を、地方の声も踏まえ、使い勝手を更に向上させる観点から、ソフト事業・ハード事業の制度区分の廃止と申請の一本化を行い、ソフト事業や拠点整備事業の組合せを要件に、インフラ整備の対象を拡大する等、複数要素の事業を一体的に支援する。」とされており、**令和8年1月27日に「地域未来交付金（地域未来推進型）」の令和8年1月募集が開始**されました（「地域未来交付金（地域未来推進型）（令和8年1月募集）に係る実施計画等の作成及び提出について」（令和8年1月27日内閣府地方創生推進事務局、内閣府地方創生推進室））。

地域未来交付金の制度概要は別添1のとおりであるところ、文化庁では、別添2のとおり昨年5月30日に新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用に関する事務連絡を発出しており、**当該事務連絡中の「ニーズがあると考えられる取組の例」については、地域未来交付金の検討に当たっても引き続き参考となると考えられます。**ただし、**地域未来交付金の新規事業については、「地方の暮らしの安定を実現し、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような、地方公共団体の地域独自の取組等を支援」するものであるとともに、事業分野として、①戦略産業クラスター関連事業、②地域産業クラスター関連事業、③地場産業支援関連事業、の3つの大項目が挙げられていることに御留意いただいた上で、具体的な内容について検討をお願いいたします。**

こうしたことや下記に示すスケジュールも踏まえ、**自治体内の地方創生担当部局とも連携いただき、当該交付金の積極的な活用を御検討**いただきますようお願いいたします。各都道府県におかれては、上記内容について十分の御了知のうえ、管内市町村（特別区を含む。）への周知及び積極的な活用の依頼をお願いいたします。なお、本通知は地域未来交付金を所管する内閣府地方創生推進事務局・内閣府地方創生推進室とも協議済みであることを申し添えます。

1. 別添資料

別添1 地域未来交付金（地域未来推進型）の制度概要について（※主として文化に関係する部分にマーカーを引いております。）

別添2 「文化芸術の振興を図る取組に係る新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用について」（令和7年5月30日付文化庁政策課事務連絡）

2. 地域未来交付金（地域未来推進型）のスケジュール

事前相談：＜新規事業分＞令和8年2月6日（金）15時まで

＜継続事業分＞令和8年2月2日（月）15時まで

提出期限：＜新規事業分＞令和8年2月10日（火）15時まで

＜継続事業分＞令和8年2月5日（木）15時まで

3. 留意事項

（1）地域未来交付金（地域未来推進型）の申請に当たっては、令和8年1月27日付内閣府地方創生推進事務局、内閣府地方創生推進室発事務連絡（略）に示された手続を行ってください。

（2）地域未来交付金（地域未来推進型）は、他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は、原則として支援の対象外であり、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、補助率等にかかわらず他の国庫補助金等を優先して活用することを原則としてください。

事業目的・背景・課題

○地域における文化施設の中には、高いポテンシャルを有するものの、観光資源として十分に周知されていなかったり、収益事業を実施できる設備がないために、インバウンド観光客を十分に惹きつけられていないものがある。こうした施設に対して整備を行うことで、インバウンド観光客の惹きつけを通じて収益性を向上し、投資に対するリターンが期待できる。

○本事業は、博物館、劇場、音楽堂等などの文化施設（以下「文化施設」という。）のうち、アクセス数・来館者数・海外観光客の割合・満足度などの客観的指標を設定し効果検証を行うものについて、観覧環境の整備、収益施設の設置・改修等を支援することにより、各地の文化施設の魅力化と、地域の文化観光の担い手となる運営者の育成・参画促進を図る。

事業内容

○文化施設でインバウンド向けの収益事業を行うに当たり、文化施設の観覧環境の整備や、施設の改修等が必要となるが、そのための費用が負担となって施設の高度化が進まないケースが見られる。

○こうした非効率・休眠等を回避し、観光・インバウンドに資する魅力的な文化施設を各地に創出するため、以下の補助事業を行う。

- ① 広報媒体やWifi環境、展示スペースにおける多言語化等の整備費用補助
- ② 博物館、劇場、音楽堂等などに飲食スペース、販売スペースなどを増設する際の整備費用補助
- ③ 古民家、酒蔵などを文化的な価値を保持しながら商業施設、宿泊施設等として改修する際の整備費用補助 等 ※①～③ともに国指定・登録文化財を除く。
(① 5百万円×8件、② 15百万円×8件、③ 30百万円×4件、事務委託費等 20百万円)

事業スキーム

・事業形態：直接補助事業（補助率 1/2）

※コンセッション導入の場合には、②③の15百万円まで定額補助。

・補助対象：文化施設の設置者又は管理者

・事業期間：令和8年度～

(採択に当たっては、単にハード面のみならず、自治体の明確なビジョンと関連した、計画的・戦略的な人材育成（キャリアラダーの提示や外部人材の活用等）、他施設・分野との連携といった人材・ソフト面の取組も考慮する。)

事業イメージ

インバウンドにも魅力的な設備を有し観光振興に活用する例（イメージ）

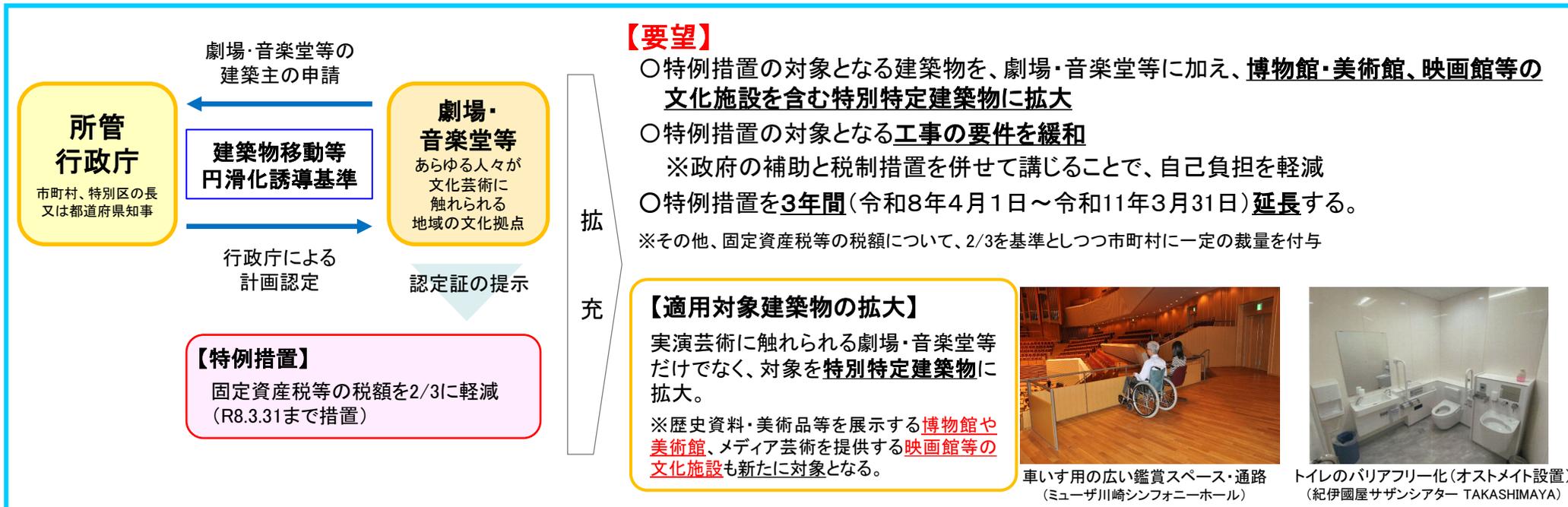


休眠施設を改修することで収益事業に取り組む例（イメージ）



障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長及び拡充

民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合に固定資産税等を減額する本措置について、適用期限を3年間延長する（令和11年3月31日まで）とともに、対象施設及び措置内容の拡充を図る。（国土交通省との共同要望）



【参考】令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日 閣議決定）

〔延長・拡充等〕

〈固定資産税・都市計画税〉

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、高齢者移動等円滑化法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- ① 対象資産を特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて高齢者移動等円滑化法に基づく建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のもの（現行：特別特定建築物に該当する家屋で主に実演芸術の公演等を行う一定のものうち、建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行ったもの）とする。
- ② 固定資産税額及び都市計画税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行：3分の1）に相当する金額を減額することとする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。

文化芸術へ資金が流れる方法

～税控除（参考）寄附金に係る税制優遇の概要

第4期文化経済部会
(第1回) (R6.5.9) 資料

| | 国・地方公共団体への寄附 | 特定公益増進法人※への寄附 ※独立行政法人、地方独立行政法人、公益財団・社団法人、認定NPO法人等 | 指定寄付金 ※重文の修理など個別に財務大臣の指定を受けたもの |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 所得税 | 【所得控除】 寄附金額※－2千円 ※総所得金額の40%を限度 ※現物寄附の場合は取得価額 | 【所得控除】＜原則＞ 寄附金額※－2千円 ※総所得金額の40%を限度 ※現物寄附の場合は取得価額 【税額控除】 公益財団・社団のうち一定要件（PST）要件を満たす法人、認定NPO法人への寄附は 税額控除を選択可 〔寄附金額※1－2千円〕×40%※2 ※1 総所得金額の40%を限度 ※2 所得税額の25%を限度 | 【所得控除】 寄附金額※－2千円 ※総所得金額の40%を限度 |
| 法人税 | 寄附金の 全額 を損金算入可 ※現物寄附の場合は時価相当額 | 以下の いずれか少ない金額 を損金算入可 ①寄附金の合計額 ②〔所得金額×6.25%＋資本等の金額×0.375%〕×1/2 ※一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可 | 寄附金の 全額 を損金算入可 |
| みなし譲渡所得課税 (所得税) | 非課税 | 一定の要件※を満たすもの として、国税庁長官の承認を受けたものについては、 非課税 。 ※①寄附が公益の増進に著しく寄与すること、②寄附財産が、寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること、③寄附により、寄附をした人の所得税又は寄附をした人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること | |
| 相続税（相続財産の寄附） | 非課税 | 非課税 | |

ふるさと納税制度

| | |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 個人版 (住民税) | 寄附金額の一定額を税額控除（所得控除と合わせて、 <u>寄附金額－2千円に相当する金額を控除</u> 。） ※個人住民税所得割額の2割を限度 |
| 企業版 (法人関係税) | 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の取組への寄附について法人関係税を税額控除。（寄附金額の <u>最大約9割</u> を控除）。 |

文化芸術へ資金が流れる方法 ～税控除（参考）寄附金に係る税制優遇の概要

第4期文化経済部会
(第1回) (R6.5.9) 資料

| | 対象 | 効果 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 相続財産の寄附（相続税） | 国・地方公共団体、独立行政法人、公益社団・財団法人等への寄附 | 非課税 |
| 重要文化財等の相続・贈与 | ・ 重要文化財 である家屋・敷地 | 財産評価額の 70/100 を控除 |
| | ・ 登録有形文化財、伝統的建造物（大臣告示） である家屋・敷地 | 財産評価額の 30/100 を控除 |
| | ・保存活用計画が認定され、美術館等において寄託・公開された 特定美術品 ※（重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）） ※令和3年度税制改正で、制作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを追加。 | 保存活用計画及び寄託契約期間中は 相続税を納税猶予 （寄託相続人死亡等により免除） |
| 登録美術品の相続 | 相続税を金銭で納付することが困難な場合、 登録美術品 ※の 物納（優先順位が第一位） が可能。 ※令和2年度税制改正で、対象に物故作家の作品だけでなく、現存作家の作品のうちから一定のものを追加。 | |

文化施設等に関する税制優遇の概要

| 施設の種類の種類 | 税目 | 効果 |
|-----------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------|
| 重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂） | 不動産取得税・固定資産税・都市計画税 | 軽減（1/2減額） （公益社団・財団法人が所有するものに限り） ※令和8年度末までの特例措置（延長実績あり） |
| バリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等 | 固定資産税・都市計画税 | 軽減（1/3減額） ※令和7年度末までの特例措置（延長実績あり） |
| 博物館 | 不動産取得税、固定資産税、都市計画税 | 非課税 （公益社団・財団法人、宗教法人に限る） |
| | 法人住民税 | 非課税 （収益事業を行わない法人に限る） |
| | 事業所税 | 非課税 |

寄付・ファンドレイジングの普及に向けた文化庁の取組

令和4年度博物館機能強化推進事業より、博物館における寄付促進・ファンドレイジングの取組の検証を開始。令和5年度は本成果を踏まえ、ファンドレイジングに関する説明会や個別相談会を実施。令和6年度は令和5年度の実証を踏まえ、博物館振興団体を中心としたより具体的な受入態勢強化に向け実証を行うとともに、引き続きファンドレイジングに関する説明会や個別相談会を実施。

令和4年度事業



○会員制度の構築実証事業

メンバーシップ、ボランティア、スポンサー等、個人・法人を対象とした会員制度等を検証。

(事例) ・北九州市立美術館における友の会制度の立ち上げ(法人会員7者/年10万円)

・ロマンскарミュージアムにおける会員制度創設(キッズパートナー270組/年3,000円)

○クラウドファンディング・遺贈寄付の受け入れ実証事業

クラウドファンディング、ふるさと納税等の、個人・法人を対象とした寄付や遺贈等を検証。

(事例) ・パルテノン多摩におけるクラウドファンディング事業の実施(250万目標→385万達成)

・博物館明治村における遺贈寄付への取り組み

→ 実証研究の成果を実装横展開すべく、文化庁HPにて、**博物館ファンドレイジングガイドブック、会員制度導入メソッドツール、説明会動画等を公開。**

https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/93698501.html

令和5年度事業

○経営基盤強化に向けた組織改革の促進に関する実践的な調査研究

我が国における中間支援組織の在り方の検討と、その活動のための経営基盤強化の方策、あわせて自治体における寄付受け入れメニューや構造を把握し、公立博物館における寄付受け入れに係る構造的課題の分析やその解決策(運営体制に係る会計構造や基金の設置・運営、公募債やふるさと納税の活用等)についての調査研究を行った。

○ファンドレイジング説明会及び相談会の実施

博物館関係者に対し、ファンドレイジングに関する基礎的知識や手法を説明し、実施に関する個別相談を受け付けることで、各館における戦略的なファンドレイジング活動を推進。相談会は関東地区1回、関西地区1回、オンライン3回開催し、博物館における取組事例を紹介し、ファンドレイジングへの理解と取り組み機運を醸成した。

令和6年度事業

○経営基盤強化に向けた組織改革の促進に関する実証的な調査研究

多様な資金獲得の実証を通じた実証事業の実施により、博物館への中間支援を充実させるための経営基盤強化について、**博物館振興団体の発信力の強化と寄付等受入体制の強化及びミュージアム寄付ポータル**の立ち上げについての実証を行う。また、昨年度に引き続き博物館関係者向けにファンドレイジングに関する基礎的知識や手法を説明し、個別相談を受け付けることで(相談会は信州地区1回、関西地区1回、オンライン開催3回実施)、各館における戦略的なファンドレイジング活動を推進する。

○ミュージアムプロフェッション養成のための専門人材派遣

クラウドファンディングやメンバーシップなどのファンドレイジング活動を具体的に進めるための専門人材を派遣する。

博物館法における博物館の入館料に係る規定について

- 博物館法第23条においては、公立博物館（地方公共団体が設置する登録博物館）は、入館料等を徴収してはならないとされており、同条は、博物館法制定当時（昭和26年）、社会教育のための機関である公立博物館が、地域住民に真に生活の道具として利用されるためには、無料公開するべきであるという考えのもと置かれたもの。
- 一方、博物館法制定当時においても、入館料が収入の相当部分を占めている博物館があった状況も踏まえ、同条ただし書において、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができることとされており、入館料については各館の実情を踏まえて設置者が適切に判断すべき事柄。今回の法改正でもこの点に変更はない。
- 平成29年時点でも約8割の公立博物館が入館料を徴収している。なお、私立博物館（社団・財団法人や宗教法人等が設置する登録博物館）については、入館料等に係る規定はない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

○博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

【参考】平成29年度間における登録博物館の入館料の状況（平成30年度社会教育調査より）

| | 公立博物館 | 私立博物館 |
|-------|-----------|-----------|
| 入館料あり | 465館（78%） | 282館（93%） |
| 入館料なし | 132館（22%） | 21館（7%） |
| 計 | 597館 | 303館 |

博物館の入館料に係る国際的な状況について(ICOM規程及び各国事例)

- 博物館の進歩発展を目的として創設された国際的な非政府組織である『ICOM (International Council Of Museums) 』では「ICOM職業倫理規程 (Code of Ethics) 」を策定し、世界中の博物館が一定の基準を満たした活動を実現できるよう基本的指針を示している。
- 同規程中『博物館』の定義として「社会とその発展に奉仕する一般に公開された**非営利の恒久的な施設**」とされている。
- 同規程中『非営利団体』の定義として「(剰余金もしくは利益を含む) **収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される**、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。」とされている。
- 同規程の非営利に対する定義を鑑みるに、**博物館が収入を得ることを直ちに否定している訳ではなく、収入が博物館自体およびその運営のために利用されることを求めているものと理解している。**

○イコム職業倫理規程 (2004年10月改定) (抄)

用語集

- ・ **博物館** 社会とその発展に奉仕する一般に公開された非営利の恒久的な施設で、人々とその環境の有形および無形の証拠を研究、教育および娯楽のために収集、研究、伝達および展示をおこなうものである
- ・ **非営利団体** (剰余金もしくは利益を含む) 収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。「非営利目的」という用語は、これと同一の意味を有する。

【参考】諸外国の主要博物館における入場料金 (文化庁調べ)

| 施設名(国、都市) | 入場料金 | 無料措置 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| ルーブル美術館(フランス・パリ) | ●大人: 17€ (2,776円) | ・18歳未満 ・身体障害者と付添1名 ・18~25歳までのEU圏国籍者 ・毎月第一土曜日18:00~21:45 |
| 大英博物館(イギリス、ロンドン) | | 無料 |
| メトロポリタン美術館(アメリカ、ニューヨーク) | ●大人: 25\$ (3,743円) ●シニア(65歳以上): 17\$ (2,546円) ●学生: 12\$ (1,797円) | ・12歳以下 |
| 中国国家博物館(中国、北京) | | 無料 |

指定管理者制度とは、平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定して、その施設の管理を代行して行わせることができるという制度である。

根拠法：**地方自治法**

条文：**第244条の2第3項**

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

要件

地方自治体側で
条例により自由に
設定可能

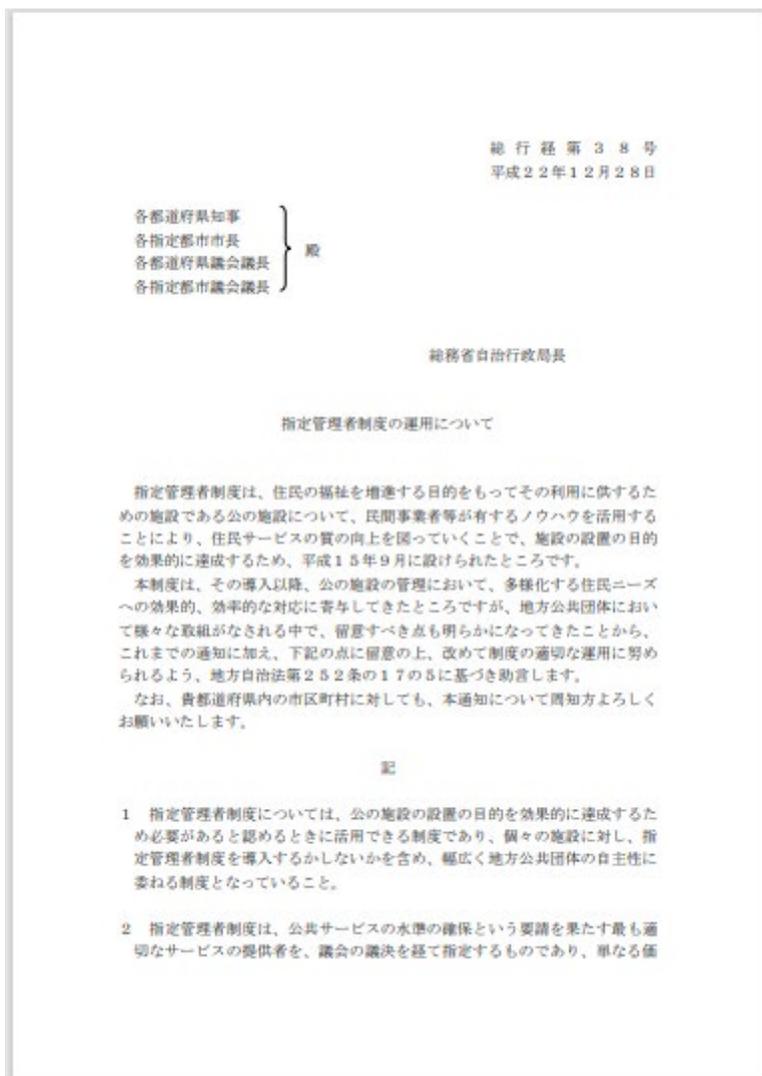
期間

地方自治法による
規定はない
(制度上は十年以上
の長期も可能)

対象

公共施設全般
(文化施設のほか、
会議場や駐車場な
ども想定)

指定管理者制度の運用について (平成22年12月28日総行経第38号 総務省自治行政局長通知)



1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。

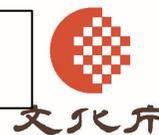
2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。

3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする事とされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。

4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

文化施設の指定管理者制度導入状況（令和3年10月現在）

第1期文化施設部会
（第2回）（R7.3.13）資料



| | 施設数 | 指定管理者制度導入施設数 | 導入率 |
|---------|--------|--------------|-------|
| 博物館 | 4,380 | 1,314 | 30.0% |
| 劇場・音楽堂等 | 1,718 | 1,033 | 60.1% |
| 公民館 | 13,798 | 1,477 | 10.7% |

※博物館は、登録博物館、指定施設、博物館類似施設の合計
※公民館は、類似施設を含む

（出典）社会教育調査（令和3年度）に基づき作成

指定管理者制度のメリット

- 自治体の財政負担の軽減
- 柔軟な組織運営、事業展開によるパフォーマンス向上
- 運営の多様性の確保
- 民間団体等の努力や創意工夫を通じた利用者サービスの質の向上
(利用者ニーズに応じたサービスの提供、開館日・開館時間の拡大、職員・スタッフの接遇向上、利用料金の低下、自主事業の実施)
- 利用許可権も含めて指定管理者に委任できることから、直営の場合と違って関係部署との調整、協議が不要となり、事務の効率化やコスト縮減が期待できる。



文化施設においても効率的な運営は重要であり、施設の専門性や機能の継続性を担保する工夫等も取り入れつつ、文化施設における指定管理者制度の浸透が模索されており、直轄で運営されていた時代よりもサービス・事業の質の向上を図るべく努力している館・地域も見受けられる。

指定管理者制度のデメリット

- ・ 指定管理者の撤退によるサービスの停止
- ・ 極端なコスト縮減等によるサービスの低下
- ・ 適切な人材確保の困難
- ・ 博物館や劇場・音楽堂等継続的な事業を行う文化施設の場合、管理者が変更となった場合には、事業の質が保てなくなるおそれがある。
- ・ 長期的視野に立った運営がなじまない
- ・ 職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる
- ・ 経費節減が、働く職員の労働条件の問題に波及する
- ・ 期間が指定されており、長い継続性の教育の営みになじまないのではないか



公共性の高い文化施設に経済効率性の原則を適用することの抵抗感とともに、継続性への不安から社会から託された貴重な資料を確実に次世代に継承していく、地域の文化芸術活動を専門性と継続性を持って支えるという使命を担う文化施設に、一定期間ごとに主体が入れ替わることを前提に制度設計された指定管理者制度は整合しないといった主張がなされている。

官民連携（PPP/PFI）とは

良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化など、様々な効果が期待でき、地域経済の持続的な発展に向けて、各地で導入検討が進められている手法。

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図る。

PFI (Private Finance Initiative)

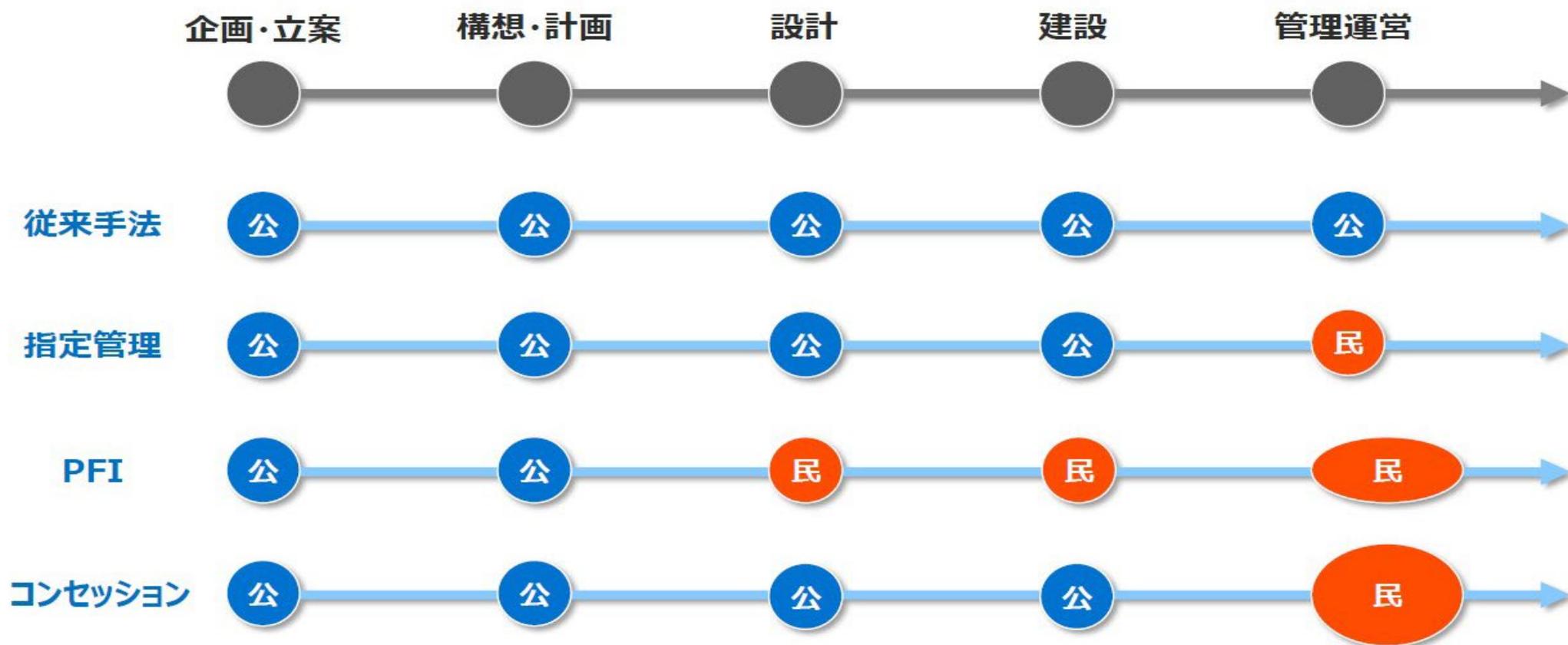
PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

○PPP/PFIは目的を達成するための手段

○行政が担うべきは選択肢を広げるための条例整備や調整

文化施設におけるPPP・PFIの活用

- ・指定管理者制度は管理運営段階に特化した手法。
- ・PFIは施設の整備（新設・大規模改修）から管理運営を含む長期の事業。
(PFIにおいて指定管理者制度を併用することもある。)
- ・コンセッションは管理運営段階での民間の裁量を大きくする手法となっている。



コンセッション（公共施設運営権）とは

2011年度に創設された制度で、施設の運営権を民間事業者に渡す方法。

導入により、これまで以上に民間事業者の自由度の高い運営等をさせることが可能となる。

また、当方式は、PFI法に基づく特定事業であるため、PFI法に基づく各種緩和措置を受けられるほか、コンセッション方式の導入により、民間事業者等による安定的で自由度の高い運営が可能となり、利用者ニーズ等を反映した質の高いサービスを提供することができる点に特徴がある。

導入のメリットとして



民間事業者が長期に安定して公共施設等の運営・維持管理を行うことが可能となり、より民間の創意工夫が発揮しやすくなる。

官民連携手法の中でも、事業期間が長期で、料金設定や更新・追加投資を含め民間事業者に大きな裁量があり、収入増加とコスト縮減の両面で大きなメリットがある。

公共施設等運営事業における指定管理者制度とコンセッション事業との違い

指定管理者制度

- 事業期間が短い
(3～5年)
- 抵当権設定などはできない

⇒ 事業者による大規模な投資は想定されない

事業手法
の変更

公共施設等運営事業

- 事業期間が長い
(数十年)
- 抵当権設定も可能

⇒ 事業者による大規模な投資も想定

博物館法 第3条 (抜粋)

第三条 (博物館の事業)

博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

九～十二 (略)

公布通知における「留意事項」

3. 第3条第1項第3号に定める博物館の事業としての「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」については、デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。

博物館資料のデジタル・アーカイブ化の目的・状況について

(1) 改正法において「博物館資料に係る電磁的記録」の作成・公開を加えた趣旨

(改正法の趣旨)

- ・ 博物館資料をデジタル化して保存（＝デジタル・アーカイブ化）し、インターネット等を通じて公開することは、以下の観点からきわめて意義深いものと考えられる。

- ① 博物館資料に係る情報の保存と体系化
- ② 博物館における調査研究の成果を含めた資料の公共化
- ③ 多様な創造的活動への博物館資料の活用の促進

- ・ 今次、インターネットを介した情報のやり取りや、国民によるアクセスの機会は飛躍的に増加しており、その重要性がますます高まっている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の経験から、博物館の施設に利用の制限が求められた際におけるデジタル的な対応の必要性・有効性も認識されている。

[文化審議会第4期博物館部会（第2回）](#) | [文化庁 \(bunka.go.jp\)](#) 資料1より

博物館機能強化推進事業

令和8年度予算額(案)

361百万円

(前年度予算額)

369百万円)



背景・課題

令和5年4月改正の博物館法により、博物館資料のデジタル・アーカイブ化などの新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間(令和9年度まで)を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。

※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるよう基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業 250百万円

① Museum DXの推進 43百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価：i) デジタルアーカイブ推進体制構築型 30百万円【補助率:定額】
ii) 博物館DX推進型 13百万円【補助率:2/3】

② 社会課題対応と博物館の機能強化支援 171百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題(地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等)や博物館の収益課題への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

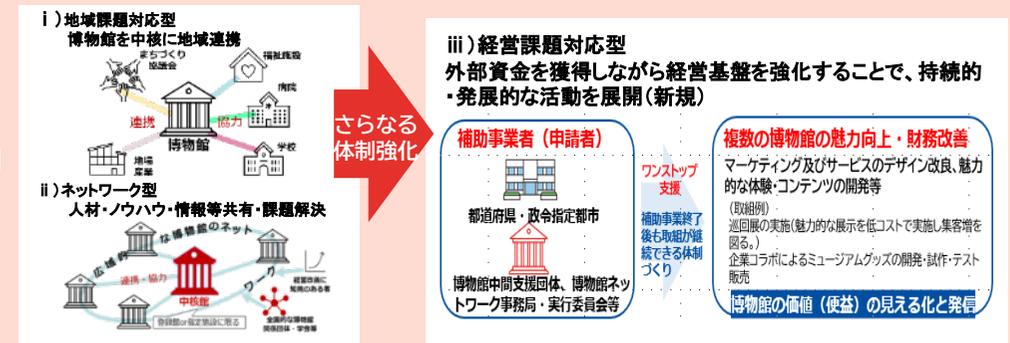
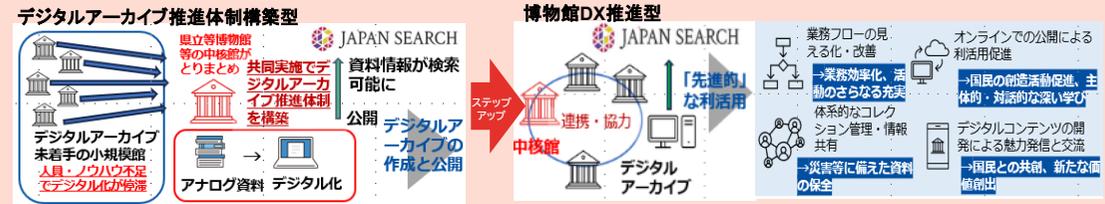
- 件数・単価：i) 地域課題対応型 21百万円【補助率:初年度2/3、次年度以降1/2】
ii) ネットワーク型 37百万円【補助率:初年度2/3、次年度以降1/2】
iii) 経営課題対応型 100百万円【補助率:2/3】(新規)
iv) 民間博物館活用型 13百万円【補助率:2/3】

※委託事務費 36百万円(①②)

(2) 新制度におけるミュージアム応援事業 111百万円

博物館法の改正を踏まえて、i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備、iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件×10百万円(登録博物館等のプロモーション)
ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備 1件×36百万円(博物館への専門的人材派遣)
iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 55百万円(学芸員資格認定、国による学芸員研修、在外派遣)



アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

| 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 |
|------|------|------|
| 28 | 29 | 34 |

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

| 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 |
|------|------|------|
| 430 | 430 | 430 |

短期アウトカム(成果目標)

初期(令和8年頃)

事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。(達成度70%)

中期(令和10年頃)

登録博物館及び指定施設での取組の浸透。(達成度100%)

長期(令和15年頃)

登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(成果目標)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される。

博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

担当：企画調整課

人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援

令和7年度補正予算額（案）

4億円



背景・課題

コロナをきっかけに過去の公演記録映像を配信するなどして、新たな鑑賞スタイルと収益機会の創出につなげる取組が進んだが、実演芸術等の映像配信には、劇場等の上演に必要な権利処理に加えて、配信のための法律的専門知識が必要なため、各芸術団体において個別に対応することが難しい。また、令和元年にユネスコが“マグネティック・テープ・アラート”において舞台映像を保存してきたVTRテープを令和7年中にデジタル化しなければ、視聴できる機器がなくなり、貴重な舞台映像が散逸し、消失してしまう可能性があるという警告している。さらに、映像を記録する技術者などの人材確保、撮影環境確保、権利処理への意識改革など、各芸術団体が個別に対応するには、費用対効果が非常に悪い。

このような様々な課題を踏まえ、日本の舞台映像のデジタルアーカイブの拡充と配信・上映などの利活用や海外展開等も視野に舞台芸術における創造環境の持続可能性を高める支援が必要である。

事業内容

芸術性の高い舞台芸術作品の収集・保存・公開（配信）

- 対象作品は公募し、各分野の有識者が選定
- ✓ 映像作品等のデジタル化と保存のサポート、アーカイブ化
- ✓ 閲覧サービス提供
 - ・演劇博物館におけるデジタルアーカイブへ収集作品を掲載し、博物館内での視聴が可能

⇒ 再生機器の保守サポート終了等により舞台映像が視聴不可になる危機への対応が急務

- ✓ 権利処理をサポート
 - ・舞台映像作品配信可能化
 - 配信プラットフォームから配信
- ✓ 映像作品等の海外展開

⇒ 収益化(国内投資促進)による保存・活用の促進
⇒ 芸術団体の持続的活動

収録技術提供による啓発活動

- 対象作品は公募し、各分野の有識者が選定
- ✓ 8Kカメラ+立体音響(DolbyAtmos®)で作品収録
 - ・上映・トークイベントの実施/配信
 - ・公立文化施設等での巡回ツアーを試行・普及
- ✓ 作品ごとの適切な収録について費用・技術の両面でサポート

⇒ ICT技術を活用した地方創生
⇒ 文化的地域格差解消

教育パッケージ事業

- ✓ 教育現場での教材利用
 - ・教材として活用しやすい作品をパッケージ化
- ✓ 図書館・教育施設での利用促進

⇒ 教育現場での活用による鑑賞者育成
⇒ 舞台芸術を担う人材の育成

アクセシビリティの向上

- ◆ 外国人向け多言語字幕事業（英・中・仏等）
 - ✓ 複数言語字幕付き映像の制作

⇒ インバウンドの獲得
⇒ 国際的プレゼンスの向上

- ◆ 視聴・聴覚障がい者向けアクセシビリティ事業
 - ✓ 視聴・聴覚障がい者向け、手話・字幕付き映像の制作

⇒ 鑑賞機会の格差解消



蓄積された仕組みやノウハウを、全国に普及させ横展開を図り、さらに我が国文化芸術団体の水準向上を支援。

アウトプット（活動目標）

- ・アーカイブ収集作品数 500作品
- ・配信可能化作品数 150作品
- ・8K収録作品数 50作品

短期アウトカム（成果目標）

舞台芸術団体が人材育成・収益化を通じて持続可能な活動のためのプラットフォームの自律的運営

長期アウトカム（成果目標）

次世代につなぐ
日本の舞台芸術のアーカイブ資産の保存・活用

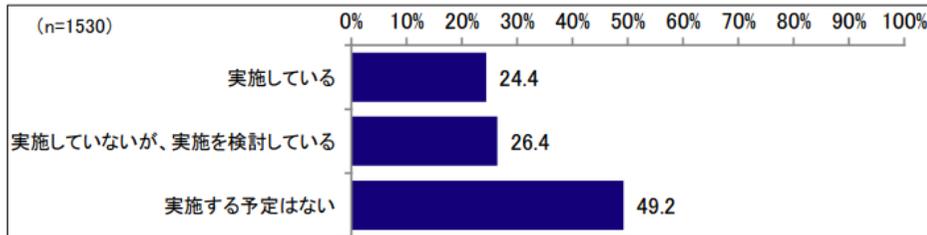
デジタルアーカイブの実施館は4分の1

コロナ禍における博物館を対象としたアンケートでは、実施館は4分の1程度と低調。
実施する予定はないと答えた館が約半数に上る。

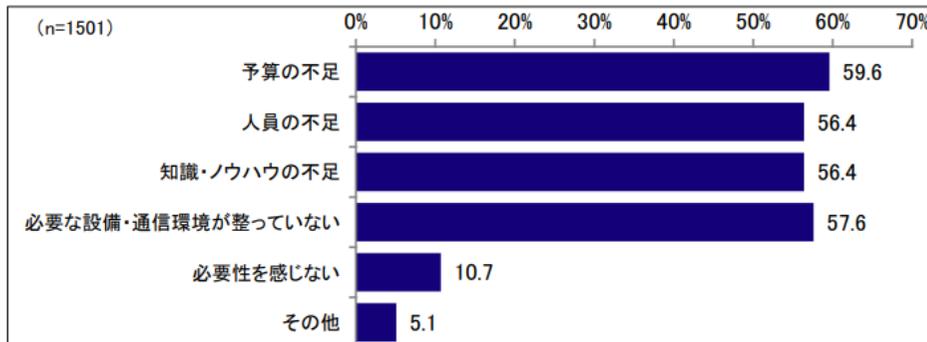
一方で、日博協の総合調査「館の課題」においては77.5%が「webサイト等での資料情報公開が不十分」、73.9%が「資料や資料目録のデジタル化が進んでいない」と答えており課題意識はあるため、事業としての優先順位が低いと推測される。

背景として、取り組みのためのリソース（予算・人員・知識とノウハウ・環境）が博物館現場に揃っていないことがあるが…。

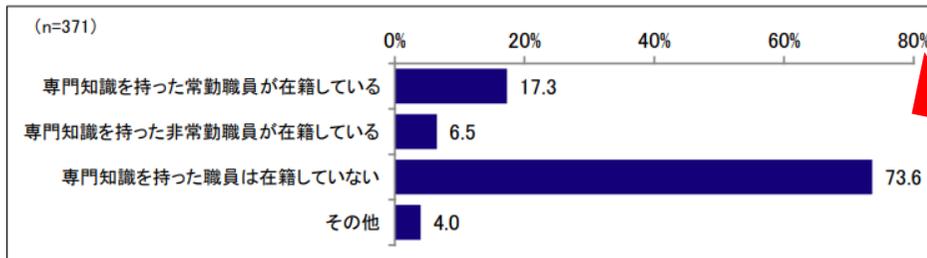
図表 デジタルアーカイブの実施有無



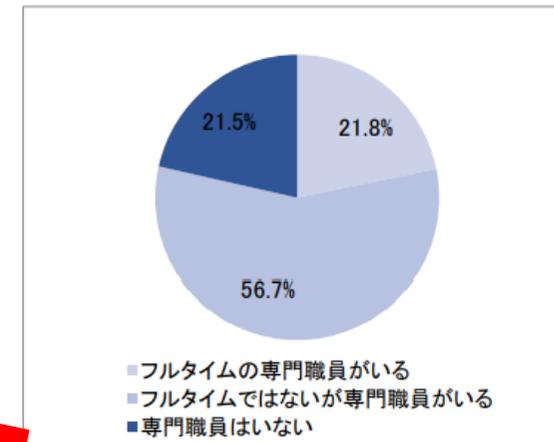
図表 デジタル技術を活用した取組を実施する上での課題



図表 デジタルアーカイブ化に関する専門知識を持った職員の有無



図表 デジタル対応専門の職員の有無



ICOMによる海外館の調査では8割近い博物館にデジタルの専門職員が配置されている結果が確認されている

【出典】令和2年度「博物館の機能強化に関する調査」事業実績報告書

自治体戦略2040構想

平成29年に、総務省において、2040年頃にかけて迫り来る人口減少等の危機を乗り越えるための自治体行政を検討する「自治体戦略2040構想研究会」が立ち上げられた。

これまで、第一次・第二次報告が公表されており、自治体においては、少ない職員で効率的に事務に対応する体制の構築や、組織の垣根を超えた人材の柔軟な活用が欠かせないとされている。

『自治体戦略2040構想研究会 第二次報告

～人口減少化において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～』（平成30年7月）

II 2040年頃を見据えた自治体行政の課題

1 スマート自治体への転換

<自治体行政の標準化の必要性>

- 年齢別地方公務員数をみると団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、2040年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上となる一方、その頃に20歳台前半となる者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまる（団塊ジュニア世代の出生数：200～210万人、平成29年出生数：95万人）。
- 自治体の経営資源が制約される中、法令に基づく公共サービスを的確に実施するためには、破壊的技術（Disruptive Technologies）（AIやロボティクス、ブロックチェーンなど）を積極的に活用して、自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が欠かせない。

III 新たな自治体行政の基本的考え方

3 圏域マネジメントと二層制の柔軟化

（2）都道府県・市町村の二層制の柔軟化

- ◆ 小規模市町村では専門職員の不在が生活に不可欠なインフラ維持管理等の足かせになる。都道府県や市町村の組織の垣根を越えて、希少化する人材を柔軟に活用していく仕組みを構築する必要がある。

専門人材の育成や適切な人材配置

▶これまでの主な委員意見

(第1期第1回、第2回)

- ・ 施設を維持するためプロデュースのできる専門人材が重要で、顔が見える形での活躍を推進すべき。
- ・ 優れたプロデューサーが各施設をつなぎ、自治体や教委とも連携しながら地域に根付いていく必要。
- ・ 文化施設内部の専門人材だけでなく、外的人員も人的リソースとして考えていく。
- ・ 行政と一般の方々を巻き込むことが必要。商工会議所等、文化関係だけでなく町おこし等に貢献できる人材も重要。
- ・ 文化施設で働くべき人々の専門性についてこの場で十分議論して認識を共有すべき。
- ・ デジタルやマーケティングの専門人材を現場より上位のレベルで横串で活用することが重要。
- ・ 行政マンのスペシャリストも必要。地方公共施設でも経営という観点を持つべき。



- ✓ 単純な増員が望めない中、業務の効率化や重点化と、人材の能力開発（スキルアップ）の両面を図っていく必要があるのではないか。
- ✓ 現状では、限られた事業費の範囲内で職員数を確保するために非正規化が進んでいる可能性があるが、事業運営に不可欠な中核人材の専門性の向上や持続的な能力開発に当たっては、正規雇用とキャリアパスの提示が望ましいのではないか。
- ✓ 一方で、DXや広報、マーケティング、まちづくり等、施設の事業範囲に留まらない専門人材を確保するに当たっては、施設での直接雇用だけでなく、嘱託や複数施設への派遣といった雇用形態が考えられるのではないか。
- ✓ 効率的・効果的な人材育成の観点から、施設内での研修だけでなく、文化庁や独法等で行っている研修の活用や、連携による人材育成も重要ではないか。
- ✓ 将来的な施設の人材・来館者の確保に向け、若年層向けの鑑賞者教育、アウトリーチ、学校教育との連携等も必要ではないか。

博物館の職員、人材育成について

- 博物館法施行規則において、博物館の職員は、「基本的運営方針」に基づいて配置することが求められる。また、研修への参加機会の確保もあわせて規定されている。

博物館法 第3条第1項（抜粋）

第三条（博物館の事業）

博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

博物館法施行規則 第19～20条（抜粋）

第十九条（博物館の体制に関する基準）

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第二十条（博物館の職員に関する基準）

- 一 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

第4期文化経済部会アート振興ワーキンググループ報告書

「我が国における理想の美術館像について」(令和7年3月5日)より

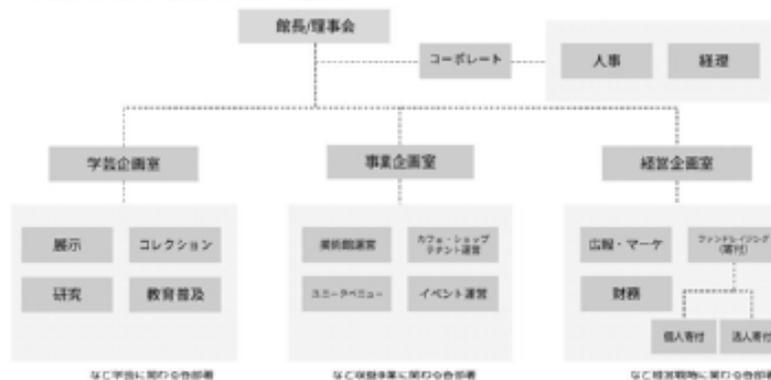
「また、多くの美術館では、「学芸」と「事務（主として行政職）」との旧来の二部門体制のみでの運営のまま推移し、これからの美術館において強化すべきレジストラ、コーディネーター、コンサバター、広報、マーケティング、ファンドレイジングといった学芸員以外の専門職については、学芸員資格を持たない場合は美術館が独自に採用することすら難しい状況が存在するといった組織の構造的課題がある。それらを見直し、購入費の復活および様々な人材が関わることができるような体制の充実と、組織、制度を整備する必要性が確認された。」(p.10)

理想の美術館へのトランスフォーメーション

文化経済部会第4期文化経済部会アート振興ワーキンググループ

(2) 組織の多様化・多角化 (例示)

組織図体制案 (名称などは(仮))



＜重要となってくる考え方＞

- ・ガバナンス
館長以外に、理事会、評議員会など館全体の方向性について監督する組織
- ・マネージメント層
学芸、広報・マーケティング、会場運営、ファンドレイジング、財務、人事・経理・総務など各専門部署に組織を多角化し、それぞれに副館長/部長などを置く
- ・学芸（コンテンツ）に関わる部署
キュレーター、コーディネーター、レジストラ、コンサバター、コレクション管理、著作権管理、出版、展示デザイン、機材管理、ラーニングなど ※ここにデジタルコンテンツ担当も定める可能性がある
- ・広報・発信・資金調達等に関わる部署
広報・マーケティング、ファンドレイジング、メンバーシップ担当、法務、財務、ガラ担当、地域連携、VIPサービス等
- ・運営に関わる部署
来館者対応、アクセシビリティ担当、チケット管理、設備管理、施設メンテナンス、デジタルインフラ等
ショップ、カフェ・レストラン運営、会場貸出

図6 美術館の組織の多様化・多角化のイメージ (例示)

外部人材の活用 (例)

博物館に副業人材を登用

🔍 プロ取材

県立博物館の広報戦略アドバイザー (組織全体の広報力を高める) ◆副業・兼業募集/テレワーク可

千葉県

その他

学歴不問

転動なし

成果は、1つの商品でなく、組織全体に現れます。

誕生から150周年を迎えた千葉県。2022年に文化・芸術の振興や美術館・博物館の企画運営を行う業務を移管し、文化振興課を新設するなど、さらなる文化振興に積極的。一方で、広報にはまだブラッシュアップの余 ……



仕事内容

千葉県の県立博物館にて、特別展や企画展に向けた広報戦略の立案・広報施策の実施に関する助言を担当。また、職員のスキルアップのための研修を実施。組織全体の広報力を高めます。



応募資格

<学歴や官公庁での経験、副業経験は不問>実務で広報戦略の立案経験がある方 (扱っている商品・サービスは不問です)



給与

時給3250円+交通費 ※1日7時間45分勤務の場合は、日給2万5400円。



勤務地

千葉県庁/千葉県千葉市中央区市場町1-1 ※県庁前駅より徒歩3分/業務内容に応じて在宅勤務可



広報戦略の立案・実行に関する助言を担当。組織や職員の考え方を変え、博物館の魅力を広めます。影響力の大きい仕事をしたい方・県や博物館に役立ちたい方に最適です。

286名の応募！！

環境生活部スポーツ・文化局文化振興課の方にお話を伺いました。誕生150周年を迎えた千葉県。さらなる文化振興のため、組織が移管・新設されるなど、変革への姿勢が伝わってきました。

外部人材の活用 (例)

博物館に副業人材を登用

成果は、1つの商品でなく、組織全体に現れます

誕生から150周年を迎えた千葉県。2022年に文化・芸術の振興や美術館・博物館の企画運営を行う業務を移管し、文化振興課を新設するなど、さらなる文化振興に積極的。一方で、広報にはまだブラッシュアップの余地があると言えます。

あなたの役割は、広報戦略の立案や実行に関するアドバイスをすること。「そのターゲットにはこういう伝え方が良い」といった都度都度の助言だけでなく、「魅力が伝わる広報には、来館者のニーズに合わせた情報発信や伝え方が大切」といった広報の根本的な考え方を職員に広め、浸透させます。

ご経験をお持ちの方にとっては当然の知識かもしれませんが、現在広報を担っている学芸員は、博物館資料や調査研究の専門家。広報に関する知識は十分ではありません。



人材派遣会社のコメント

取材から受けた
会社の印象

地方自治体というと「変化に腰が重い」という印象を持つ方もいるのではないのでしょうか？

実際、取材で「効果的な提案でも、これまでにない案などは意見が通らないことや、施策の実行までに時間がかかることが多いのでは？」と伺うと、「提案が実現できるよう、私たちが全力でバックアップします」と力強い返答が。

そもそも今回の配属先であるスポーツ・文化局文化振興課は、さらなる文化振興を目指し、2022年新たに移管・新設された組織。博物館に求められる役割が多様化する中で、その役割を果たせるよう、これまで以上に予算や人員を投資することになりました。今回、官民間問わず、幅広い方を公募するのも、その一環。官公庁にない新しい視点やノウハウを取り入れたいという想いが反映されています。

千葉県の変革への本気が伺える今回の募集。ここでならあなたの考えや知見を存分に活かすことができるでしょう。

目的

博物館の役割が多様化、高度化している現状において、その役割を果たすための技術や知識を持った人材が不足していることが課題となっていることから、学芸員等の資質向上を図るため、博物館の現場に各分野の専門的人材を派遣し、実証事業を通じ、博物館における新しい取り組みを進めるための多様な専門人材の確保と学芸員の質の向上を図る。

事業概要

・デジタルアーカイブ、コンテンツ造成支援、知識・技術の提供

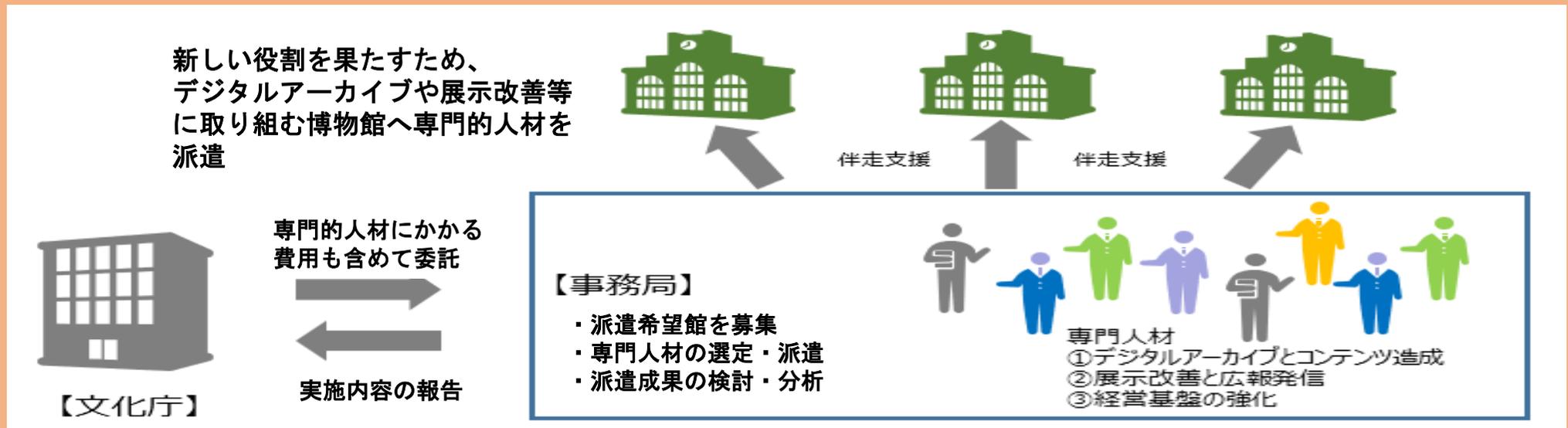
博物館におけるデジタルアーカイブの作成やDXに資するような整備、資料の価値や魅力を伝えるためのコンテンツ造成などに取り組む内容など

・展示や広報発信の改善を行うための支援、知識・技術の提供

観光来訪者への対応や、これからの博物館に求められる社会的価値形成のための、楽しく理解を深めることができる展示や広報発信の改善を行う取組

・ファンドレイジング活動支援、知識・技術の提供

多様な博物館支援を集め、博物館活動の充実に繋げるためのファンドレイジングの取組



令和7年度博物館機能強化推進事業（専門的人材派遣）活用事例

飛騨みやがわ考古民俗館（岐阜県飛騨市宮川町）の取組（ファンドレイジングを活用した挑戦～飛騨市文化財「茅葺き民家」を守る～）

「飛騨みやがわ考古民俗館」では、「文化・歴史の保護」を次代に継承することを目的に、派遣された専門家とともに、館を取り巻く現状分析や、従前の支援者の属性分析やヒアリング等を実施することで、これまで不透明であった支援者の支援動機の明確化に取り組んだ。その成果を活用し、ふるさと納税を用いた茅葺き民家修復のための寄附を募ったところ、飛騨市や同館の魅力が全国に伝わり、事業開始前の約2倍(令和7年10月末時点)の寄附を集めることに成功した。

飛騨みながわ考古民俗博物館

- ・飛騨市（飛騨市教育委員会文化振興課）が設置する公立博物館。
- ・主に飛騨市宮川町内で発掘された県指定文化財の考古資料や宮川町周辺から収集された国指定有形民俗文化財の収集、展示を行っている。



取組の概要

課題

- ・これまで支援してくれている支援者の動機が不明瞭であり、継続的な支援が得られにくい。
- ・市の予算編成における予算確保が困難。
（同館敷地内に建つ「茅葺き屋根」の修復に係る予算も当初予算では充足しない状況）

専門家による伴走支援

- ・寄付者データの属性分析や現地の支援者へのヒアリングを実施し、現状を丁寧に分析することで、支援者の支援動機を言語化。
（継続して10～20回にわたって支援を行っている支援者の存在に気付くなど統計分析から「新たな発見」を得た）
- ・専門家の助言に基づき、責任者の顔を出すなどの施策を講じ、経済面以外の支援形を模索。



築150年の茅葺き民家「旧中村家」

成果

- ・効果的に支援を得られることに繋がり、2025年10月末時点で、**前年比195%もの寄附獲得を達成**。

（当該建物の修復完了）

変革

- ・資金獲得を試みる姿勢や工程が評価され、市との**今後のふるさと納税のメニュー充実に向けた前向きな協議**に繋がった。
- ・これまで現場の経験論・感覚論に依っていたときと比べ、**施策やその効果について明確な違いを実感**している。



鎌倉幸子氏
（派遣された専門家）

目的

本事業は、博物館の学芸員等を、博物館に関する国際会議や海外の博物館等に派遣し、発表や調査・研究の機会を提供することで、国際的なネットワークの構築や我が国の博物館の国際プレゼンスの向上し、我が国の博物館の機能強化につなげる。

事業内容

(1) 派遣の対象者

ア 博物館に勤務する館長および学芸員等の専門職員

イ 大学等において博物館に関する科目について自ら教育研究を行うことを主たる職務とする者等で、以下の①から⑤の条件を満たす者とします。

- ① 博物館や大学等における実務経験を有すること。
- ② 海外の博物館関係者とネットワークを構築するために必要な語学力を有すること。
- ③ 国際会議への出席、海外の博物館・博物館関係団体での調査・研究の受入等が可能である保証があること。
- ④ 令和8年3月に実施予定の本事業の報告会での報告や、文化庁ホームページでの成果報告書の公開等の成果の普及及び、国内博物館への成果の還元のため、文化庁が実施する各種事業等に協力できること。
- ⑤ 心身ともに健全であること。



(2) 対象となる内容 (以下①、②のいずれか)

- ① 海外の博物館や海外の博物館関係団体における以下に関するテーマに関する調査・研究
- ② 国際博物館会議等の博物館に関する国際会議、学会、研究会での発表・研修・参加

ア 博物館の機能強化

イ 社会問題解決への博物館資源の活用・応用

ウ 博物館の経営基盤強化



(3) 対象期間

- ① 博物館等での調査・研究を伴う派遣
 - ・短期派遣 15日以上90日未満
 - ・長期派遣 90日以上

② 国際会議等への発表・研修・参加 特別派遣 14日未満

例えば、

- ・先進的なコレクションマネジメント、資料の在り方
- ・新しい鑑賞・体験モデルの構築等、デジタル技術を活用した取組
- ・学芸員の資質向上プログラムの研究開発
- ・観光振興に資する地域資源を活用した魅力向上の取組
- ・効果的な外部資金獲得、メンバーシップ等の導入

文化庁で実施している博物館関係研修

【文化庁】 ※その他、「文化財行政講座」「歴史民俗資料館等専門職員研修会」など、文化財に関する研修も開催している。

| 研修会名 | 対象 | 趣旨 | 開催時期・期間 | 場所 |
|-----------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------|
| 文化をつなぐミュージアム研修 | 博物館の設置者・行政職員等、ミュージアムの地域課題解決や中長期的な将来構想に関する者 | 博物館の設置者・行政職員等、ミュージアムの地域課題解決や中長期的な将来構想に関する者に対して、これからのミュージアムに求められる役割に関する基本的な知識に関する研修を行い、外部からミュージアムの管理・運営に関わる人材の力量を高める。 | 令和7年 12月(2日間) (予定) | オンライン配信 |
| | 300名程度(予定) | | | |
| ミュージアムトップマネジメント研修 | 主として登録博物館、博物館相当施設の館長・副館長・管理職 | ミュージアムの館長、管理職員に対し、博物館の役割と機能、マネジメント、事業評価・改善等に関する専門知識、また、博物館を取り巻く社会の動向などについて学ぶ機会を提供し、博物館運営の責任者としての力量を高める。 | 令和7年 9月(3日間) (予定) | 東京都内(未定) +オンライン配信 |
| | 50名程度(予定) | | | |
| ミュージアム・パブリックリレーションズ研修 | 博物館に勤務する学芸員等専門職員 | ミュージアムの学芸員等専門職員を対象に、広報発信・地域交流、地域課題解決、デジタル化等、これからのミュージアムに求められる役割に必要な知識・技能を培う研修を行い、ひいては博物館運営に関わることができる人材を育成する。 | 令和8年 2月(4日間) (予定) | 東京都内(未定) +オンライン配信 |
| | 50名程度(予定) | | | |

独立行政法人で実施している博物館関係研修

【独立行政法人】 ※その他、「文化財担当者研修」「世界遺産研究協議会」も開催している。

| 研修会名 | 対象 | 趣旨 | 開催時期・期間 | 場所 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 学芸員専門研修アドバンス・コース | 自然科学系博物館等の学芸員等専門職員 | 自然科学系博物館等に勤務する中堅学芸員を対象に、一層の資質向上を目的として高度な内容の研修を行う。 | 令和7年 11月11日(火) ～11月14日(金) | 国立科学博物館 筑波研究施設 |
| | 10名程度 | | | |
| オンライン学芸員専門研修 | 主に博物館等において、自然科学系部門を担当する学芸員等 (経験年数概ね10年以内のものを優先) | 博物館等に勤務する経験年数の少ない学芸員や職員等を対象に、一層の資質向上を目的として、オンラインによる研修を行う。 | 令和7年度下半期の 2日間程度 | オンライン |
| | 30名程度 | | | |
| 美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修 | ① 小・中・高等学校、特別支援学校等の教員 (国公立校、私立校全ての教員) ② 美術館学芸員 ③ 指導主事 | 鑑賞教育の重要性を踏まえ、全国の教員と美術館の学芸員などが一堂に会してグループ討議等を行うことにより、美術館を活用した鑑賞教育の充実及び学校と美術館の一層の連携を図る。 | 令和7年 8月4日(月) 8月5日(火) | ・京都国立近代美術館 ・京都テルサ(京都市民総合交流プラザ) |
| | 70名程度 | | | |
| 独立行政法人国立美術館キュレーター研修 | 公私立美術館の学芸担当職員 | 公私立美術館の学芸担当職員を対象とした研修を実施し、その専門的知識及び技術の向上を図る。 | 4月1日～翌年3月31日の 期間で研修生の希望を踏まえ、 受入館が承認した期間とする。 | ・東京国立近代美術館 ・国立工芸館 ・京都国立近代美術館 ・国立西洋美術館 ・国立国際美術館 ・国立新美術館 |
| | 若干名 | | | |
| 博物館・美術館等保存担当学芸員研修 (基礎コース) | 国公立博物館・美術館等に勤務する資料保存担当者又は教育委員会等に勤務する社寺等の資料の保存担当者 | 展示・収蔵空間における環境管理に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習を行う。 | 【第1回】令和7年 7月28日(月) ～8月1日(金) 【第2回】令和8年 1月26日(月) ～1月30日(金) | 東京国立博物館 黒田記念館セミナー室 |
| | 第1回、第2回とも20名程度 | | | |
| 博物館・美術館等保存担当学芸員研修 (上級コース) | 博物館・美術館及び行政機関等で美術工芸品や歴史資料、民俗資料等の保存に携わる職員(常勤、非常勤を問わない)又は教育委員会等で文化財の保存に携わる職員で、過去に「博物館・美術館等保存担当学芸員研修」(令和3年度以降は同研修(基礎コース))を受講した者、もしくは同等の経験を有する者で、研修の全期間にわたって受講できる者。 | 博物館等の保存施設において、文化財を良好な状態で保存することは責務である。その上で、文化財の価値を引き出し、保存する必要性を高めることも重要な要素の一つである。本研修は資料保存担当者を対象に、文化財保存修復、文化財科学に必要な知識や技術を講義や実習等を通じて学んでいただき、その資質の向上をもって保存に資することを目的に行うものである。 | 令和7年 7月7日(月) ～7月11日(金) | 東京文化財研究所 |
| | 30名程度 | | | |

文化庁で実施している劇場・音楽堂等関係研修

【文化庁】 ※その他、「劇場・音楽堂等による共生社会実現のための人材養成講座」も開催している。

| 研修会名 | 対象 | 趣旨 | 開催時期・期間 | 場所 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会 | 全国の劇場・音楽堂等の管理・運営・事業に携わる者、地方公共団体の文化芸術行政担当者、実演家、アートマネジメント教育関係者、アートマネジメントを学んでいる学生等 | 劇場・音楽堂等の活性化、地域の文化芸術の振興を目的として、アートマネジメントに関する研修を体系的に実施することにより、専門性の向上と劇場・音楽堂等の活性化を支援する。 | ①対面式研修会（サマーセミナー） 令和7年9月17日（水）、9月18日（木） ②オンライン研修会（ビデオ講座） 令和7年12月頃予定 ③ワークショップ 令和8年2月頃予定 | ①国立オリンピック記念青少年総合センター ②オンライン実施 ③東京都内予定 |
| 全国劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会 | 全国の劇場・音楽堂等の舞台技術管理者、舞台技術管理責任者、舞台技術担当職員、地方公共団体の文化行政主管部局の舞台技術担当職員、劇場・音楽堂等関係者、その他舞台技術関係者、舞台技術に関心のある者等 | 劇場・音楽堂等の舞台技術を統括管理するために必要な、専門的知識や技術の習得を図る。 | 令和7年 11月20日（木） 11月21日（金） | 上田市交流文化芸術センター（サントミュージーゼ） |
| 地域別劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会 | それぞれの地域の劇場、音楽堂等の管理・運営・事業に携わる者、地方公共団体の文化芸術行政担当者、実演家、アートマネジメント教育関係者、アートマネジメントを学んでいる学生ほか舞台芸術に関心のある者など | 主に劇場・音楽堂等に勤務する若手職員を対象に、優れた自主事業を企画する能力の養成を図る。 | 中四国 令和7年12月18日（木）、12月19日（金） 東海北陸 令和8年1月22日（木）、1月23日（金） 東北 令和8年2月5日（木）、2月6日（金） ※北海道、関東甲信越静、近畿、九州は、時期未定。 | 中四国 高知県立美術館ホール 東海北陸 石川県立音楽堂 東北 伝国の杜 置賜文化ホール ※北海道、関東甲信越静、近畿、九州は、場所未定。 |
| 地域別劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会 | 劇場・音楽堂等の舞台技術者、地方公共団体の文化行政主管部局の技術担当職員、舞台技術を学んでいる学生など | 地域別劇場・音楽堂等技術職員研修会主に舞台技術初任者を対象に、劇場・音楽堂等の舞台技術を行なうために必要な共通技能を習得する。 | 東海北陸 令和7年9月25日（木）、9月26日（金） 中四国 令和8年1月22日（木）、1月23日（金） 東北 令和8年2月5日（木）、2月6日（金） ※北海道、関東甲信越静、近畿、九州は時期未定。 | 東海北陸 三重県総合文化センター 中四国 四国中央市市民文化ホール 東北 いわき芸術文化交流館 アリオス ※北海道、関東甲信越静、近畿、九州は場所未定。 |

- 日本には 1.2 億人の市場があり、リスクを取って海外に打って出るインセンティブが生じにくいが、人口減少の中、このままでは高い成長潜在力を持つ コンテンツ市場の衰退の危機。
- 我が国の文化芸術の 海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦支援、育成体制を強化するとともに、国内活動拠点として博物館・美術館、劇場等の文化施設が 新たな価値を付加できるよう機能強化し、若手クリエイター等を支える場として確立することが急務

事業内容

次代を担うクリエイター・アーティスト等を育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する。

◆ クリエイター・アーティスト等育成支援

- 2023年3月、岸田総理は、「広い意味での日本の誇るべきクリエイターへの支援を検討」することを表明。クリエイター等の挑戦を後押しするためには、企画から制作、国内外での展開まで一貫通貫した支援が重要。
- 新たな芸術の創造など我が国の芸術活動全体の活性化を促すとともに、コンテンツ産業の競争力強化に資するため、新たなビジネス展開も視野に クリエイター等を対象とした総合的な人材育成支援を行う。

世界に誇る我が国のマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等をはじめとする次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・交渉・制作・発表・海外展開までの一体的な活動を、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・45億）

◆ 文化施設による高付加価値化機能強化支援

- 博物館・美術館、劇場等の文化施設について、グローバルに通用するクリエイター・アーティスト等の育成の一環として、当該 クリエイター・アーティスト等の（国内における）活動の拠点かつ活動に対して新たな高い価値を付加する拠点としての機能を形成することを推進する。
- また、こうしたクリエイター・アーティスト等が生み出す作品を含めて、施設が持つ価値（コンテンツ）をデジタル・アーカイブ化等も行いつつ、世界に強力に発信し、価値を高めるとともに、そうした価値に受け手を惹きつけるための支援を行う。

次代を担うクリエイター・アーティスト等の国内における活動・発信拠点となるべく文化施設における発信力の強化（デジタル・アーカイブ化含む）、新たな高い価値を文化芸術活動に付加する取組について、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・15億）

文化施設による高付加価値化機能強化支援の採択状況

博物館・美術館等と劇場・音楽堂等の2つの分野において、海外発信力や高付加価値化等の優れた成果が期待できる構想を採択（採択件数13件／応募総数63件）

| 分野 | 区分 | 採択件数 |
|------------|-----|--------------------------|
| ◆ 博物館・美術館等 | 大規模 | 3件（日本美術、メディアアート、現代アート等） |
| | 中規模 | 1件（伝統工芸） |
| | 小規模 | — |
| ◆ 劇場・音楽堂等 | 大規模 | — |
| | 中規模 | 4件（現代音楽、野外パフォーマンス、舞台芸術等） |
| | 小規模 | 5件（演劇、ダンス、伝統芸能、メディアアート等） |

〔取組の具体例〕

※事業規模別に以下の区分を設けており、各施設は複数の区分に応募可能。
大規模：3億円まで、中規模：1.5億円まで、小規模：4千万円まで

【最先端技術の活用】

- ◆ クリエイターが取り組む超高細密コンテンツやイマーシブな空間作りを通じ、グローバルな評価を確立する。
- ◆ AIやロボット、メディアアートを活用した創作と海外発信、公演等に一貫して取り組み、世界有数の創作拠点となる。

【地域資源の磨き上げ】

- ◆ 竹工芸の魅力のグローバルなポテンシャルに着目し、アーティストの創作等を世界に対して発信していく。
- ◆ 地域の自然・郷土等から受けた刺激をクリエイションに活かしたダンス分野の育成・発信を行い、国際的評価を得る。

【国際連携・共同制作】

- ◆ 日本の伝統美術・工芸を世界展開する新たなチームが、新興国等で優れた展示を行い、普及担い手を創出する。
- ◆ ストリートシアター分野の国際共同制作を通じて、若手クリエイターを海外に発信、拠点としての価値を高める。

文化施設による高付加価値化機能強化支援事業 採択先

▶ 全国各地の博物館・美術館等と劇場・音楽堂等を13件採択。

博物館・美術館等

劇場・音楽堂等

江原河畔劇場
無隣館インターナショナル



愛知県芸術劇場

Constellation ～世界をつなげる
愛知県芸術劇場ダンスプロジェクト～



まつもと市民芸術館

Step into the world from Matsumoto



国立科学博物館

次世代型学習コンテンツプロデューサー育成プロジェクト



**世田谷文化生活情報センター
(世田谷パブリックシアター)**

劇場による総合的な人材育成・国際発信プロジェクト



東京国立博物館

Global Exhibition Team (GET)による日本文化発信プロジェクト



東京芸術劇場

TMTギアー東京芸術劇場クリエイター支援プロジェクト



山口情報芸術センター [YCAM]

子ども×テクノロジー作品の制作を通じた人材育成プロジェクト



大分市美術館

大分発アートプラクティス発信事業 -竹/キュレーション・プロデュース



ロームシアター京都

レポートリーの創造 ホープス
(京都・関西を拠点とする若手演出家育成事業)



静岡県舞台芸術センター

ストリートシアター グローバル人材育成プロジェクト "STRANGE Lab."



森美術館

グローバル・アート・プロフェッショナル育成プロジェクト



東京文化会館

音楽クリエイター育成プロジェクト
Tokyo & Paris to the NEXT



文化施設による高付加価値化機能強化支援事業 採択一覧 (全13件)



| 分野 | プロジェクト名 | プロジェクト概要 | 団体名 |
|---------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 博物館・美術館 | 大分発ベストプラクティス発信事業－竹／キュレーション・プロデュース | 世界で活躍する若手竹工芸作家を育成するため、多彩な指導者のもとで、若手竹工芸作家が創作活動を行い、有名アーティスト等とのコラボレーション企画の開催、海外アートフェア・展覧会等への参画などを実施。 | 大分市美術館 |
| | 次世代型学習コンテンツプロデューサー育成プロジェクト | 国立科学博物館がアジアの博物館における科学教育振興のセンターとなることを目指し、博物館標本を実空間、仮想空間、マスメディア等の特性に応じて効果的に活用できる「次世代型学習コンテンツプロデューサー」を育成する。 | 国立科学博物館 |
| | Global Exhibition Team (GET) による日本文化発信プロジェクト | 館内の特命チーム (GET) を立ち上げ世界で活躍する若手キュレーター等の人材育成を行いながら、海外ミュージアムとの密接なネットワークを構築するとともに、日本文化の研究・発信の国際的拠点としての地位を確立する。 | 東京国立博物館 |
| | グローバル・アート・プロフェッショナル育成プロジェクト | 展覧会の企画制作・国際巡回およびシンポジウム等を通して、国内や海外で活躍するキュレーター等を育成するとともに、活動拠点である美術館の機能を強化し、日本現代文化の国際発信力をさらに拡充させる。 | 森美術館 |
| 劇場・音楽堂等 | Constellation～世界をつなげる愛知県芸術劇場ダンスプロジェクト～ | 劇場ダンスアーティストによる作品の創作、国内外での公演を通じて、海外公演を実施できる技能・ネットワークを構築し、愛知県芸術劇場を日本のダンス作品のハブ劇場とし、国際的なプレゼンスの向上につなげる。 | 愛知県芸術劇場 |
| | 無隣館インターナショナル | 江原河畔劇場をフランチャイズする劇団青年団の人材育成ノウハウを生かして国際的に活躍する劇作家・演出家・舞台スタッフ・制作者を育成し、国際プロジェクトを制作・実践する拠点劇場となることを目指す。 | 江原河畔劇場 |
| | ストリートシアター グローバル人材育成プロジェクト “STRANGE Lab.” | ストリートシアター作品のクリエイションにおける国際的な人材育成機関として静岡県舞台芸術センターが機能することを目指し、国際的な舞台芸術市場に飛び出す若手アーティストを育成する。 | 静岡県舞台芸術センター |
| | 劇場による総合的な人材育成・国際発信プロジェクト | 演劇作品をプロデュースし、国内外で発表を行うことで、舞台芸術に携わる様々な職種の人材育成を図り、国際的に活躍する人材を輩出し、人材育成拠点としての劇場の機能強化を目指す。 | 世田谷文化生活情報センター (世田谷パブリックシアター) |
| | TMTギア ―東京芸術劇場クリエイター支援プロジェクト | 舞台芸術・音楽分野において、世界で活躍するアート・クリエイターを育成するとともに、その活動を支えるハウススタッフを充実させ、日本の現代舞台芸術の魅力をグローバルに発信する拠点としての機能強化を目指す。 | 東京芸術劇場 |
| | 音楽クリエイター育成プロジェクトTokyo & Paris to the NEXT | 東京文化会館と現代音楽における最先端の取り組みを行うパリのIRCAMが共同作曲委嘱、公演を行うことで、国際的に飛躍するクリエイターを育成し、世界における日本の文化芸術のプレゼンス向上を目指す。 | 東京文化会館 |
| | Step into the world from Matsumoto | まつもと市民芸術館のコンセプト『開いていく劇場』の理念に即し、地域に開かれた活動を行うとともに自主事業として制作した作品を海外に発信することで、地方都市からダイレクトに世界へ発信できる地方文化施設となることを目指す。 | まつもと市民芸術館 |
| | 子ども×テクノロジー作品の制作を通じた人材育成プロジェクト | AIやロボットを活用した新しい子ども向け舞台作品を創作、国内外での劇場での巡回公演を実施し、今後の未来を見据えた国際的に活躍する人材を幅広く育成するとともに、YCAMの国際的な創作・発信拠点としての機能も高める。 | 山口情報芸術センター [YCAM] |
| | ロームシアター京都 レポートリーの創造 ホープス (京都・関西を拠点とする若手演出家育成事業) | 京都からダイレクトに世界を舞台に活躍するためのサポートモデルを確立することを目的とし、育成対象者による作品の国内・海外公演の実施を通して海外公演等で活躍できる制作スタッフ・技術スタッフを地域内で育成する。 | ロームシアター京都 |

令和5年度 文化施設による高付加価値化機能強化支援事業

クリエイター・アーティスト等の活動の拠点かつ活動に対して新たな価値を付加する拠点としての機能を形成する文化施設として13件を採択し、令和6年度から5年程度の活動目的の元で活動を開始。

<採択された文化施設とその成果>

東京国立博物館



Global Exhibition Team (GET)による日本文化発信プロジェクト

館内の特命チーム(GET)を立ち上げ世界で活躍する若手キュレーター等の人材育成を行いながら、海外ミュージアムとの密接なネットワークを構築するとともに、日本文化の研究・発信の国際的拠点としての地位を確立する。

館内で「GET」及びプロジェクトの認知度が向上するとともに、海外展開に関する問い合わせ先として「GET」が機能するようになり、海外展開時のコミュニケーションスキームが組織内に確立されつつある。

大分市美術館



大分発ベストプラクティス発信事業－竹/キュレーション・プロデュース

大分美術館および大分市のプレゼンスを高めることを目標に、育成対象者と有名アーティストのコラボレーション企画、海外アートフェア・展覧会への派遣を実施。指導者であるコシノジュンコ氏の薫陶を受けるなど、育成対象者の成長のプロセスは地元メディアを中心に注目を集めており、当プロジェクト関連の報道はNHK大分をはじめ約65件に到達。令和6年度終了時点で、2名が国内での受賞、香港に2名、パリに1名が展覧会に出展。

愛知県芸術劇場



Constellation～世界をつなげる愛知県芸術劇場ダンスプロジェクト～

劇場ダンスアーティストによる優れたダンス作品を創造し、国内外での公演及び海外プロモーション活動を行う。
横浜国際舞台芸術ミーティング(YPAM)において育成対象者が出演する作品に声がかかり、業界的にも国際的にも高い注目を集めるドイツの舞台芸術祭において公演機会を獲得した(令和8年2月上旬予定)。

世田谷パブリックシアター



劇場による総合的な人材育成・国際発信プロジェクト

次代を担う若手のダンサーやスタッフ、劇場職員等の多面的な育成を図るため、育成対象者を中心とした演劇作品をプロデュースして国内外で発表を行う。
長期的な共同制作プロジェクトの第1弾として、韓国との共同制作作品の国内での公演を実現(令和7年8月「紅い落葉」)。海外関係機関との恒常的なネットワーク構築・劇場としての強固な基盤づくりの第一歩を踏み出した。

<支援内容(予定を含む)>

デジタル・アーカイブ化、国内展示、海外展示(メキシコ、インドネシア)

海外展示の実施、海外アートフェスティバル等への参加

欧米、アジア、オーストラリアの見本市、劇場、フェスティバル等での上演

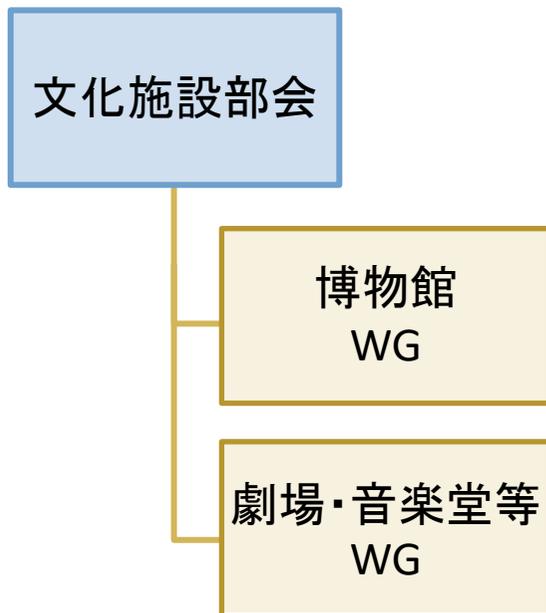
ソウルやロンドンにおける共同制作作品等の公演

更に検討を深めるべき事項

【参考】各ワーキンググループでの検討内容

- ◆ 令和5年度まで、博物館部会（第1期～第5期）において、博物館における外部資源の獲得、博物館間の連携等について議論を行ってきたが、引き続き、博物館の機能強化等について議論を継続することが必要。
- ◆ 劇場・音楽堂等については、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行から10年が経過し、これまでの取組成果を検証しつつ、今後10年間を見据えながら、劇場・音楽堂等が、①地域の核として、②世界に響く芸術の拠点として、資するよう、場としての運営強化や、場で取り込まれる舞台芸術活動等の強化について検討することが必要。

<文化施設部会とWGの構成（案）>



- 劇場・音楽堂等を含めた文化施設の機能強化を検討するため、令和6年度より、博物館部会を文化施設部会に改組。
- 文化施設部会に、博物館に関するワーキンググループを設置し、博物館の運営の在り方や「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（告示）」、コレクションマネジメント等を検討する。
- 劇場・音楽堂等についてワーキンググループを設置し、活性化支援施策や「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（告示）」の見直し等について検討する。

国内博物館の収集方針に関する調査研究報告書（令和6年度 博物館機能強化推進事業 博物館の収集方針に関する調査研究）アンケート調査結果概要

A) 収蔵庫と管理の現状

博物館法第二条には「『博物館』とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定められており、持続的な資料収集が求められる。

そのような定めがありながら、収蔵庫が満杯、または収蔵庫に入りきれない資料があるとする館はアンケート回答館全体の6割、収蔵庫の収容率が7割以上～9割未満の館を含めると、9割以上の館が収蔵スペースの問題を抱えており、収集活動に支障をきたす事態となっている。また、過去5年間の除籍・処分実績を有する館は21.7%である。

収蔵スペースの逼迫に加えて、資料受入基準の曖昧さ、デジタル化の遅延、分類体系の硬直性に直面や、さらに資金・人員不足、施設老朽化、専門知識の欠如により、適切な資料管理が困難となり、収蔵庫の増築見込みのない中で収蔵能力が限界をきたしている。

B) 収蔵庫問題への対応状況

アンケートに回答した博物館では、収蔵庫の問題に対してさまざまな対応を進めている。

- 手書き台帳のデジタル化を進めるとともに、収集資料の厳選を行い、受け入れ基準の厳格化に取り組んでいる(歴史博物館)。
- 保管方法の工夫や棚の増設を行い、収蔵スペースの確保に努めている。また、収蔵スペースの改善について、自治体への継続的な要望を行っている(美術博物館)。
- 一部の博物館では除籍により収蔵スペースを確保する動きもある(カビや破損が進行した資料の除籍、他機関への移管、寄託資料の返却が挙げられる)。

C) 収蔵庫問題に対応した収集方針の策定、改訂状況

アンケート回答館の多くで収蔵庫の逼迫が課題となっているが、逼迫下にあることを受けた収集方針の策定、改訂もほとんど進んでいない様子である。

しかしながら、これらへの対策を個々の館による努力のみに求めるのは、もはや限界に近付いているといえる。

その背景にはマンパワーを注げるだけの人的及び予算的リソースに余力がないという問題とともに、博物館をめぐる様々なステークホルダーを納得させるに足る収集方針の策定・改訂に関する統一的なガイドラインが存在しないことが問題となっている。

背景

- 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「本告示」という。）は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第8条に基づき、**博物館の健全な発達を図るために、文部科学大臣が策定・公表する基準**である。
- この度、「**博物館法の一部を改正する法律**」（令和4年法律第24号。以下「改正法」という。）による法の目的や博物館の事業に関する改正、博物館登録制度の変更等や、改正法に係る附帯決議、**文化審議会第2期文化施設部会博物館ワーキンググループでの審議等を踏まえ、本告示について所要の改正**を行うこととする。
- なお、今回、本告示について、ほぼ全ての条について実質的な内容の改正を行うことになり、かつ、相当程度の規定の追加・削除が生じるなど、現行の告示の構成を大幅に変更する部分があることから、**全部改正**とする。

主な内容

①改正法に伴う規定の見直し

- ・デジタルアーカイブに係る規定の整備
- ・文化施設としての役割に係る規定の整備
- ・地域のまちづくりや産業の活性化等の地域課題への対処に係る規定の追加

②その他社会情勢の変化に伴う規定の見直し

- ・博物館の設置者の努力義務に係る規定の追加
- ・博物館の経営に係る規定の追加
- ・博物館資料の収集及び管理等に係る規定の充実
- ・多様な利用者の関心及び特性に沿った展示や解説等に係る規定の整備
- ・利用者及び地域住民等の創造的活動への支援に係る規定の整備
- ・博物館資料についての多言語による情報提供に係る規定の整備
- ・館長及び学芸員等の配置に係る規定の充実
- ・博物館における人材の養成に係る規定の整備
- ・博物館の施設及び設備に係る規定の充実
- ・博物館における危機管理等に係る規定の充実
- ・「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」の廃止

スケジュール（予定含む）

- 令和7年2月～ 文化審議会文化施設部会博物館ワーキンググループにおける検討（これまでに下記も含めて計8回開催）
- 令和7年8月 博物館ワーキンググループ（第2期第5回）で改正案を議論
- 令和7年9月 文化施設部会（第2期第3回）で改正案を議論
- 令和7年12月上旬～令和8年1月上旬 パブリック・コメント
- 令和8年2月 博物館ワーキンググループ（第2期第6回）でパブリック・コメントを踏まえた修正案を議論
- 令和8年3月 **公布**

※今後の状況により、変更が有り得る。

| | 主な意見内容 | 修正案 |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p>第5条第2項について 博物館法施行規則第22条(博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)に規定されている「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者」もあわせて明記すべきである。</p> | <p>御指摘を踏まえ、第5条第2項を以下のように修正します。</p> <p>2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者及び支援者、地域住民、当該博物館の事業に関して学識経験のある者</u>その他の多様な関係者(第六条第二項において「多様な関係者」という。)による評価を行うよう努めるものとする。</p> |
| 2 | <p>第6条第1項について 博物館が将来的に受け入れる可能性のある資料(個人が維持管理できなくなったの地域資料等)について、地域での所在状況を把握しておくべきであることを明記すべきである。</p> | <p>御指摘を踏まえ、第6条第1項を以下のように修正します。</p> <p>第六条 博物館は、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針の策定に当たっては、基本的運営方針を踏まえ、資料の<u>所在等の調査研究及び資料</u>に係る学術研究の状況並びに、資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数の体系的な収集及び保管が可能となるよう留意するものとする。その際、保管のための施設及び設備の確保に係る長期的な見通しに立ち、所蔵する博物館資料のみならず館外に所在する資料の状況を踏まえるよう努めるものとする。</p> |
| 3 | <p>第6条第2項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄」は削除する、あるいは廃棄よりも穏当な語・表現に修正すべきである。 ・「廃棄」は、例外的措置であり、最後の手段であることを強調する文言を追加すべきである。 ・廃棄の際に必要な手続きや考え方について、「廃棄」の文言と併せて示される必要がある。 ・廃棄についての言及は、外部有識者等を含めた審議会を組織して検討するなど、セーフティネットを考慮した文言にすべき。 ・長期的かつ客観的な視点を導入し、安易な判断による資料損失につながらないよう努めるといった規定とすべきではないか。 ・設置者や博物館が博物館倫理に則って厳格な手続きを定めることや、関係者の信頼を損なわないようにすることなどの条件を付すべきではないか。 ・改正時に「廃棄等」に込められた意図について、別途文化庁より発信すべきである。 | <p>これまでの博物館ワーキング・グループにおける議論の経緯(※)や、「廃棄」はあくまでも「博物館資料の管理の在り方」の1つの例示であること等から削除まではいたしません。多くの御指摘をいただいたことから、その御趣旨も踏まえ、第6条第2項を以下のように修正します。これにより、博物館資料の「廃棄」については特に慎重に行うべきことを明記し、安易な廃棄を推奨している訳ではないことについて、明確化しました。</p> <p>(※)当初、「資料の再評価や譲渡等を含めた資料管理の在り方」としていたところ、譲渡というのは処分の一形態であるという理由で「資料の再評価や処分等を含めた資料管理の在り方」に修正がなされ、その上で、「処分」という言葉が誤解されるおそれがあることから、「博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方」となったもの。</p> <p>2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。<u>その際、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、長期的かつ総合的な見地から慎重に行うものとする。</u></p> |

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）（抄）

4 義務付け・枠付けの見直し等

【文部科学省】

(9) 博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)

博物館登録事務(博物館法11条)については、都道府県等及び関係者の意見を踏まえつつ、当該事務手続を行う際の制度面を含めた課題等を整理した上で、改善方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



- 来年度、本ワーキング・グループにおいて以下のような観点から検討を行う。
 - ・ 社会教育の観点、政治的中立性、安定性・継続性の担保の観点
 - ・ 文化に関するその他の事務やまちづくりに関する事務との連携の観点

- その上で、検討の結果については、文化施設部会に報告するとともに、本年末を目途に取りまとめを予定している、同部会の報告にも反映していくことを予定。

(参考) 関係法令

● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- 十一 学校給食に関する事。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五～十八 （略）
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
- 三 文化に関する事（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関する事。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（教育機関の設置）

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

＜劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会＞

- 平成22年12月から平成24年1月にかけて計11回開催
→劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（答申）



劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 制定（平成24年6月公布）

趣旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

概要

- ① 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。（第2条～第8条）
- ② 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。（第9条～第15条）
- ③ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。（第16条）

※この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものをいう。（第2条）

- 平成24年の劇場法制定に合わせ、翌25年に、「劇場，音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」（平成25年文部科学省告示第60号）が公布された。

法律

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
(平成29年6月改正・公布)

劇場、音楽堂等法 第16条(抜粋)

第十六条(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

告示

劇場，音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針 (平成25年公布)

本指針は、劇場，音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、**設置者又は運営者が、実演芸術団体等，国及び地方公共団体並びに教育機関等と連携・協力しつつその設置又は運営する劇場，音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより、劇場，音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするものである。**（略）

なお、本指針は、劇場，音楽堂等をめぐり新たな課題等が生じた場合には、適時にこれを見直すこととする。



劇場・音楽堂等に関する制度③

<劇場・音楽堂等の役割や機能>

● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）（抜粋）

前文

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

（定義）

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

劇場・音楽堂等に関する制度④

〈劇場・音楽堂等の現状〉

- **劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（平成24年1月13日劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会）（抜粋）**
 2. 劇場、音楽堂等に係る現状及び課題
 - (1) 我が国の劇場、音楽堂等の現状
 - 本来、劇場、音楽堂とは、もっぱら音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行い、観客が鑑賞等することを目的とした施設であり、そのために必要となる舞台、照明、音響等の専門的舞台設備を備え、これらを管理、維持、運用及び操作するための舞台技術職員、事業を企画制作する職員等の専門的な職員を配置しているものが想定される。
 - 我が国の劇場、音楽堂の現状をみると、こうした機能を有している施設の多くは文化センター、文化ホール、市民会館等の文化施設である。これら施設については、それぞれの地域の実情を踏まえ、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術だけでなく、スポーツや各種行事等、多目的に利用される施設として設置されている場合が多い。
 - これら文化施設における文化芸術活動については、独立行政法人や地方公共団体、劇場、音楽堂等を設置又は運営する民間事業者（以下「民間事業者」という。）といった文化施設の設置者等が、そこで行う公演を自主制作したり、買取による公演を行ったりする場合もあるが、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。
 - 地方公共団体の芸術文化経費は平成5年度以降減少傾向にある。特に、文化施設経費については、平成8年度に2,825億円が措置されていたが、直近の平成21年度では1,834億円まで減少（35.1%減）してきている。
 - 地方公共団体が設置する施設に関する管理については、平成15年から指定管理者制度が導入された。社団法人全国公立文化施設協会が実施した調査によれば、平成22年現在で地方公共団体が設置する文化施設のうち指定管理者制度を導入している施設は49.6%であり、その数や割合は年々増加傾向にある。
 - 指定管理者の指定に際して、公募が行われた施設は59.8%であり、公募が行われた施設数やその割合は年々増加傾向にある。指定管理者の指定期間については、5年～7年未満が56.8%を占め最も多い。また、指定期間が4年以上の施設数は年々増加してきており、指定管理期間の長期化が進んでいる。



劇場・音楽堂等に関する制度⑤

〈劇場・音楽堂等の課題〉

- **劇場，音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（平成24年1月13日劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会）
（抜粋）**

2. 劇場，音楽堂等に係る現状及び課題

（2）我が国の劇場，音楽堂等の課題

○ 劇場，音楽堂等に関する課題については，本検討会において，主に次のようなことを指摘した。

・ 文化施設の大半は地方公共団体が設置する文化施設であるが，これらの施設については，地方公共団体の文化関係予算が減少しているとともに，文化施設を設置している地方公共団体において，これらの施設の文化政策上の役割が不明確であり，文化芸術の創造活動の実施や鑑賞機会の提供が十分になされていないなど，その施設が有している機能が十分に発揮されていない。

・ 文化芸術団体の活動拠点が東京をはじめとする大都市圏に集中しており，地方での公演は，大都市圏での公演と比較して，交通費，宿泊費，運搬費等について多くの経費を要すること等，様々な要因により，地方において多彩な文化芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している。

・ 劇場，音楽堂等と文化芸術団体との連携等が必ずしも十分ではない。

・ 劇場，音楽堂等に配置される専門的な職員に求められる資質，果たすべき役割等は多様であり，専門性を身につけるための人材養成について課題がある。

・ 観客数の減少や観客の高齢化，固定化が進行しているとの指摘もあり，これまで劇場，音楽堂等に来ていなかった人の中から潜在的観客を開拓し，裾野を広げる必要がある。

・ 独立行政法人や民間事業者が設置する劇場，音楽堂等に比べて，地方公共団体が設置する劇場，音楽堂等には，専門性を有した人材を配置している劇場，音楽堂等が少ない。また，劇場，音楽堂等に配置されている職員の主たる業務が，公演に係る業務ではなく，施設管理に係る業務になっている場合もある。

・ 地方公共団体が設置する劇場，音楽堂等については，指定管理者制度の導入により，経済性や効率性を重視するあまり，事業内容の充実や専門的人材の養成及び配置，事業の継続性などが必ずしも重視されない運用がなされ，施設運営が困難になっている状況も見受けられる。



劇場・音楽堂等に関する制度⑥

〈劇場・音楽堂等の基本的な考え方〉

- 劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（平成24年1月13日劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会）
(抜粋)

3. 基本的考え方

(1) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術の役割等

- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術は、人々に感動を与え、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、人々が共に生きる絆を形成するものである。また、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成し、国際的な相互理解を高め、世界の平和の礎となるものである。
さらに、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持つものであり、国際化が進展する中、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであって、国民共有の財産である。
- これらの文化芸術は、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力を持つ「ソフトパワー」であり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものである。
- このような重要な役割を担う分野について国が振興することは、我が国の魅力を高めるとともに、コミュニティの創造及び地域振興に寄与し、ひいては、我が国の国力を高めることにつながる。

(2) 劇場、音楽堂の機能等

- 劇場、音楽堂は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術がその役割を果たすための拠点であり、年齢や性別、障害の有無、個人が置かれている状況等にかかわらず、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築する機関である。
- 劇場、音楽堂は、文化芸術を企画制作する創造発信拠点としての機能を有するとともに、鑑賞する機会を提供する拠点、地域住民が文化芸術活動を行う拠点、さらには、これら文化芸術に関する情報を発信する拠点としての機能を有するものである。
- こうした機能を有する劇場、音楽堂において行われる事業は、主に次に掲げる内容が挙げられる。
 - i) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を企画し、又は制作すること
 - ii) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を公演し、又は公開すること
 - iii) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を鑑賞し、創作し、又は発表するために施設を一般の利用に供すること
 - iv) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等に係る普及啓発を行うこと
 - v) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等に必要の人材を養成すること
 - vi) 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等に関する調査研究を実施し、資料を収集し、又は情報を一般に提供すること



劇場・音楽堂等に関する制度⑥

＜劇場・音楽堂等の基本的な考え方（続き）＞

- **劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（平成24年1月13日劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会）（抜粋）**

3. 基本的考え方

- 多目的に利用される文化施設においても、文化の振興を目的として設置され、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行うことができる施設である場合には、前述の機能を有している。

- こうした意味で、劇場、音楽堂及び劇場、音楽堂の機能を有する文化施設は、国民の生活に新しい価値を付与する公共財というべきものである。

（3）今後の劇場、音楽堂等の在り方

- 我が国の現状や課題を踏まえ、今後の劇場、音楽堂等の在り方については、数多く存在する文化施設が有する劇場、音楽堂の機能を生かしながら、国や地方公共団体、民間事業者、公演等を行う文化芸術団体等が連携して、社会全体で、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術を提供する環境を整えることによって、より多くの国民に対して、様々な文化芸術活動に触れる機会が提供され、我が国の文化芸術の水準が高まるようにしなければならない。

- 今回のまとめのねらいは、文化の振興を目的として設置され、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行うことができる施設を「劇場、音楽堂等」とし、これらを拠点として音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術の振興を図り、我が国が抱える劇場、音楽堂等の課題を克服することにある。

- これを実現するためには、国は、国及び地方公共団体の責務、並びに民間事業者の役割を明確にし、劇場、音楽堂等を活用する意識を高めるとともに、我が国の文化芸術の水準を高めるトップレベルの活動の推進、地域の文化芸術活動の活性化、劇場、音楽堂等のより良い運営に向けた指針の作成等、総合的に取り組むことが必要であり、それに資する法的基盤等を検討することが重要である

劇場・音楽堂等WGにおける主な意見①

【劇場等の機能・在り方】

- 劇場がどのような芸術文化を創造するか、どのように利用されるべきかという劇場の存在意義や運営理念の充実を図るべき。
- 芸術文化を本当の意味で創造発信するために、劇場は何のためにあるのか、運営のための専門的な知識とは何なのかなど、抜本的な劇場の在り方を考え直す必要があるのではないか。
- 劇場は実演芸術の場。身体を鍛錬し、ある芸術性にたどり着くために最も重要なのは時間と場所であり、それを確保するのが劇場である。

【地方の課題】

- 地方にいと文化芸術に触れる機会があまりない。
- 地域の劇場ではスタッフが不足している。経営面が厳しい中でオペラやバレエのようなコストのかかるものが避けられる傾向にあり、期間が開いてしまうことでノウハウが伝わっていかないという現状がある。その結果、仕事をしたい人が東京に出てくることで、スタッフの東京一極集中につながっていることも課題。

【劇場等における事業の在り方】

- 時代に合わせて音楽コンサートなど、臨機応変に対応するべきだという考え方がある一方で、もっと能や狂言などに特化してほしいという意見もある。
- 各地の劇場の自主事業において、どのように人材育成や地域貢献ができるかを、既存事業として考えるのではなく、専門家不在という課題の本質を見るべき。

【劇場ごとの役割】

- 劇場ごとに役割は異なり、それぞれ分野ごとの特性や劇場のスペックなどがある。一律に何かを決めるのではなく、劇場ごとの役割が違うことを前提にすべき。また分野によって地域の拠点をつくっていくべき。
- 劇場ごとに機能は異なるのだから、役割を明確に分けたうえで必要な支援を行うべきではないか。

【社会包摂】

- 障害のある方がアクセスしやすい環境になってきてはいるが、社会包摂に関する事業に取り組む劇場はまだ3割程度である。より多くの劇場が取り組めるよう指針でも何か定義できると良い。
- バリアフリーという言葉の概念は広いため、具体的な視点を持てると良い。
- 税制の活用により物理的な障壁を取り除くことも進展すると良いが、部分的な改修ではバリアフリー化できない劇場が多いのも実態。

【評価等】

- 公共施設として、社会的便益、外部性の把握、評価の仕方、必要性などについて議論し、市民にもその情報を提供するべき。
- 地方創生の観点でも、世界に発信できる一流レベルの技術や知識を持って地域活動に貢献することの価値をしっかりと評価し、促進する枠組みを検討すべき。

劇場・音楽堂等WGにおける主な意見②

【育成・確保の在り方】

- 障害特性に関する研修などもあるが、実践を通じて人材を育てていくことが重要。
- 教育や社会包摂を実践するには、非常に高い教養と経験が必要であり、実践を通じた人材を育成する場所が劇場。地域における恒常的な活動等をうには、劇場専属の専門人材が必要。
- 単発のワークショップを開くだけでなく、もっと本質的な深いレベルでの社会包摂を考えたときに、専門家が常に劇場にいるということが大事。
- 劇場を管理運営する人材と、専門人材とのバランスを考える必要がある。指定管理では人事異動が頻発するため、専門家が常駐でいなければドキュメント以上のノウハウが残っていない。人材の長期的な雇用を考えないと、劇場文化の成熟は図れないのではないかと。
- 館や地域の枠組みを超えるのは人であり、その人材育成が事業やワークショップの実施により動いている。

【人材不足】

- 日常的な事業運営においても人が不足する中、障害のある方や要配慮の方を対象とする事業を実施するにはさらに人が必要になる。人、ノウハウ、予算が課題。

【関係機関との連携・協力】

- 連携する機関や組織の特性も12年間で変わってきており、その変化についても捉えたうえで議論を進める必要。
- 1つの劇場が拠点になり県内の劇場等とネットワークをつくることで、自主事業ではできない研修等を実施することで、実践的な人材育成を行っている事例がある。単館では難しいものも、劇場・音楽堂や文化施設の横のつながりで、人材育成や社会包摂の事業を普及・推進していくことができる。
- 地域のネットワークにおける共同事業を通じて、それまで社会包摂に向けた事業をやっていなかった劇場が、自分たちに合った企画をつくり、ネットワークの中で課題を共有しながら実践している事例がある。

【経営の安定化】

- 劇場は採算的には厳しい施設であり、民間活力を使うのも難しい。
- PPPは事業者にとってもビジネスチャンスであり、地域経済の活性化や地域の金融市場の発展にもつながる一方、最初からPPPありきではなく、望ましい調達方法や投資の方法を議論した上で、実施するかどうかを決めることが大事。
- 公共施設の更新に当たっては、長期的な視点で、将来世代の受益と負担の一致を図ることが必要。
- 劇場は人の集まる場所であり、まちづくりや観光にも関わってくる。ナイトカルチャーも話題になっているが、観光やまちづくりといった観点からも地域、拠点を考えていく必要があるのではないかと。

【その他】

- 本当の意味での若手育成は、プロになる前の段階から育成することを考えるべき。
- 文化芸術は触れる機会が大事であり、触れる機会が増えることで価値が向上する。体験を生み出すことで需要が高まっていくので、アクセスが非常に大切。

改正後の指針の在り方及び構成について

■ 現行指針の概要

- 劇場・音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより、劇場・音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするもの
- 以下について規定
 1. 劇場・音楽堂等の設置者または運営者が取り組むべき事項（①運営方針の明確化、②質の高い事業の実施、③専門的人材の養成・確保、④普及啓発の実施、⑤関係機関との連携・協力、⑥国際交流、⑦調査研究、⑧経営の安定化、⑨安全管理、⑩指定管理者制度の運用）
 2. 国、地方公共団体の取組等に関する事項を規定
- 一部、劇場・音楽堂等の実態に応じた場合分け(※)をしているが、基本的には全ての事項が並列の位置付けとなっている
(※例) -「公演を企画し、実施した実績が相当程度ある劇場、音楽堂等」と「それ以外」
-「事業実施のために必要な専門的人材が配置されている施設」と「それ以外」等

■ これまでの議論におけるご指摘

- 劇場・音楽堂等は、その役割や機能が多種多様であり、一つの指針をすべての館に一律に適用するのは難しいのではないか
- 地域や劇場の実情に合わせて項目を選べるようにする等の工夫が必要ではないか
- 小さな館等にも配慮し、予算獲得や課題解決のために使える指針になると良い



指針の在り方及び構成について、以下のような考え方で改正の検討を進めてはどうか。

- 目指すべき方向性を示すものであるという前提
 - 劇場・音楽堂等が多種多様であることを踏まえ、施設の機能モデルを提示し、それぞれに応じた目指すべき姿を示す
- ⇒ 各館が自らの中核的な役割・機能を確認するとともに、地域の実情等を踏まえた事業の活性化や施設の機能強化を図る際の参考とする

劇場・音楽堂等の機能モデルについて（案）

改正後の指針において提示する機能モデルについて、たとえば以下のようにしてはどうか。
また、それぞれに期待される機能や果たすことが望ましい役割等について議論いただきたい。

①創造発信モデル

優れた実演芸術の創造と発信を活動の主軸とし、継続して自ら企画制作・実施し、国内外に広く発信・展開する。

【イメージ】 芸術監督や専属の芸術団体等を置き、実演芸術の創造拠点として継続的に公演創造活動を実施する。

【主な機能・役割】 公演創造、人材育成、普及啓発、国際交流、調査研究、関係機関・他分野連携、ネットワークにおける
中核機能 等

②鑑賞機会提供モデル

多様で良質な実演芸術の鑑賞機会の地域住民への提供を活動の主軸とし、多様な公演の企画又は受入れを行う。

【イメージ】 劇場の主体的な関与のもと、年間を通じて多様な公演を招聘又は受け入れ上演する。

【主な機能・役割】 公演創造、人材育成、普及啓発、調査研究、関係機関・他分野連携 等

③地域利用モデル

地域住民又は団体等による文化芸術活動等を支えることを活動の主軸とし、貸館その他の利用機会の提供を行う。

【イメージ】 地域の住民や芸術団体による練習・発表、交流イベント等への貸し出しを行う。

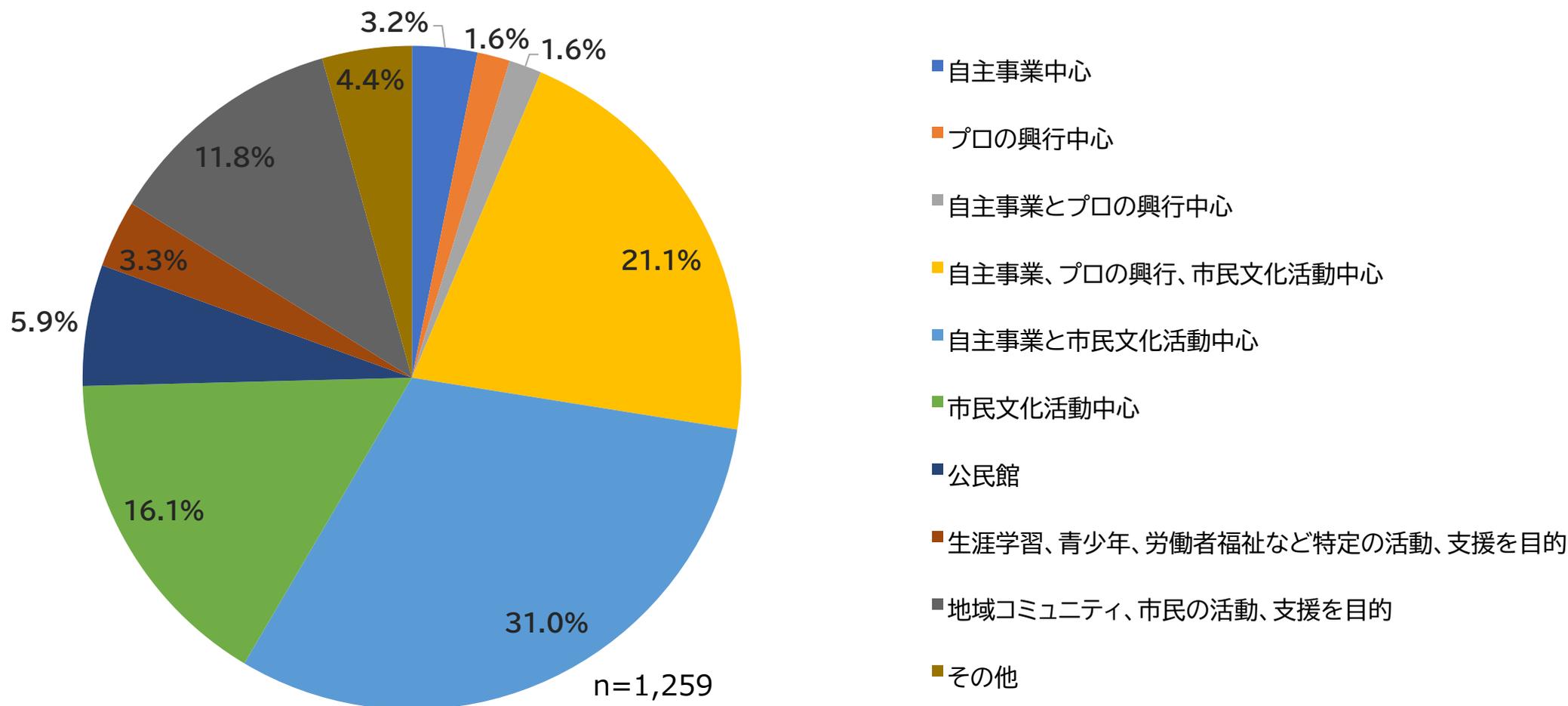
【主な機能・役割】 地域住民による創造発信・交流の場の創出 等

※各モデルはそれぞれの役割・機能を示すものであり、序列化を図るものではない。

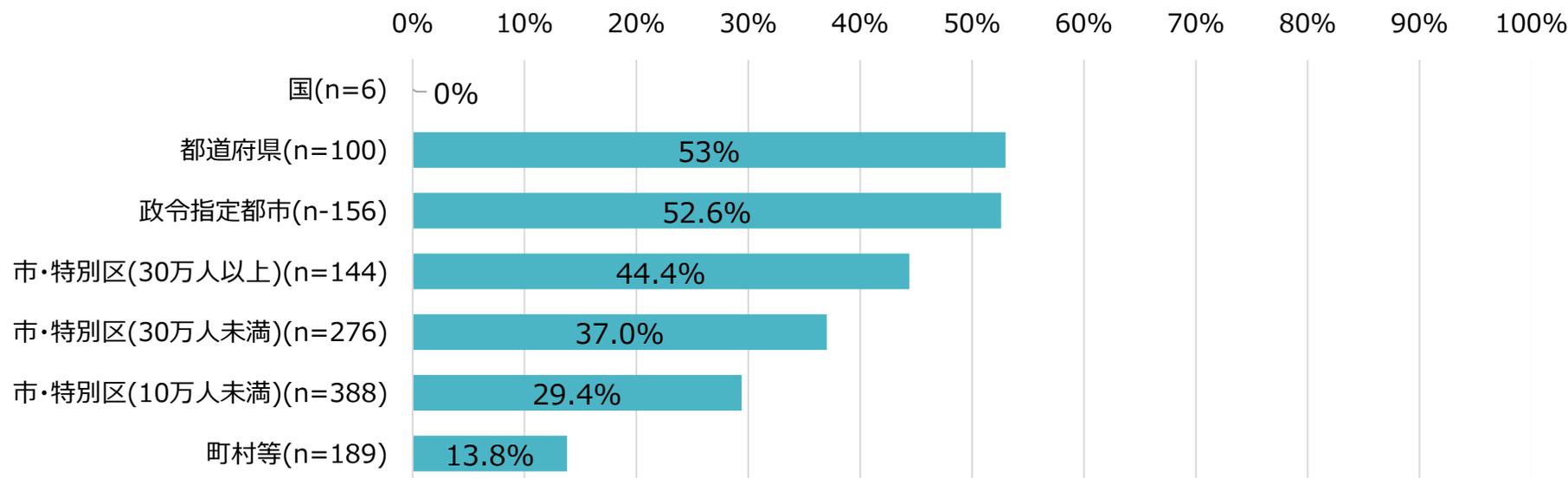
※各劇場・音楽堂等においては、いずれかを中核的な機能モデルと位置付けたうえで、複数の機能モデルを兼ねることも想定される。

劇場・音楽堂等のタイプ

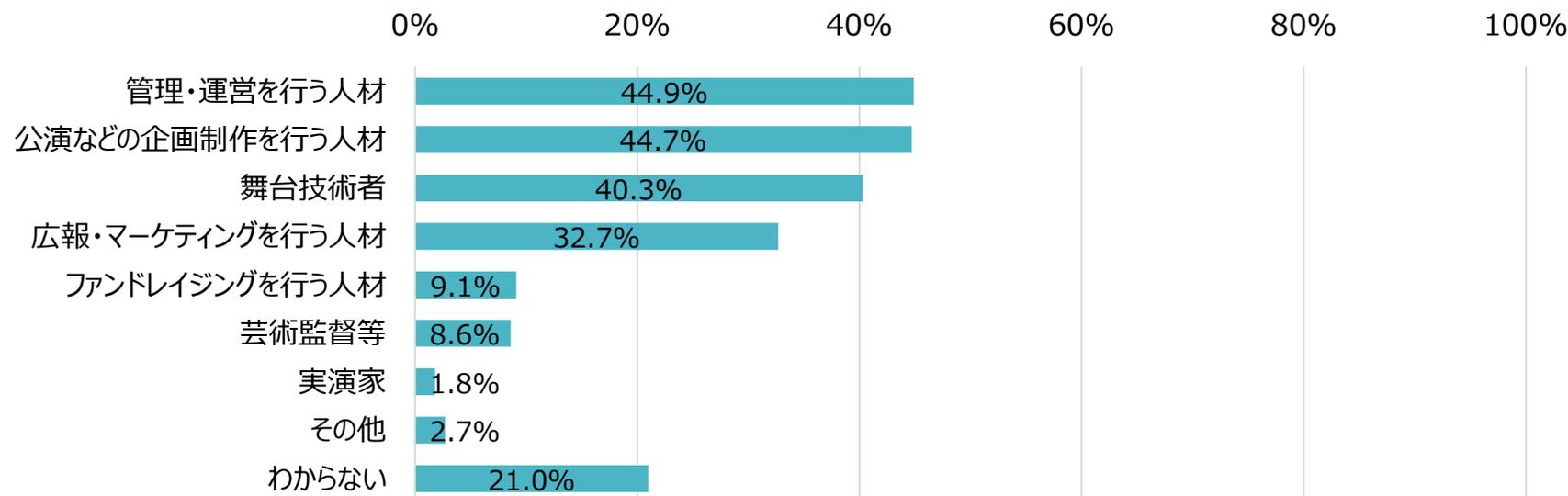
各施設に対し、一番近いタイプがどれかを聞いたところ、「自主事業と市民文化活動を中心とした劇場」が31.0%と最も高く、次いで「自主事業、プロの興行、市民文化活動を実施する劇場」が21.1%、「市民文化活動を中心とした劇場」が16.1%だった。



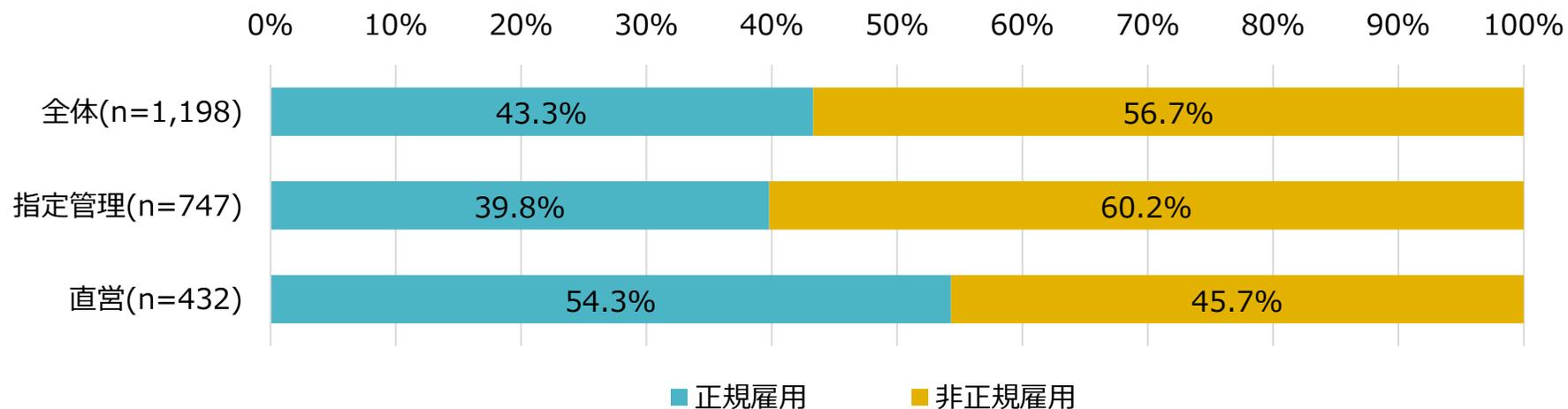
■ 専門的人材を確保できている館の割合（設置者別）



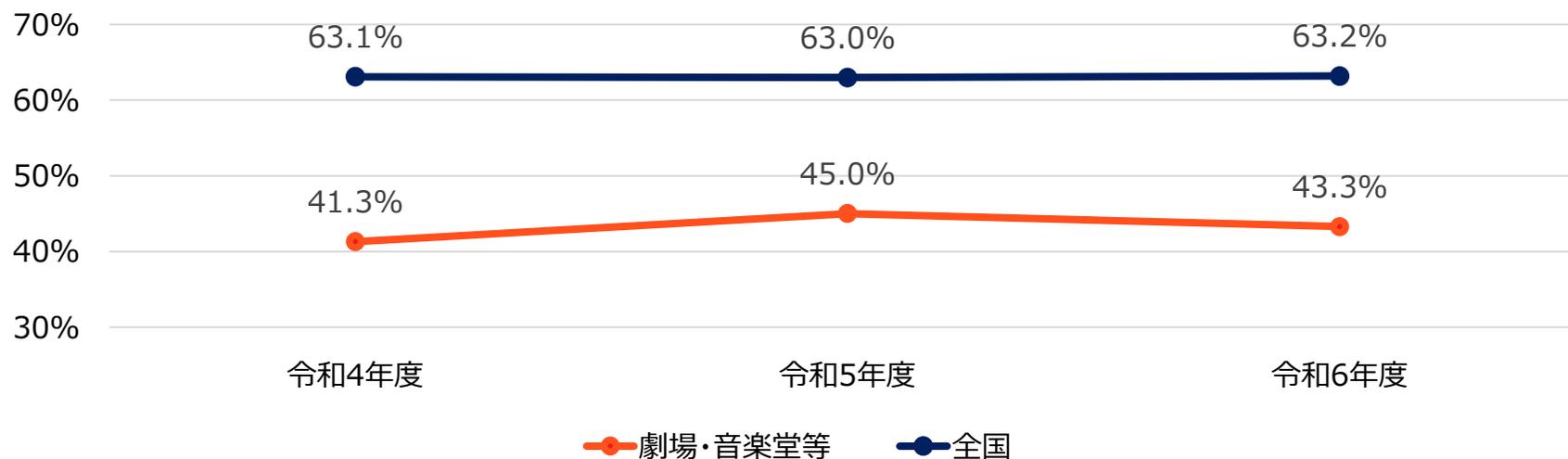
■ 確保が必要な専門的人材 ※複数回答



■ 正規・非正規雇用の割合 (令和6年度)



■ 正規雇用の割合推移



現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進

令和8年度予算額（案） 4,593百万円
（前年度予算額 3,669百万円）

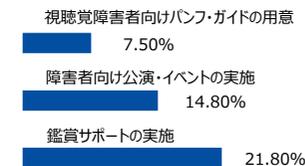


現状・課題

劇場・音楽堂等は、世界の芸術をリードする創造発信や、地域における文化拠点としての役割を果たすことが求められている。

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行から10年以上が経過しており、これまでの取組成果を検証しつつ、今後10年間を見据えながら、劇場・音楽堂等が、①地域の核として、②世界に響く芸術の拠点として、資するよう、場としての運営強化や、場で取り込まれる舞台芸術活動等の強化を図る。

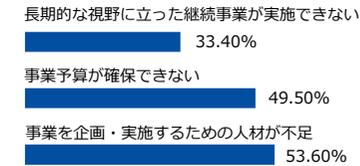
配慮を要する利用者対応の実施内容



▶対応不足

（公財）全国公立文化施設協会調査（令和5年度）

事業運営にあたっての課題



▶根本的検討・対応必要

（公財）全国公立文化施設協会調査（令和6年度）

事業内容

国際的水準

- 劇場法10条・11条
- 経済財政運営と改革の基本方針2025（劇場）

■共同制作事業

新たな質の高い創作活動 105百万円
・複数の劇場・音楽堂・実演芸術団体等が共同実施する新たな創造活動（新作、新振付）等に対して支援。
<補助>

■総合支援事業

我が国の実演芸術の水準向上 681百万円
・我が国を代表する牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う国際的水準の公演活動や人材養成プログラム、普及啓発等、戦略的かつ意欲的な取り組みを総合的に支援。
<補助>

<成果等の明確化>

日本芸術文化振興会を通じた助成金（■）については、求める成果・審査基準をより明確化し、重点支援、優先採択を実施

鑑賞機会

- 劇場法12条・13条・15条
- 差別解消法改正
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 経済財政運営と改革の基本方針2025（劇場、子供鑑賞）

○劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業

1,900百万円
・劇場・音楽堂等で行われる、子供たちの鑑賞・体験の機会を提供する公演を実施するための費用等を支援。
<補助>

■地域中核事業

文化拠点としての機能強化 716百万円
・地域の中核的な劇場が実施する公演、人材育成、普及啓発、共生社会への取り組みを支援。
<補助>

■劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による地域活動基盤形成支援事業【新規】

1,024百万円
地方の劇場・音楽堂等と優れた芸術団体（又は統括団体）とが事業提携を行い、芸術団体の中長期的な活動基盤を形成する取組を支援。
<補助>

運営改善

- 劇場法6条・9条・13条・16条
- 経済財政運営と改革の基本方針2025（コンセッション）
- PPP/PFI推進アクションプラン

○基盤整備事業

組織力・専門性強化 67百万円
・劇場・音楽堂等が抱える課題・ニーズにきめ細やかに対応した研修（アートマネジメント・舞台技術）、現地支援員（創造発信活動等の計画立案に対する指導助言等）の派遣、ウェブサイト等による情報提供の実施、劇場・音楽堂等の活動状況等に関する調査・分析。
<委託>

○文化施設サービス刷新・活動活性化等運営改善推進支援事業

コンセッション導入促進 72百万円
・コンセッション導入に関する専門家による電話相談対応や自治体等への専門家派遣、導入可能性調査等に要する経費等への助成。
<委託・補助>

アウトプット（活動目標）

- 令和8年度
- 子供への舞台公演鑑賞機会の提供 600公演
 - 公演、普及、人材育成、共生社会事業への助成 145件
 - コンセッション導入における支援 3件

短期アウトカム（成果目標）

- 子供の文化芸術への親しみの向上 令和8年度 80%
- コンセッション具体化 令和8年度 10件

中期アウトカム（成果目標）

- 子供の文化芸術活動参加意識の向上 令和10年度 80%
- コンセッション具体化 令和13年度 35件

長期アウトカム（成果目標）

- 子供の文化芸術活動開始 50%
- 鑑賞行動における地域間格差の是正

担当：企画調整課